

史跡

阿志岐山城跡保存活用計画

(案) 2025. 11. 14

令和 8 年 (2026) 3 月

筑紫野市

例 言

1. 本書は、福岡県筑紫野市に所在する国指定史跡阿志岐山城跡の保存活用計画書である。
2. 本計画の策定事業は阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会を設置し、文化庁文化財第二課、福岡県教育総務部文化財保護課の指導・助言のもと、筑紫野市教育委員会が実施した。
3. 事業にあたっては、「文化庁国宝重要文化財等・活用事業補助金」の交付を受けて令和6年度・令和7年度の2ヶ年で実施した。
4. 計画策定に関連する業務の一部を、株式会社 修復技術システムに委託した。

史跡阿志岐山城跡保存活用計画 - 目 次 -

第1章 保存活用計画策定の目的と経過	1
第1節 策定の経緯	2
第2節 策定の目的	2
第3節 計画の対象範囲	2
第4節 計画期間	2
第5節 阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会の設置と関連会議	3
1. 阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会の設置	3
2. 審議経過	3
3. 土地所有者説明会	4
4. パブリックコメント	4
第2章 位置と環境	5
第1節 位置	6
1. 筑紫野市の概要	6
2. 遺跡の位置	7
3. 関連遺跡	8
4. 市内の指定文化財	10
第2節 環境	11
1. 自然環境	11
2. 社会環境	16
3. 史跡を取り巻く市の施策・情勢	20
第3章 史跡の概要	27
第1節 阿志岐山城跡の調査	28
1. 古代山城研究史	28
2. 発見の経緯	32
3. 発掘調査	32
第2節 各遺構の概要	34
1. 第1水門	34
2. 第2水門	34
3. 第3水門	34
4. 土塁及び列石	35
第3節 史跡指定	37
1. 指定の概要	37
2. 指定理由とその範囲	38
第4章 史跡の本質的価値	47
第1節 史跡阿志岐山城跡の本質的価値	48
第2節 構成要素	49
第5章 保存活用の現状と課題	55
第1節 計画地全体の現状と課題	56
1. 保存管理	56
2. 調査・研究	61
3. 活用	62
4. 整備	63
5. 運営・体制	64
第2節 各区域の現状と課題	64
第6章 大綱と基本方針	67

第7章 保存管理	69
第1節 保存管理の方向性	70
第2節 保存管理の方法	71
1. 区域ごとの特性に合わせた保存管理	72
2. 現状変更等の取り扱い	76
3. 追加指定及び公有化の方針	76
4. 文化財の危険箇所の対応	76
5. 保存管理に関わる環境調査	76
6. 分収造林団地の対応	76
第8章 調査・研究	77
第1節 調査・研究の方向性	78
第2節 調査・研究の方法	78
1. 調査・研究のための体制整備	78
2. 総合的な調査・研究の推進	78
3. 調査・研究成果の公開	79
第3節 各区域で推進する調査・研究の内容	79
第9章 活用	81
第1節 活用の方向性	82
第2節 活用の方法	82
1. 継続的な情報の周知	82
2. 史跡の段階的な公開	82
3. 常設で学べる場所の設置	83
4. 多様な方法での情報発信	84
5. 生涯学習や地域と連携した活用の実施	84
6. 教育分野と連携した活用の実施	85
7. 関連する古代の遺跡や山城と連携した活用の実施	85
8. 市内の観光と連携した活用の実施	85
第3節 各地域の活用の方法	86
第10章 整備	87
第1節 整備の方向性	88
第2節 整備の方法	88
1. 保存管理のための整備	88
2. 活用のための整備	89
3. 各区域の整備方法	91
第11章 運営・体制	95
第1節 運営・体制の方向性	96
第2節 運営・体制の方法	96
1. 保存活用の体制の強化	96
2. 内部体制の拡充	97
3. 関係者等との連携体制の整備	97
4. 関連自治体と横断的な情報共有の継続	97
第12章 今後の取組み	99
第1節 施策の実施計画	100
第2節 進捗確認	101
第3節 計画の見直し	102

第 1 章

保存活用計画策定の目的と経過

第1節	策定の経緯	2
第2節	策定の目的	2
第3節	計画の対象範囲	2
第4節	計画期間	2
第5節	阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会の設置と関連会議	3



宮地岳（阿志岐山城）遠景 御笠平野（西）から

第1章 保存活用計画策定の目的と経過

第1節 策定の経緯

阿志岐山城跡は筑紫野市東部、大字阿志岐に所在する古代山城である。精緻に築かれた石塁及び土塁が確認され、平成23（2011）年9月に古代山城として国史跡に指定された。その後、一般市民対象に現地見学会を開催し、全国各地から多数の参加があり、その関心の高さがうかがえた。一方で、近年の集中豪雨による被災が相次いだため、将来にわたって史跡を適切に保存活用するために包括的な検討と方針を明示することとし、保存活用計画を策定するに至った。

第2節 策定の目的

史跡の価値や範囲を明らかにする基礎的な確認調査は終えている。遺跡を構成する土塁等の遺構が急峻な谷側へ崩落しそうな危険箇所の把握も行っている。これらの現状を踏まえ、阿志岐山城跡を次世代につないでいくため、適切に保存・活用するための方針・方法の策定を目的とする。

第3節 計画の対象範囲

保存活用計画策定における計画対象範囲(図1)は、史跡として指定を受けている範囲(以下「指定地」という)の約100haを基本とする。また、計画対象地は幹線道路から離れていることから便益施設などの活用面も考慮し、必要に応じて周辺を含めて検討を行う。

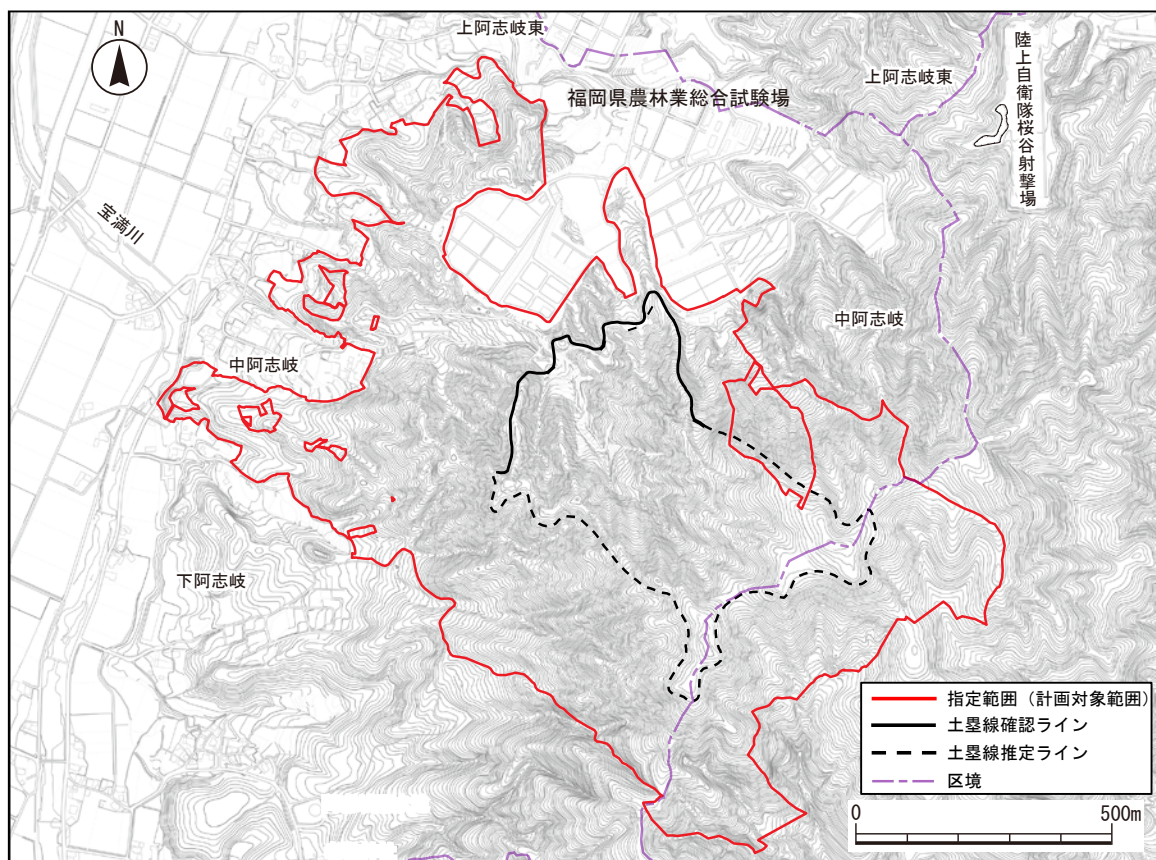


図1 計画対象範囲図

第4節 計画期間

本計画は令和8年(2026)3月に策定し、計画期間を令和8年4月1日から令和18年(2036)3月31日までの10年間とする。

第5節 阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会の設置と関連会議

1. 阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会の設置

本委員会は、保存管理・活用・整備に係る基本方針を定めるため、各分野の専門家からなる「史跡阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会」を設置した。

委員（会 長）	亀 田 修 一	岡山理科大学 名誉教授（考古学）
委員（副会長）	末 次 大 輔	宮崎大学 工学部 教授（土木工学）
委員	大 方 優 子	九州産業大学 地域共創学部 教授（観光学）
委員	朝 廣 和 夫	九州大学 芸術工学研究院環境設計部門 教授（ランドスケープ）
委員	八 尋 雄 二	御笠まちづくり協議会長（地域代表）

指 導 助 言	洪 谷 啓 一	文化庁文化財第二課史跡部門主任文化財調査官
	下 原 幸 裕	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課文化財保護係長
	野 木 雄 大	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課文化財保護係技術主査

事 務 局

令和6年度・7年度

筑 紫 野 市	上 野 二三夫	筑紫野市教育委員会教育長
	長 澤 龍 彦	筑紫野市教育委員会教育部長（令和6年度）
	濱 崎 博 文	筑紫野市教育委員会教育部長（令和7年度）
	小鹿野 亮	筑紫野市教育委員会文化財課長
	川 口 陽 子	筑紫野市教育委員会文化財課保存活用担当係長
	海 出 淳 平	筑紫野市教育委員会文化財課保存活用担当主任

2. 審議経過

第1回阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会

日時：令和6年8月21日

場所：筑紫野市歴史博物館（ふるさと館ちくしの）2階研修室

内容：委員委嘱状交付

保存活用計画策定の趣旨と今後の進め方

計画案 第1章～第5章の協議

第2回阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会

日時：令和6年11月1日

場所：筑紫野市歴史博物館（ふるさと館ちくしの）2階研修室および現地

内容：史跡の現地視察による現状の確認と課題の把握

計画案 第1章～第5章の修正箇所の説明、第4章および第6章の協議

第3回阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会

日時：令和7年1月24日

場所：筑紫野市歴史博物館（ふるさと館ちくしの）2階研修室および現地

内容：史跡の現地視察による現状の確認と課題の把握

第1章～6章の確定、第7章および第8章の提示

第4回阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会

日時：令和7年5月23日

場所：筑紫野市生涯学習センター 学習室4

内容：第7章および第8章の協議、第9章および第10章の提示

第5回阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会

日時：令和7年8月21日

場所：筑紫野市歴史博物館（ふるさと館ちくしの）2階研修室

内容：第9章および第10章の協議、第11章および第12章の提示・協議

第6回阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会

日時：令和7年11月10日

場所：筑紫野市歴史博物館（ふるさと館ちくしの）2階研修室

内容：計画案全体の確認

第7回阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会

日時：令和8年1月29日

場所：筑紫野市歴史博物館（ふるさと館ちくしの）2階研修室

内容：パブリックコメントを受けた後の最終確認と承認

3. 土地所有者説明会

本史跡は、公有地化されていない範囲を含むため、保存管理や活用については、土地所有者に対し保存活用計画の説明を行い、策定を進めることとした。

地権者説明会：土地所有者対象

阿志岐山城跡保存活用計画地権者説明会

日時：令和6年8月7日

場所：筑紫野市生涯学習センター3階 視聴覚室

内容：史跡阿志岐山城跡についての説明

保存活用計画策定の趣旨と今後の進め方、史跡指定の経緯と阿志岐山城跡の価値、保存活用計画書の構成の説明

4. パブリックコメント

本史跡の保存活用計画について市民に幅広い意見を聴取し、より良い計画内容とするため、パブリックコメントの募集を行う。

閲覧・意見提出期間：令和7年11月14日～令和7年12月16日

第 2 章 位置と環境

第1節 位 置	6
第2節 環 境	11



宮地岳（阿志岐山城）西側遠景 御笠平野上空から

第2章 位置と環境

第1節 位置

1. 筑紫野市の概要

筑紫野市は福岡県の中央部からやや西部に位置している。東西の距離 15.6km、南北の距離が 14.1km で、87.73 km²の面積を有している。西の脊振山系、東の三郡山系に挟まれ、丘陵部から平野部にかけて市街地が形成されている。本市の周囲は、太宰府市、大野城市、小郡市、飯塚市、那珂川市、筑前町や県境を介して佐賀県基山町とも接している。

本市の歴史は古く、地勢的に福岡平野と筑後平野を結ぶ位置にあり、太古から交通の要衝として栄えてきた。古代には律令制のもと西海道諸国を統括した大宰府が置かれ、そのまち並みである条坊や寺院などが市内に所在し、周辺に古代山城が築城された。また、宝満山では国家的な祭祀が行われ、古代大宰府に関連する遺跡が多数所在する重要な場所であった。江戸時代には、長崎街道沿いに山家宿、原田宿が置かれることになり、交通の要衝として発展し、その性格が本市の発展を支えてきた。また、温泉の歴史も古く、交通の要衝としての性格と温泉・商業が結びついて栄え、豊かな自然とともに先人が築いてきた歴史的、文化的遺産を受け継いできた。

このような背景のもと、昭和 30 年 3 月 1 日、二日市町・御笠村・山家村・筑紫村・山口村の 1 町 4 村が合併して筑紫野町となり、昭和 47 年 4 月 1 日に市制が施行された。現在では、都市化の進展に伴い、福岡都市圏のベッドタウンとなっている地域も見られる。

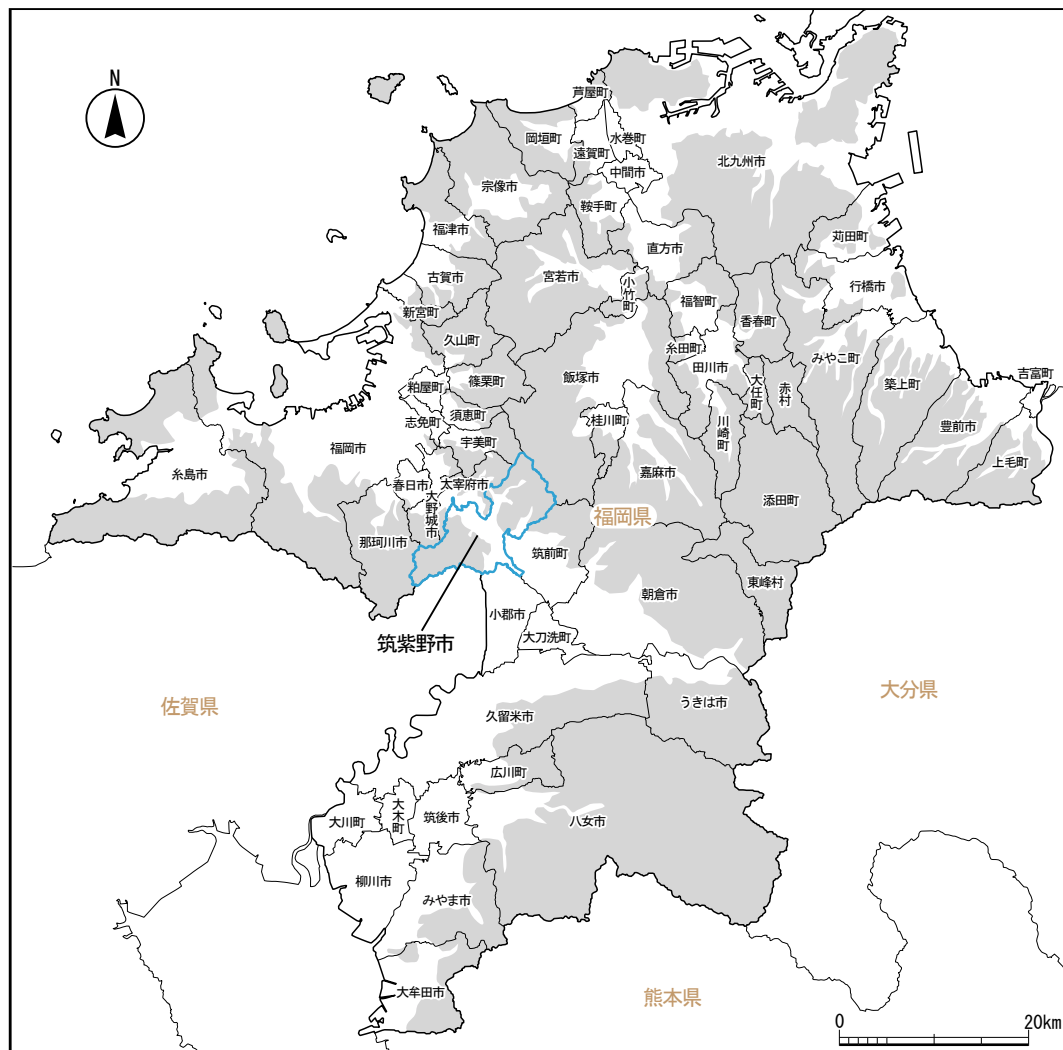


図2 筑紫野市位置図

2. 遺跡の位置

宮地岳は、ほぼ円錐形の山で福岡平野と筑後平野をつなぐ二日市低地帯に突き出た位置にある。西は二日市低地帯、南は筑前町方面に面しており、北は宝満川によって形成された御笠の平野部に面している。山頂に立てば有明海から博多湾まで見通すことができ、大野城跡、大宰府政庁跡、水城跡、基肄城跡、高良山神籠石など古代の重要な遺跡を一望できる。

城域は宮地岳北側山腹に位置し、その正面は御笠の平野部の奥を向いている。阿志岐山城跡の真北には、蘆城駅家跡の可能性のある御笠地区遺跡A地点があり、そこを分岐点として、西の高尾山方向を向けば大宰府政庁跡、北東に向かえば米ノ山峠を経て豊前に入る古代の「(推定) 豊前道」に面している。城域正面からは、二日市低地帯を見通すことができない。言い換えれば、米ノ山峠から降りてきて御笠の平野部が広がったとき初めて阿志岐山城跡が眼前に現れることになる。また、同じく大宰府から高尾山の尾根線を横断して御笠の平野部を見たとき、正面に阿志岐山城跡があらわれることになり、本城が只越方面・米ノ山峠を睨む位置に選地していることは明らかで、築城意図の重要な要件の一つであったと考えられる。

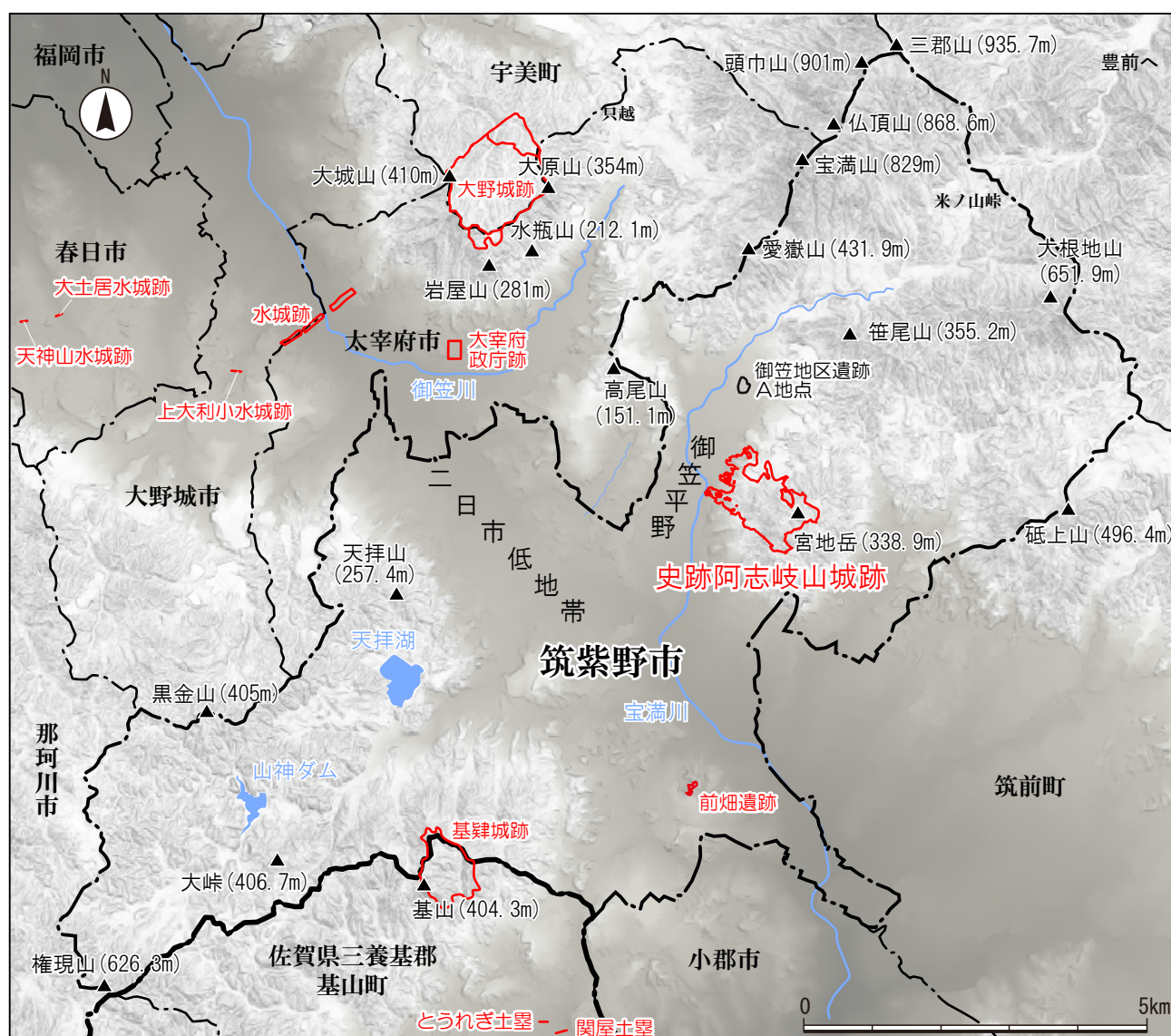


図3 阿志岐山城跡位置図

3. 関連遺跡

筑紫野市の地勢は、福岡平野と筑後平野を結ぶ中間に位置し、古代から交通の要衝となり、また重要な軍事拠点となっていた。そのことは、周辺の大宰府政庁・大野城・基肄城・水城の存在や、太平洋戦争末期に宮地岳南麓に造られた第16方面軍事司令部の存在からもうかがえる。

宮地岳で人類の生活の痕跡が認められる時期は、後期旧石器時代に遡る。宮地岳南麓の山家遺跡などからナイフ形石器などが採取されている。縄文時代に入ると、南麓の天山に所在する峰古野遺跡から押型文土器が発見されている。縄文時代後期には宮地岳西側平野の御笠地区遺跡A・B地点で広田式の精製土器の浅鉢や粗製深鉢などが出土している。また、宮地岳西麓の阿志岐シメノグチ遺跡では、晩期の方形竪穴式住居跡が検出されている。

弥生時代中期後半以降、宮地岳南麓の鞭掛遺跡、終末期の小型仿製鏡が出土した日焼遺跡、西麓では中期後半の丹塗大型特殊器台などの祭祀土器群が出土した阿志岐シノメグチ遺跡などが立地している。古墳時代に入ると、宮地岳山麓は古墳築造拠点として急速に拡大する。阿志岐山城跡西側・南西側に位置する杉の谷古墳群（後期～終末円墳3基）、阿志岐古墳群D群（時期不明6基）・B群（後期円墳21基・前期方墳5基）・C群（時期不明円墳7基）・A群（後期円墳10基）、脇道古墳群（時期不明円墳4基）、老松神社古墳群（後期～終末期円墳2基）、天山古墳群（時期不明円墳7基）などが、阿志岐から天山の山麓に築造されていく。また、宮地岳南東側では殿様塚古墳群（後期円墳7基）、山家古墳群A群、山家古墳群B群、山家古墳群C群なども築造されている。

古代に入ると、阿志岐山城の北西約5kmの四王寺山の南裾に、古代の行政機関である大宰府政庁が設けられる。大宰府は、西海道九国三島の支配と内外使節の送迎や海边防備を担当し、那津官家が前身と考えられている。『日本書紀』推古天皇十七年（609）四月四日

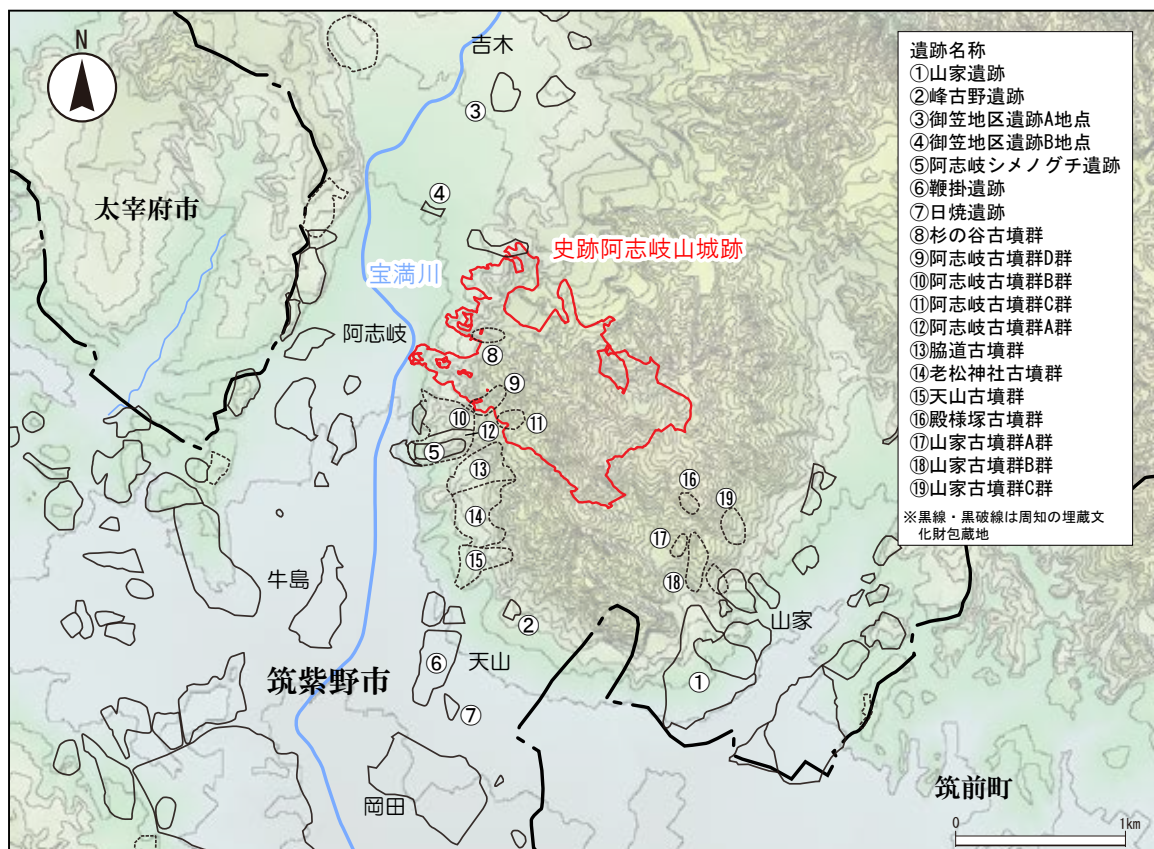


図4 指定地周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地及び関連遺跡位置図

条において初出する筑紫大宰は、那津官家に派遣されたと考えられている。そして、白村江の敗戦後、筑紫大宰は那津官家から大宰府政庁に移ったと考えられている。

大宰府の成立時期は特定できないが、政庁はこれまでの発掘調査により 3 期の造営が確認されており、第Ⅰ期は掘立柱建物で、おおむね 7 世紀後半と考えられている。第Ⅱ期（8 世紀）及び第Ⅲ期（9 世紀以降）は、南北 211 m、東西 112 m の範囲を築地・回廊で囲い、礎石建物をコの字形に配している。政庁の前面は平城京と同じく条坊制がしかれ、中央を南北に大路が通り、その東側が左郭、西側が右郭の条坊が形成された。

天智天皇二年（663）、倭・百済連合軍は白村江の戦いで唐・新羅連合軍に大敗し、百済復興は無くなった。引き続き唐・新羅連合軍が日本へ侵攻してくることが予想されたため、敗戦の翌年（664）、対馬、壱岐、筑紫に防人と烽を設置し筑紫に水城を築造した。

また、その翌年（665）には筑紫に大野城と基肆城を築城し、長門国に城を築造した。白村江での敗戦後わずか 2 年のうちに、急遽、築造されたこれらの防衛拠点は、大宰府政庁を守備することを目的としており、それぞれの配置には戦略的な意図をもって計画されたものと考えられる。その中において、阿志岐山城跡はそれらの東に位置し、戦略的配置の一角を担っていたものと考えられている。



写真1 大宰府政庁跡（太宰府市）南から



写真2 水城跡（太宰府市・大野城市・春日市）北から



写真3 大野城跡（太宰府市・大野城市・宇美町）東から



写真4 基肆城跡（筑紫野市・基山町）南東から



写真5 宝満山（筑紫野市・太宰府市）南西から

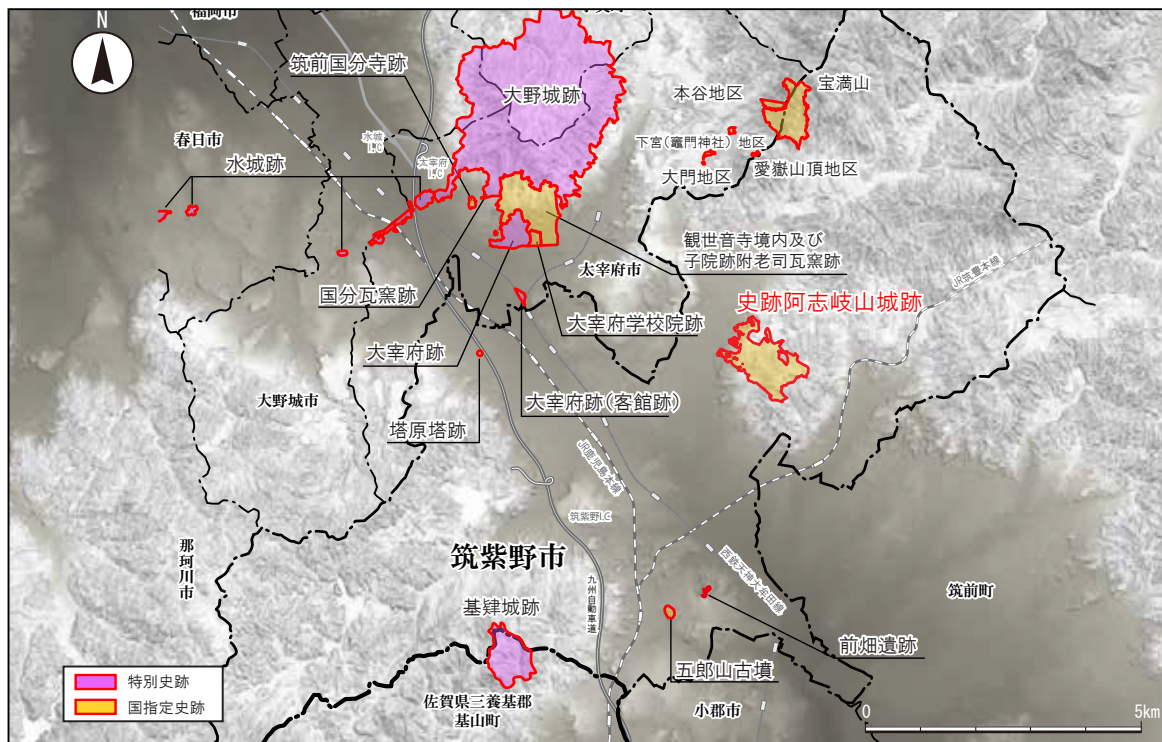


図5 関連史跡位置図

4. 市内の指定文化財

筑紫野市には、国指定文化財が7件、国登録文化財が1件、県指定文化財が6件、市指定文化財が28件、合計42件の指定文化財がある。

表1 市内指定文化財一覧

令和7年4月1日現在

区分	種別	指定年月日	名称	員数
国	特別史跡	昭和29年3月20日	基肄（椽）城跡	27,429.6㎡（筑紫野市26485.9㎡）
	史跡	昭和14年9月7日	塔原塔跡	82,645㎡
	史跡	昭和24年7月13日	五郎山古墳	3,846㎡
	史跡	平成23年9月21日	阿志岐山城跡	1,002,317.36㎡
	史跡	平成25年10月17日	宝満山	644,341.56㎡（筑紫野市391041.3㎡）
	史跡	令和7年3月10日	前畑遺跡	9,535.92㎡
	有形文化財（考）	平成16年6月8日	福岡県限・西小田遺跡群出土品	
国登録	有形文化財（建）	平成9年5月29日	旧九州鉄道城山三連橋梁	1基
県	史跡	昭和35年8月16日	武蔵寺跡	13,680㎡
	史跡	平成14年4月5日	山家宿西構口並びに土堀	一対
	有形文化財（絵）	平成15年2月5日	紙本着色武蔵寺縁起	5幅
	有形文化財（考）	平成17年2月23日	限・西小田遺跡群墓群出土品 第2・3・5・8・10・13地点墓群出土品	一括
	天然記念物	平成13年2月21日	立明寺のタブノキ	1本
	天然記念物	平成13年2月21日	武蔵のイヌマキ群	11本の群落
市	有形文化財（建）	昭和50年6月16日	古石塔	1基
	有形文化財（建）	昭和50年6月16日	自然石梵字板碑	1基
	有形文化財（建）	昭和50年6月16日	山家宿場郡屋土蔵	1基
	有形文化財（考）	昭和59年11月1日	武蔵寺経塚群出土品	
	有形文化財（建）	平成11年7月23日	牛島地蔵石仏	1基
	有形文化財（彫）	平成16年10月18日	木造十二神将像	全十二軀
	有形文化財（建）	平成17年8月4日	阿弥陀三尊板碑	1基
	有形文化財（歴）	平成18年8月8日	紙本着色山家御茶屋指図	1幅
	有形文化財（絵）	平成26年4月24日	紙本着色宝満山入峯絵巻	1巻
	有形文化財（彫）	平成26年4月24日	柚須原の木造聖観音坐像	1軀
	有形文化財（建）	平成26年11月27日	山家宿の恵比須石像	1基
	有形文化財（古）	平成26年11月27日	正徳四年カ「二日市宿庄屋覚書」（河口屋水城正五郎写）	1冊
	有形文化財（考）	平成28年2月3日	「和銅八年」刻書須恵器	1片
	有形文化財（歴）	平成29年10月26日	寛文九年十二月平石坊権大僧口和尚銘 瓦質祠	1棟(7点)
	有形文化財（古）	令和7年3月27日	大賀家文書	一括
	無形民俗文化財	昭和51年4月16日	山家岩戸神楽	
	無形民俗文化財	昭和59年11月1日	筑紫神社粥占行事付粥鉢一口	
	史跡	昭和59年11月1日	高橋紹運首塚伝承地	89.10㎡
	史跡	平成4年4月30日	杉塚廃寺跡	949.82㎡
	史跡	平成4年4月30日	大宰府条坊跡朱雀大路(立明寺地区)	46㎡
	史跡	平成4年12月28日	山家宿郡屋跡	2,045.27㎡
	史跡	平成4年12月28日	山家宿大庄屋役宅跡	1,852.47㎡
	史跡	平成7年6月23日	山家宿下代跡地	80.8㎡
	史跡	平成22年11月17日	原口古墳	5607.7㎡
	史跡	令和5年12月7日	岡田地区遺跡の古代官道	277.54㎡
	天然記念物	昭和50年6月16日	長者の藤	1本
	天然記念物	昭和59年11月1日	二日市八幡宮神木の公孫樹	1樹
	天然記念物	平成11年7月23日	平等寺エヒメアヤメ	6,093㎡

第2節 環境

1. 自然環境

(1) 地形

阿志岐山城跡は、宮地岳（338.9 m）を主峰とした独立山体の山頂部およびその北西側斜面に位置している。宮地岳は、市域東部の三郡山地の大根地山（651.9 m）から派生した円錐形の丘陵性山地で、二日市低地帯に向いて突き出た形である。山頂部や尾根頂部が緩斜面であるのに対して、斜面部が急勾配（勾配 40°）であり、お椀を伏せた様な地形となっている。この山は北西～南東方向から派生した尾根と谷の分布が顕著で、特に宮地岳の西側には北西方向および西方向に開いた大きな谷が存在している。この北西方向に開いた谷を取り囲む尾根の斜面は急斜面であり、それに沿って阿志岐山城跡の土塁線がつけられている。

土塁線西端付近から西側の中阿志岐方面へ連続して伸びる尾根線は、宝満川屈曲部に接する尾根線端部（荒船神社）まで続き、宝満川の氾濫原と併せて自然の壁状になっている。

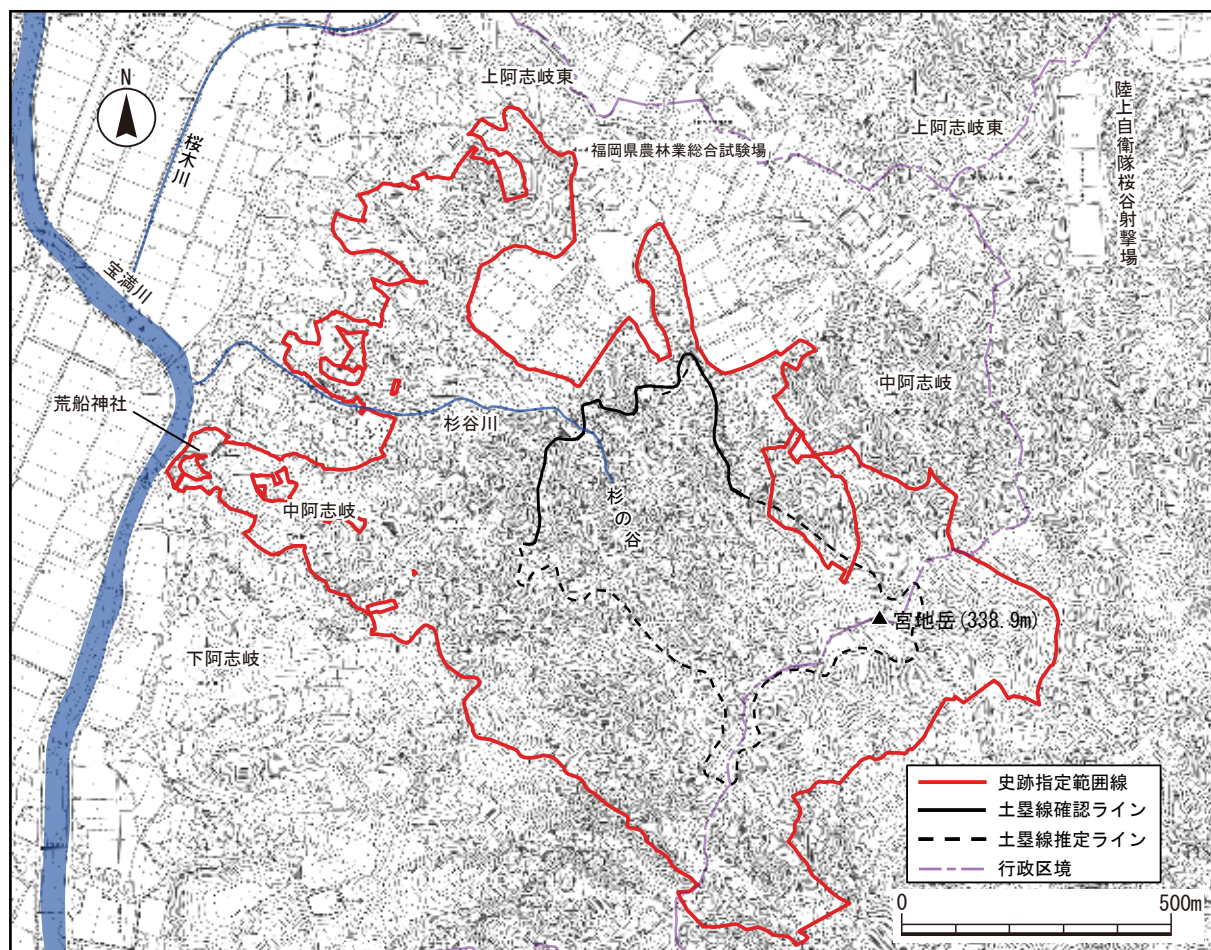


図6 阿志岐山城跡周辺地形図

(2) 地質

宮地岳周辺の地質は、中生代白亜紀後期に貫入した大陸性の花崗岩（朝倉花崗閃緑岩および早良型花崗岩）で構成される。尾根部では風化作用によりマサ土状を呈する風化層が厚く分布しているが、谷部では比較的新鮮硬質な岩盤が分布するようである。このため、尾根周辺では表層崩壊地形が頻繁に観察される傾向が強い。

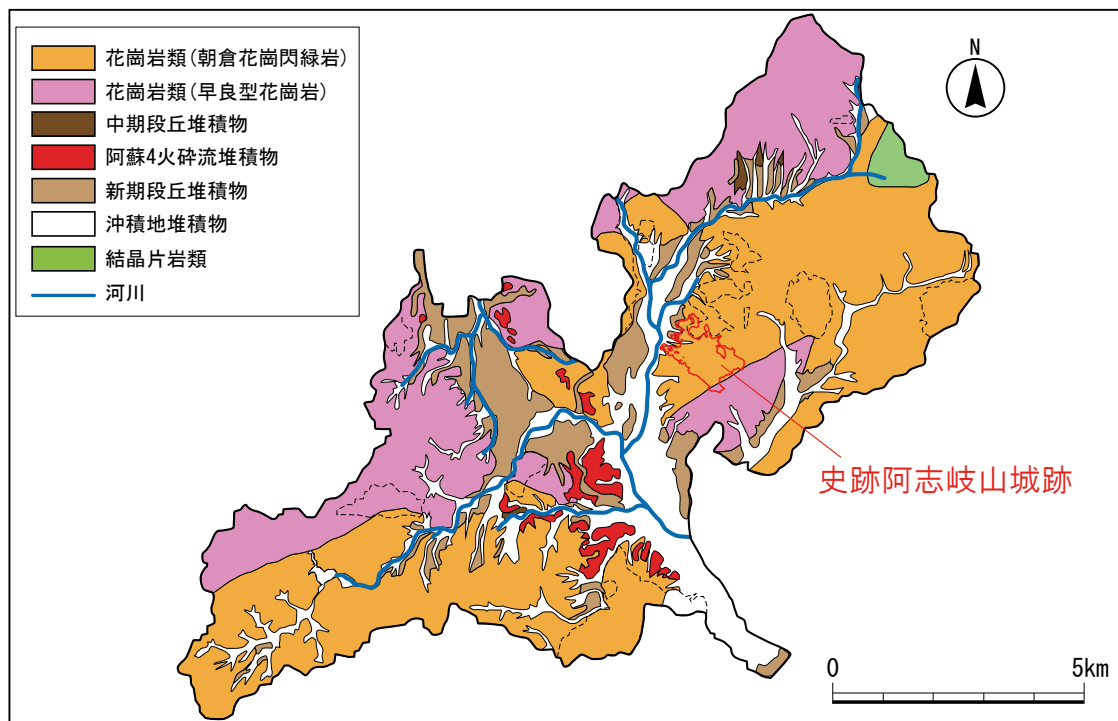


図7 阿志岐山城跡地質概要図

(3) 気候

筑紫野市の気象は、概ね穏やかで温暖な気候に恵まれ、年平均気温の平年値が約18.1℃である。また、三郡山系及び脊振山系が迫っていることから降雨が多く、年間降水量の平年値は約2,000mmである。

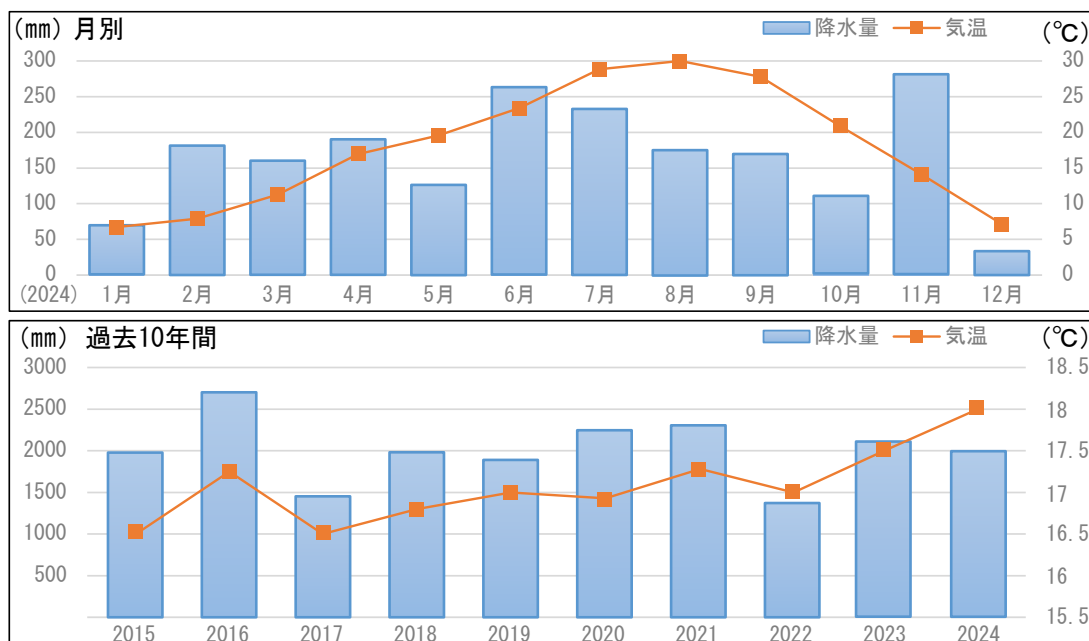


図8 月別、過去10年間の平均気温と降水量（資料：気象庁HP太宰府観測所）

(4) 動植物

1) 植生の概要

現存植生図（平成 21 年環境省）によれば、阿志岐山城跡周辺の植生はスギ・ヒノキ・サワラ植林が大部分を占め、城域の外側にあたる南東斜面や北東斜面にアカマツ群落、シイ・カシ二次林、コナラ群落が分布している。また、西側の集落に続く斜面にもシイ・カシ二次林が分布しており、第 1 水門及び第 2 水門の上流部と土塁線に囲まれた西側の谷にはアカメガシワ－カラスザンショウ群落が分布している。

遺構周辺の植生については、大部分はスギ・ヒノキの植林に覆われているが、谷の底部や北西部の土塁線周辺はシイの大木や竹林も見られる。植林は植樹から概ね 50 年が経過して高木になっている。山頂付近の植林と二次林の境界付近や尾根上の管理用道路などにもシイ・カシの大木が見られる。東側斜面や北側斜面の土塁推定線周辺はほぼ二次林であり、下草も少ない。尾根上からは、アカマツの確認はできなかった。また、南側土塁線上の尾根から第 1 水門付近にかけて数本のアカマツやヤマザクラも確認できるが、アカマツの約半数は枯死している。

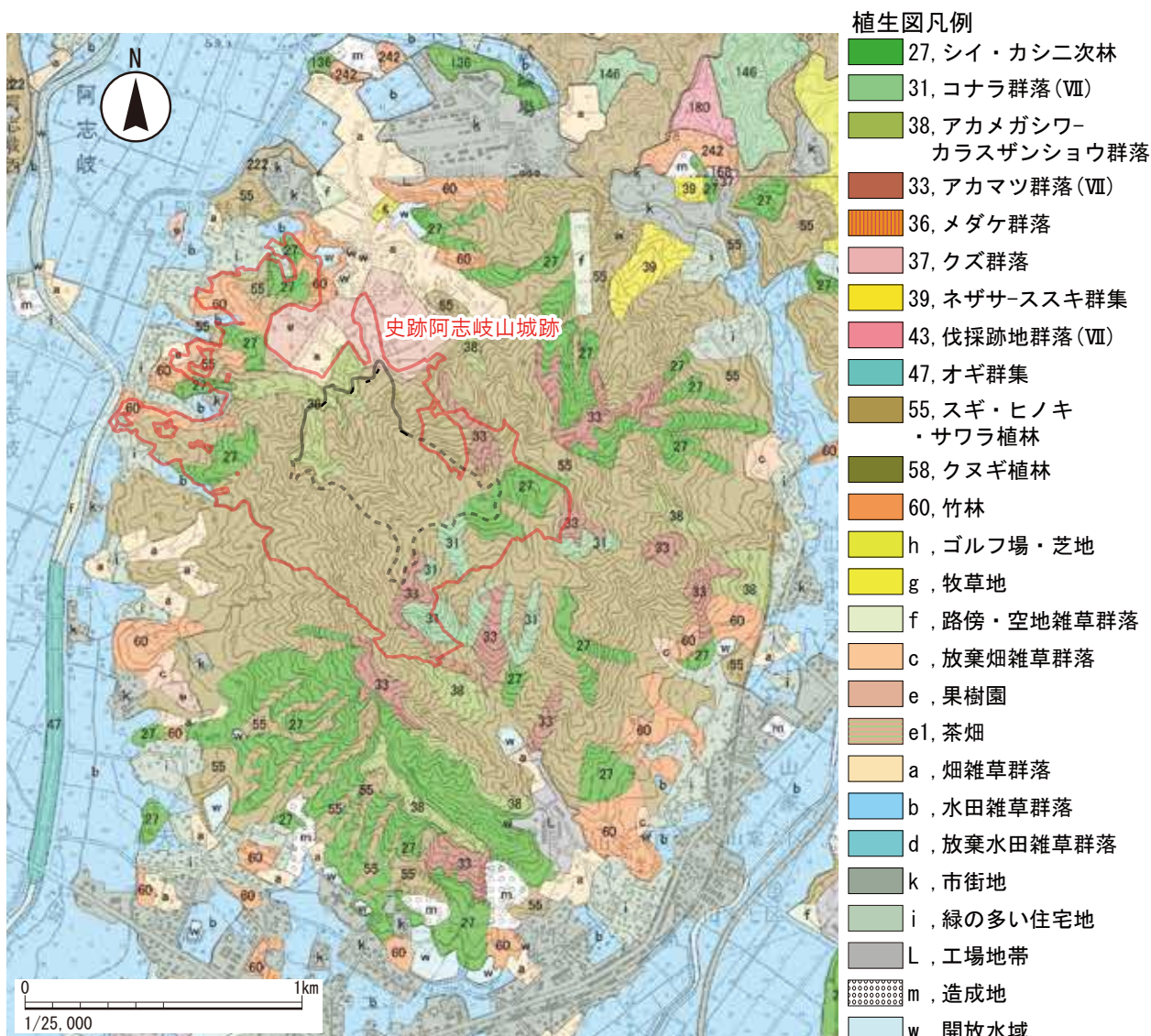


図 9 現存植生図 (1/25,000 植生図「二日市」「太宰府」) (「第 3 回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」環境省生物多様性センター) (URL: biodic.go.jp) に筑紫野市教育委員会が作成・加工したものである。)

2) 遺跡周辺の動物の概要

阿志岐山城跡に生息すると思われる小動物は、イノシシ、シカ等が挙げられる。沢沿いや谷部を中心にイノシシのものと思われる足跡やヌタ場が多く見られる。西側土塁では列石周辺をイノシシや小動物が掘ったと思われる跡が確認できる。また、山中の杉・ヒノキ下部にシカの角研ぎにより樹皮が剥がれた痕が散見される。

山中では頻繁に鳥の鳴き声が聞こえる。2011年の宮地岳の森での調査結果では、カイツブリやヒヨドリ、ジョウビタキ等の確認がされている。

哺乳類について、平成23年の調査では、希少種であるムササビの食痕が確認されている。姿の確認は難しいが山中に生息しているものと考えられる。その他にテンやイタチ、タヌキが生息している。数は少ないと考えられるが、サルも山中で行動している。

爬虫類及び両生類については、山中に湿性の谷部や沢があり、複数目撃等されている。平成23年の調査では、爬虫類のヤモリやアオダイショウなど、両生類では各種のカエルが目撃及び確認されている。

表2 鳥類（環境指標の森：宮地岳の森 2011年11月20日調査結果及び現地確認）

科	種	調査結果
カイツブリ科	カイツブリ	8
サギ科	アオサギ	1
ハト科	キジバト	1
セキレイ科	キセキレイ	1
	ハクセキレイ	1
	セグロセキレイ	1
ヒヨドリ科	ヒヨドリ	5+ 声
ミソサザイ科	ミソサザイ	1 声
ツグミ科	ジョウビタキ	1 (オス)
シジュウカラ科	ヤマガラ	1 声
メジロ科	メジロ	3
カラス科	ハシブトガラス	4
キジ科	ヤマドリ	現地確認

財団法人九州環境管理協会「筑紫野市自然環境啓発推進事業 環境指標の森モニタリング報告書」平成24年3月及び現地確認

表3 哺乳類

科	種	調査結果
リス科	ムササビ	食痕確認
イタチ科	テン	糞確認
イタチ科	イタチ	糞確認
イヌ科	タヌキ	糞確認
オナガザル科	ニホンザル	確認
イノシシ科	イノシシ	現地確認
シカ科	ニホンジカ	現地確認
ウサギ科	ニホンノウサギ	現地確認

筑紫野市自然環境調査委員会「筑紫野市自然環境調査報告書」平成23年3月及び現地確認

表4 爬虫類・両生類・十脚類

科	種	調査結果
ヤモリ科	ヤモリ	捕獲
カナヘビ科	カナヘビ	目撃
トカゲ科	トカゲ	目撃
ナミヘビ科	アオダイショウ	目撃
ナミヘビ科	シマヘビ	目撃
アマガエル科	アマガエル	目撃
アカガエル科	タゴガエル	目撃
ヌマガエル科	ヌマガエル	目撃
サワガニ科	サワガニ	現地確認

筑紫野市自然環境調査委員会「筑紫野市自然環境調査報告書」平成23年3月

平成 11 年の昆虫の調査報告においては、クワガタムシやカブトムシ、カミキリムシが確認されている。その他、阿志岐山城跡の管理作業中においてオオセンチコガネ（赤紫）と考えられるコガネムシも確認している。夏場では、アブが多く発生する状況でもある。周辺の宝満山川流域では、ムスジイトトンボやアオサナエ、ホンサナエなどのトンボ科の昆虫が見られる。

表 5 昆虫類

科	種	調査結果
クワガタムシ科	ノコギリクワガタ	
コガネムシ科	カブトムシ	
カミキリムシ科	ニセノコギリカミキリ	
カミキリムシ科	キマダラカミキリ	
カミキリムシ科	センノカミキリ	

筑紫野市自然環境調査委員会「筑紫野市環境調査基本計画基礎調査 筑紫野市の自然」平成 11 年 6 月

（５）景観

古代の都から、米ノ山峠を越えて大宰府へ通ずる「（推定）豊前道」からの阿志岐山城跡の眺望は、香園や本道寺辺りでは大根地山から笹尾山へつながる尾根によって見ることはできない。大石集落を過ぎ、御笠の平野に入る辺りからははっきりと確認することができる。

阿志岐山城跡から北西側に所在する原地区・吉木地区からは、阿志岐山城跡の城域中心を形成する谷と、土塁が確認された東西の尾根をはっきりと確認できる。蘆城駅家跡の可能性のある御笠地区 A 地点をはじめとした御笠地区遺跡からは、土塁が確認された尾根が見え、南側の天山地区周辺になると西側の尾根や中心となる谷も見えなくなる。山家地区からは、宮地岳の南東面になるため山頂部から宮地岳神社の尾根しか見えない。

基肄城跡と大野城跡からは、宮地岳をはっきりと確認することができる。基肄城跡からは阿志岐山城跡の南西方向からの眺望となるため、土塁線の尾根と中心となる谷は見えない。大野城跡からは阿志岐山城跡の正面方向となるため、東西尾根と杉の谷川の流れる谷が見える。大宰府政庁前の御笠川に架かる都府楼橋からも宮地岳を認識することができるが、土塁などの城域は手前の高尾山に遮られ確認できない。



写真6 原地区から見た阿志岐山城跡（北西から）



写真7 筑前町から見た阿志岐山城跡
（左奥山塊は四王寺山：南東から）

2. 社会環境

(1) 地目別土地利用及び建築現況

阿志岐山城跡の史跡指定地の土地利用について、地目別土地利用は図 10 に示すとおりである。山林、保安林が多くを占めており山腹には原野もある。北西側の集落に接する部分は、畑及び墓地などが見られる。史跡指定地の多くは民有地であり、砂防施設周辺は国土交通省（建設省）用地となっている。北側に隣接する福岡県農林業総合試験場の境界部は福岡県有地であり、小規模な付帯施設がある。指定地内には、民間企業の高圧鉄塔及び小規模な付帯施設等があり、宅地には既存建物は無い。

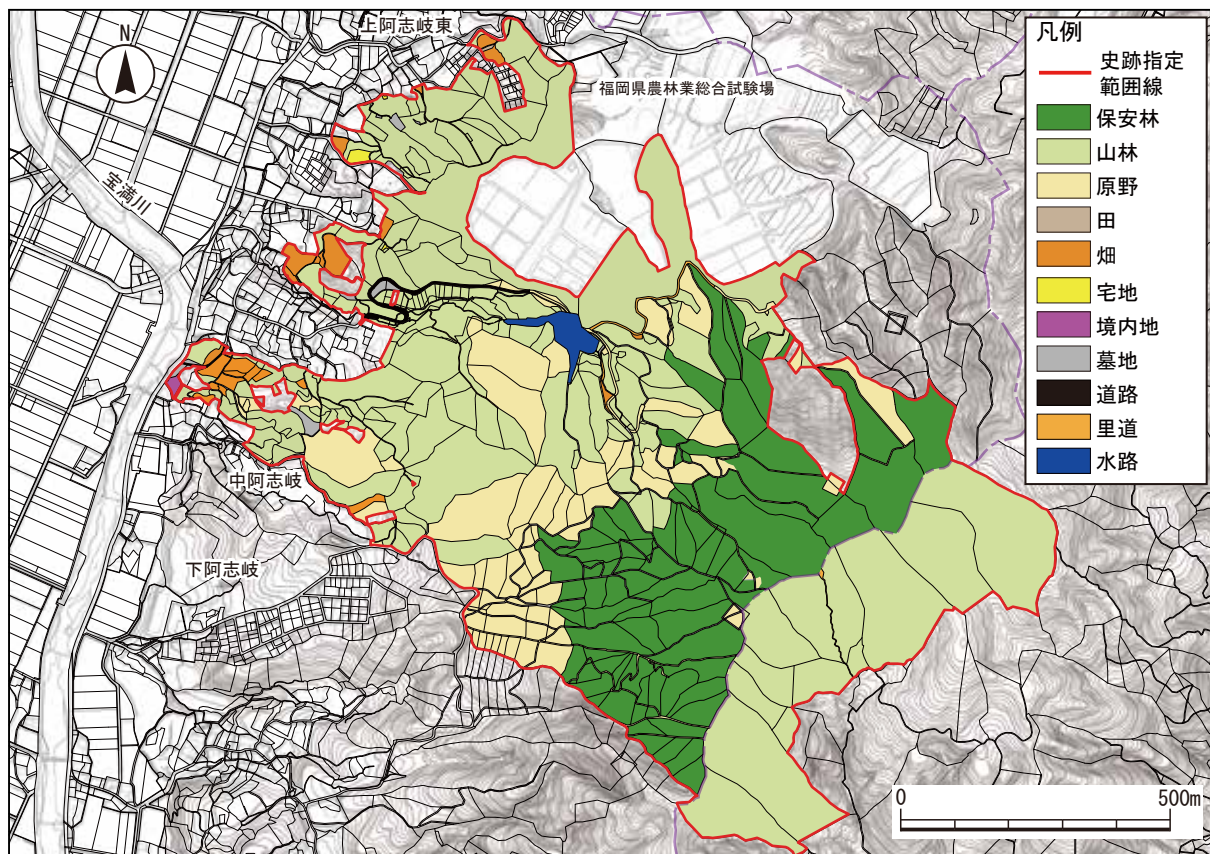


図 10 指定地の地目別土地利用現状図

(2) 地域コミュニティ・行政区

指定地は、コミュニティ区域としては御笠コミュニティに含まれ、活動の拠点施設は御笠コミュニティセンターである。小学校区は吉木小学校区、阿志岐小学校区、中学校は筑紫野中学校区である。また、御笠コミュニティは 16 行政区で構成される。

表 6 行政区の構成（面積は令和元年度、人口は令和 7 年 6 月 30 日付けを使用している）

市・行政区	世帯数（世帯）	人口（人）	構成比	面積（㎡）	構成比
筑紫野市	48,895	106,315	100.00%	87.73	100.00%
御笠コミュニティ	4,347	9,625	9.33%	24.89	28.37%
柚須原	22	38	0.03%	4.26	4.86%
香園	10	23	0.02%	3.71	4.23%
本道寺	50	114	0.10%	3.05	3.48%
大石	81	171	0.16%	1.74	1.98%
西吉木	318	750	0.70%	1.16	1.32%
東吉木	665	1,503	1.41%	2.94	3.35%
原	373	868	0.81%	1.27	1.45%
宮の森	549	1,176	1.10%	0.19	0.22%
ゴルフ場団地	127	268	0.25%	0.06	0.07%
みかさ台	424	899	0.84%	0.13	0.15%
上阿志岐東	54	113	0.10%	1.01	1.15%
上阿志岐西	574	1,311	1.23%	0.4	0.46%
中阿志岐	72	173	0.16%	1.35	1.54%
下阿志岐	206	457	0.42%	1.74	1.98%
天山	322	610	0.57%	1.32	1.50%
牛島	500	1,151	1.08%	0.54	0.62%

(3) 交通

1) 鉄道

筑紫野市には九州旅客鉄道（以下 JR）鹿児島本線、JR 筑豊本線、西日本鉄道（以下西鉄）天神大牟田線の 3 路線がある。JR 鹿児島本線は二日市駅、天拝山駅、原田駅、JR 筑豊本線は筑前山家駅、西鉄天神大牟田線は二日市駅、紫駅、朝倉街道駅、桜台駅、筑紫駅の全 9 駅がある。各駅の一 日平均乗降客数（乗車人員）をみると、JR 二日市駅は 6,971 人（2024 年度調べ）、西鉄二日市駅は 16,904 人（2024 年度調べ）となっている。

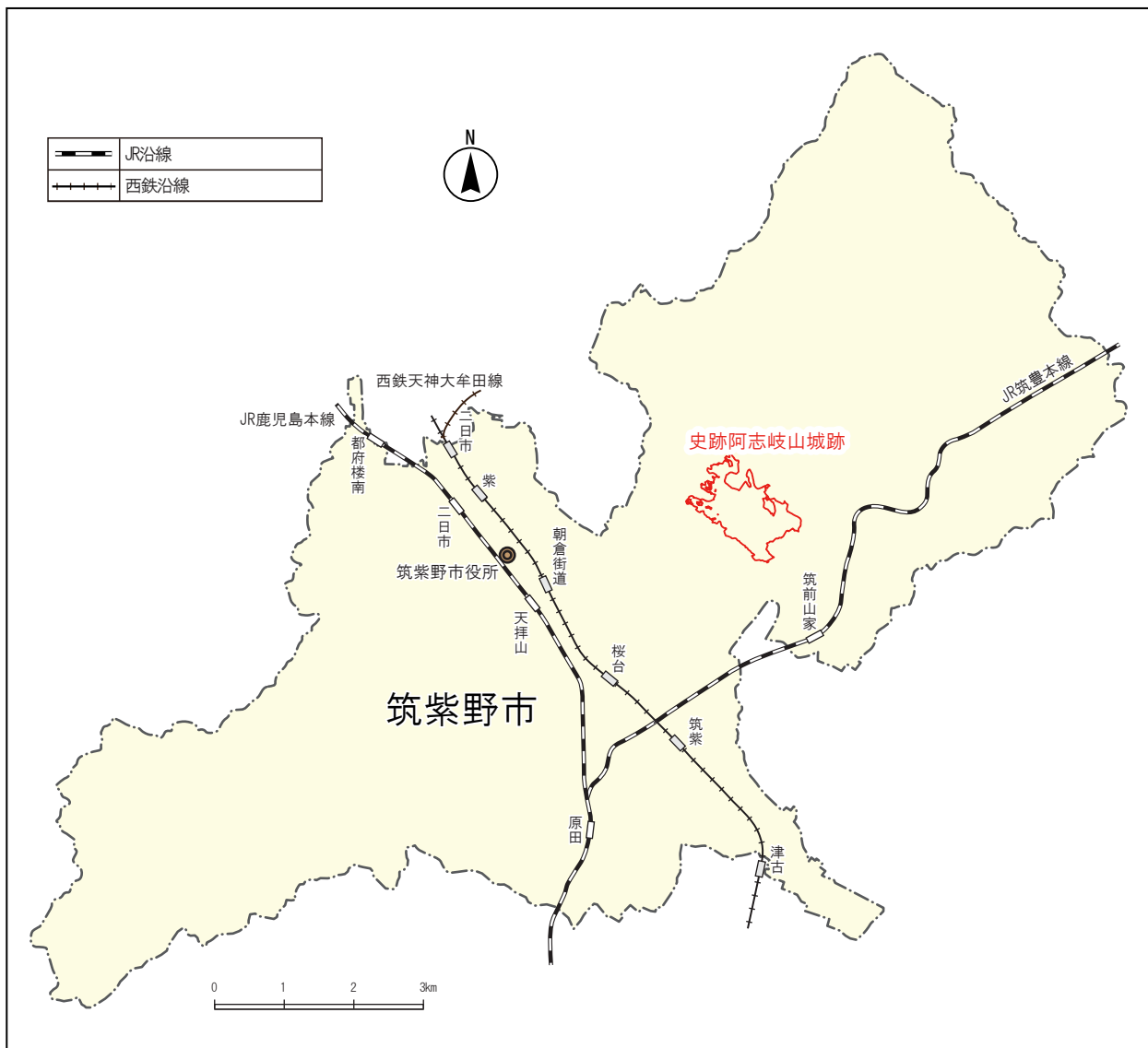


図 11 鉄道路線図

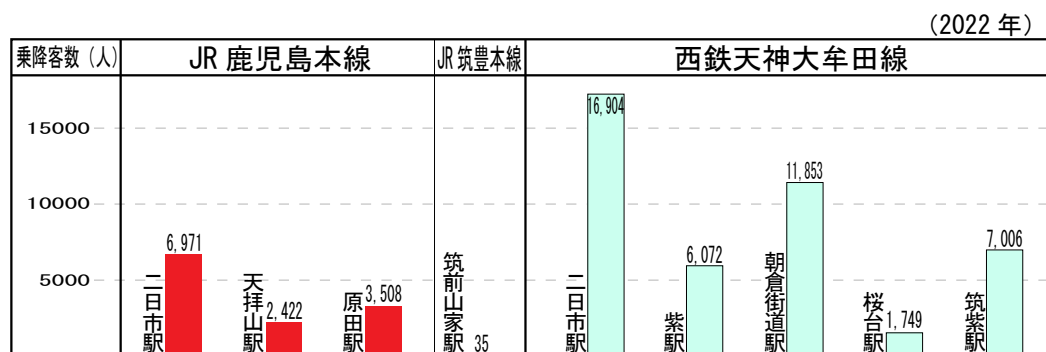


図 12 各駅別乗降客数（※筑前山家駅のみ 2018 年度）

2) 公共バス

筑紫野市では、西鉄路線バスの他に市費による赤字補填、委託事業を行っている路線バスがあり、二日市地区の一部や山家地区を走る「上西山線」、筑紫地区を走る「筑紫野線」が運行している。また、福祉の一環として、筑紫野市総合保健福祉センター「カミーリヤ」と市の公共施設を利用する方の交通手段を確保することを目的に「カミーリヤ巡回福祉バス」が市内5路線で運行している。なお、令和7年1月からは、地域公共交通を持続可能な取り組みとするために、山口地域内と市街地地域で交通AIデマンドバス「筑紫野のるーと」の運行が開始された。

その他に、カミーリヤを起点とし、西鉄筑紫駅西口、筑紫野市役所、JR二日市駅、二日市温泉を走る「筑紫野市コミュニティバスつくし号」、同じくカミーリヤを起点とし、原地区、柚須原地区へ向けて2路線を運行する「御笠自治会バス」がある。阿志岐山城跡に最寄りのバス停としては、御笠自治会バスの中阿志岐集落の前の「中阿志岐」と阿志岐集落前の「圓徳寺入口」が所在する。また、阿志岐から西の福岡県道65号沿いには、西鉄路線の「柚ノ木」が所在している。

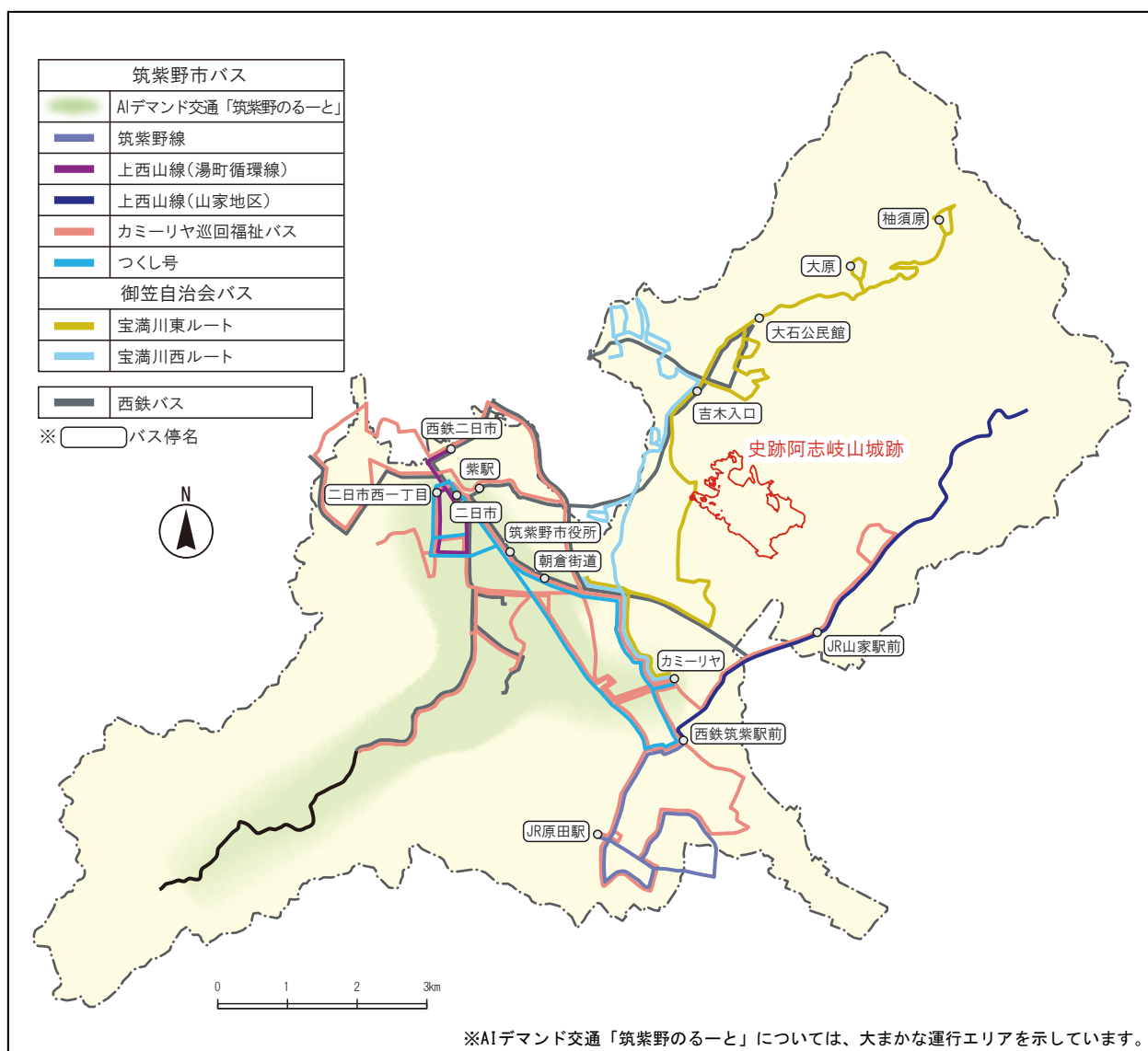


図 13 公共バス路線図

3) 道路

筑紫野市では、主に平野の中央部を九州自動車道、一般国道3号、福岡県道・佐賀県道17号久留米基山筑紫野線及び福岡県道31号福岡筑紫野線、福岡県・大分県道112号福岡日田線が縦貫している。また、市南部を横走するように、筑豊方面とを結ぶ一般国道200号、国道3号と九州自動車道とをつなげる主要地方道筑紫野インター線などの幹線道路が整備されている。九州自動車道には、筑紫野インターチェンジが設置されている。

阿志岐山城跡から北側眼下の御笠の平野には、二日市と古賀市を結ぶ県道35号筑紫野古賀線が整備されている。

市の西側にあたる平等寺からは、一般県道である福岡県道137号基山平等寺筑紫野線が横走している。東側にあたる柚須原・本道寺・大石からは、福岡県道65号筑紫野筑穂線が二日市までつながっている。両道は、古くからある道で市と東西地域を結んでいる。

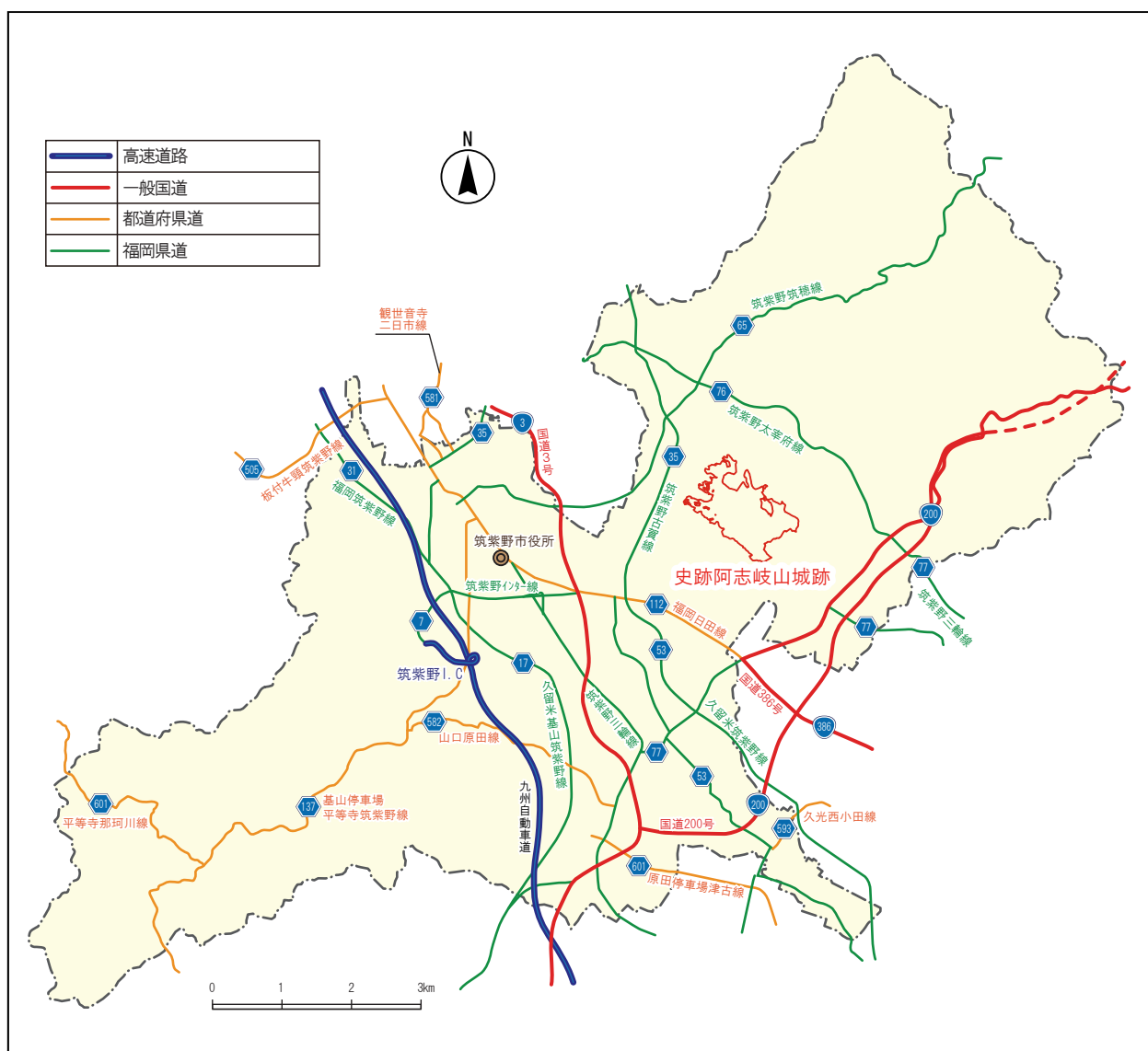


図 14 道路路線図

3. 史跡を取り巻く市の施策・情勢

(1) 上位計画・関連計画

本計画は、市の教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる『筑紫野市教育振興基本計画 / 令和6年（2024）策定』の下に位置付けられ、連携を図ることとする。また、筑紫野市教育振興基本計画についても、市の主要な各種計画と連携をしている。

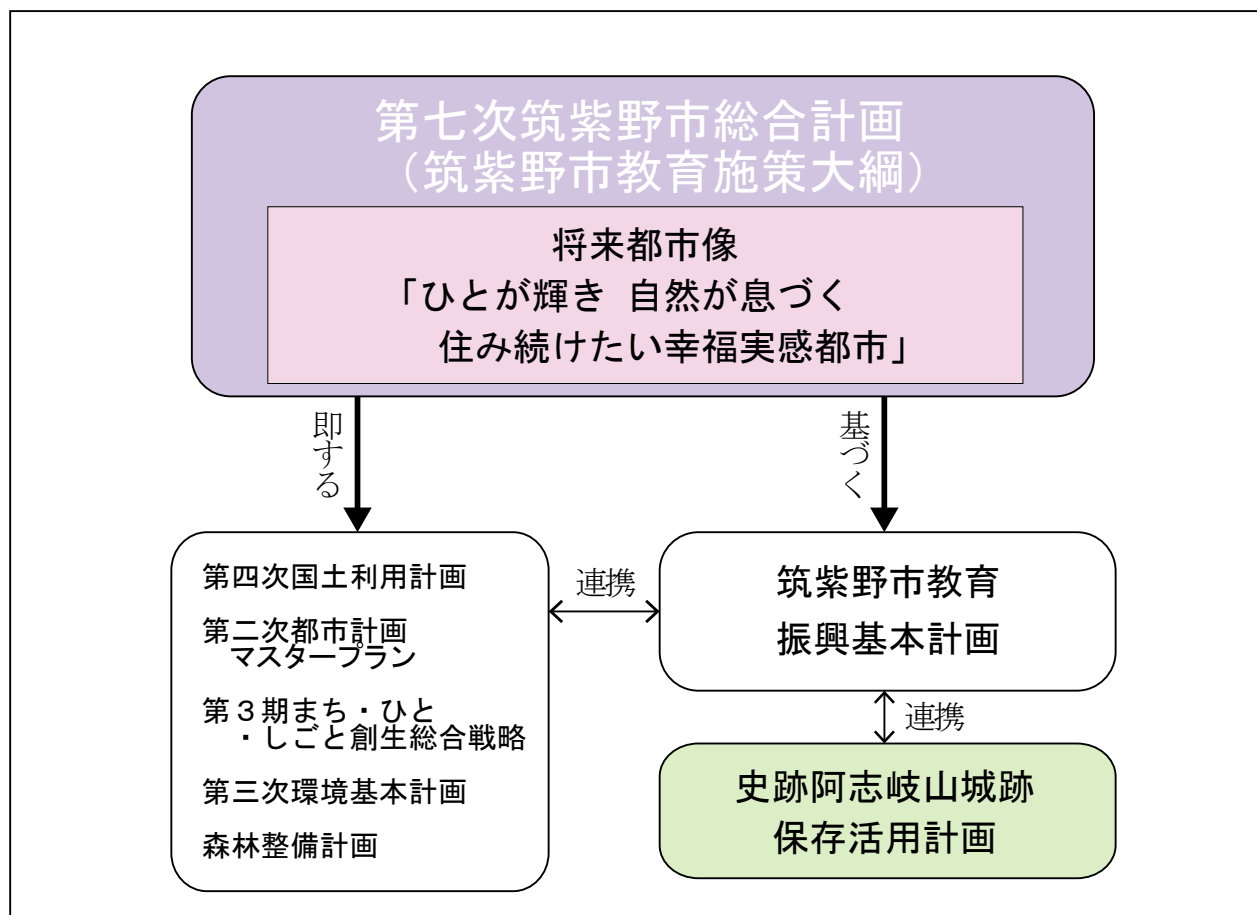


図 15 筑紫野市での史跡阿志岐山城跡保存活用計画の位置づけ

【第七次筑紫野市総合計画】（令和6年4月策定）令和6年度－令和9年度

- ・まちづくりの基本理念を「ひとが輝き 自然が息づく 住み続けたい幸福実感都市」とし、それを実現するため7つの政策、28の施策を掲げている。その内、教育部門に関する計画を「筑紫野市教育施策大綱」として位置づけ、総合計画と同様に令和6年度から令和9年度までの4年間の本市の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策としている。これらの上位計画と整合を図り、毎年具体的な取り組みを示した「筑紫野市教育振興計画」を策定している。文化財や史跡に関する政策、施策は以下のとおりである。

「政策2 市民が織りなすスポーツと文化のまちづくり」

「施策6 歴史の継承と文化の振興」

- ・まちづくりを支える郷土への愛着や関心を高めることができるよう、適切な文化財の保護・整備、歴史・文化・芸術に関する機会の充実に取り組むことで、成果の向上を目指します。

【第四次筑紫野市国土利用計画】（令和3年3月策定）

- ・福岡県国土利用計画を基本とし、第六次筑紫野市総合計画の基本構想に即して『自然』と『街』とが共生するまちづくり」を基本理念とし、大きな3つの基本方針、利用区分別の土地利用の基本方向、地域別の土地利用方針、目標を達成するために必要な措置などを示している。

「利用区分別の土地利用の基本方向（2）森林」

- 市域面積の約半分を占める森林は、森林のもつ多面的機能が十分に発揮できるよう、適切な維持・保全を図ります。
- 市街地や集落周辺の動植物が生息・生育する場である森林は、生態系の維持等の観点から、適正な維持・保全を図ります。
- 都市機能の充実のために必要な場合は、森林の持つ基本的な機能の低下を起こさないよう、周辺の土地利用に十分に配慮しながら有効活用を検討します。
- 貴重な文化財を有する森林は、適正に保全・管理するとともに観光資源としての活用を図ります。

「地域別の概要（4）御笠地域」

豊富で貴重な地域資源を保全活用しつつ、宅地や集落の維持、良好な営農環境や貴重な自然環境の維持保全に資する土地利用を推進します。

- 農業集落については、集落の維持を図ります。
- 生産性の高い優良農用地については、農業振興地域の整備に関する法律、農地法等の適正な運用により保全を図ります。
- 森林については、生物多様性や水源かん養の観点から保全を図ります。
- 集落に必要な生活利便施設や主要な道路の沿道利用については、都市計画制度の適切な運用により、周辺環境との調和に配慮しながら、計画的な土地利用を検討します。

【第二次筑紫野市都市計画マスタープラン】（平成28年3月策定）

- ・市全体の目指すべき都市の将来像を示す「全体構想」と、市内を地域コミュニティ単位7地域に区分した上で、その地域ごとの将来像を示す「地域別構想」などで構成される。本史跡、史跡周辺の緑地、御笠地区に関する目標及び施策は以下のとおりである。

○都市づくりの目標（全体構想）

「目標4 産業の計画的な誘致と歴史・観光資源の利活用（産業の視点）」

- ・市域に所在する史跡を地域資源として活用する。

○都市整備の方針

分野横断型重点的まちづくり方針

3. 地域資源を活用したまちづくり

大規模な史跡の適切な保全を図るとともに、交通インフラの利便性を活かしながら、市内に个性的で地域を特徴づける魅力あるストーリー性をもったルートを複数設定し、様々な地域資源等を有機的に結びつけた、街の回遊性を高めるゾーン形成に取り組む。

○地域別のまちづくり方針

2-4. 御笠地域 まちづくりのテーマ「御笠の豊かな自然の恵みを享受し、次世代に継承される住みよいまちづくり」

- ・地域に点在する史跡を散策するルートとなる遊歩道の整備を検討する。
- ・国の指定を受けた史跡と連携した施設等の設備を検討する。

【第3期筑紫野市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

（令和6年3月策定）令和6年度－令和9年度

- ・国が令和5年度から5か年で策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を受け、第7次筑紫野市総合計画と連携した取り組みを定めている。

政策4 安全安心な暮らしを守る、時代にあった地域づくり

- ② 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成
文化財の保護・利活用の推進

【第三次筑紫野市環境基本計画】（令和3年3月策定）令和3年度－令和14年度

- ・望ましい環境像を「みんなでつくる みどり輝くふるさと筑紫野」とし、4つの施策を立てている。それぞれの施策には推進分野が設けられている。

本史跡、周辺の森林に関する目標及び施策は以下のとおりである。

施策1 豊かな自然と生物多様性を保全する

推進分野1 自然とのふれあいの推進

推進分野3 里地里山の維持保全と環境配慮

施策4 良好な生活環境を形成する

推進分野3 都市空間の整備

- ・主な取り組み 文化財の保存、活用

文化財を保存・活用することで、地域の歴史、文化財を活かした魅力あるまちづくりを行います。

【第二次筑紫野市市街化調整区域整備保全構想】（平成30年3月策定）

- ・第二次筑紫野市都市計画マスタープランの分野別の計画として、市街化調整区域の土地利用について詳細にそのあり方を定めている。

○御笠地域の整備保全構想

宝満川沿いに広がる田園風景やその背景に連なる森林の緑など恵まれた自然環境を生かし、営農環境の維持に努めながら、優れた自然環境及び景観の保全を図る。

また、主要幹線道路の交通利便性を生かした秩序ある土地利用を促すとともに、既存集落における生活利便性の向上に努めていくこととする。

【筑紫野市地域公共交通計画】（令和6年3月策定）

- ・持続可能な地域公共交通の提供・確保のために、市民・事業者・行政等の適切な役割分担のもと、地域の課題に応じた地域公共交通の形成を目指し、「みんなで創る持続可能で安全安心な公共交通の実現」を基本方針として示す。

阿志岐山城跡が所在する御笠地区は、御笠自治会バスが運行している。

（2）関係法令と法規則

指定地とその周辺では、文化財保護法をはじめ、その他関連法も活用している。

1）文化財保護法

阿志岐山城跡の指定地の範囲には、周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されている遺跡も存在している。埋蔵文化財を保存するために、掘削を伴う工事等を行う際には事前に協議、届出が必要である。工事の内容によっては、事前の確認調査や発掘調査を行い、遺跡の状況の詳細な確認と保存を行っている。

○指定文化財

本史跡は文化財保護法により史跡として保護されているため、現状を変更する行為を行う場合は現状変更許可申請を行い、許可を得なければならない。

○周知の埋蔵文化財包蔵地

指定地以外での周知の埋蔵文化財包蔵地で工事等を予定する場合は、事前協議が必要であり、その内容により確認調査や発掘調査が必要となることもある。既に埋蔵文化財が確認されている土地や確認調査により埋蔵文化財が確認された土地では、市との協議や県への届出・通知が求められ、埋蔵文化財への影響の有無により発掘調査や立会調査の対応、慎重な工事の実施が必要となる。

○筑紫野市文化財保護条例

文化財保護条例では、市有形文化財について、所有者の管理義務、所有者の変更、文化財の滅失、毀損等、所在の変更等の場合の届け出、管理、修理の補助及びそれに対する勧告、現状変更等の制限などを定めている。所有者及び管理責任者は文化財の保存・活用のため、条例に基づき必要な措置を講じることが求められる。

2) 森林法

指定地及びその周辺は、森林法に基づく保安林と地域森林計画の民有林が存在する。保安林は、水源のかん養、土砂の流出、その他の災害の防備、景観の保全などの公益目的を達するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林であり、これらの機能を確保するため立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されているもので宮地岳山頂付近一帯が指定されている。地域森林計画に定められる民有林は、伐採届や伐採面積に応じて林地開発の許可申請・事前相談・届出書等の提出が必要であり、指定地のほぼ全域が対象になっている。土塁線の一部と土塁線推定ラインは、保安林にかかり、また、保安林内には分収造林団地が所在する状況である。

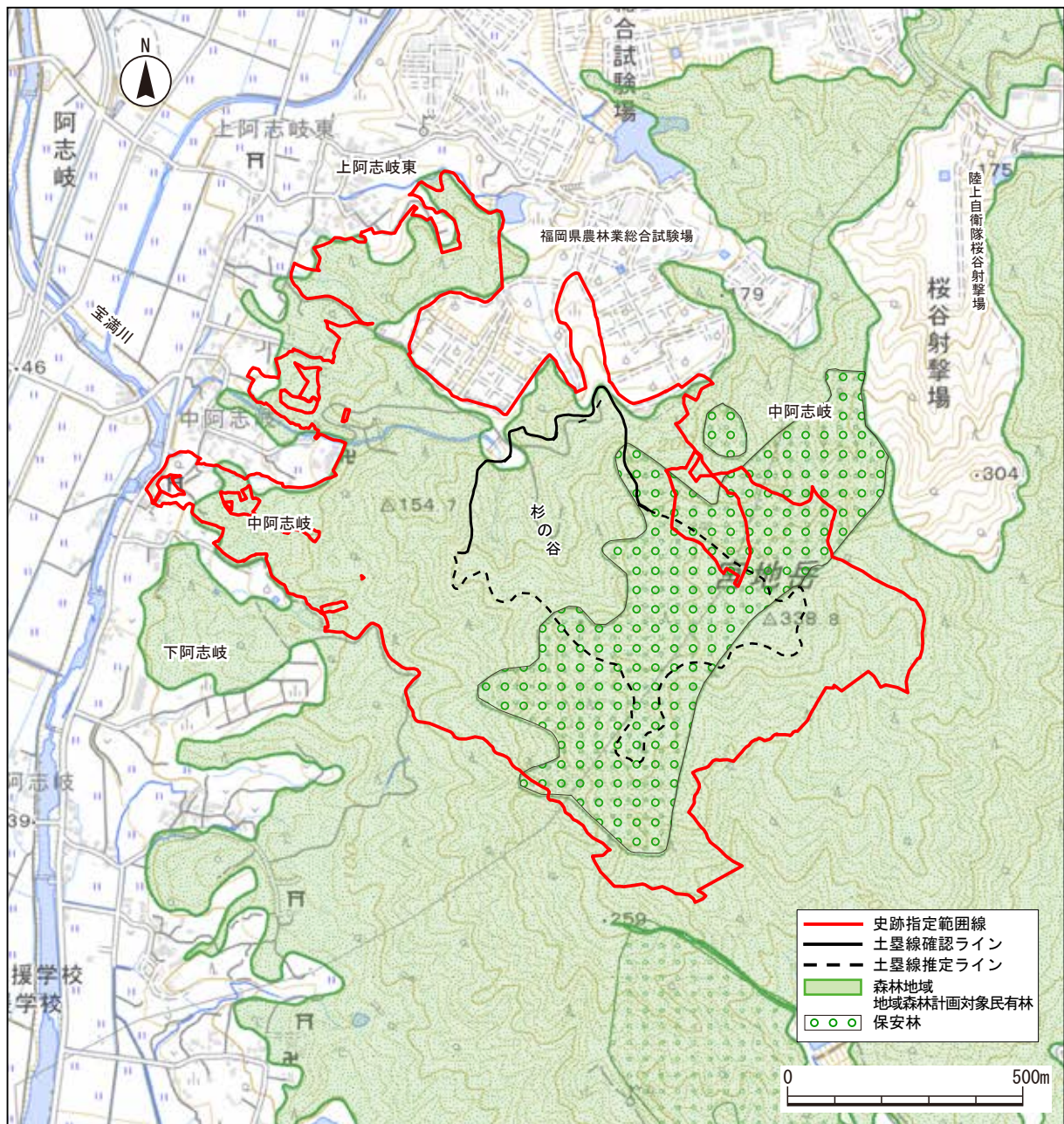


図 16 保安林と地域森林計画の民有林

「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(国土地理院) (<http://lucky.tochi.mlit.go.jp>) を加工して作成

3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)

土砂災害から国民の生命を守るための法律で、これに基づいて県は土砂災害警戒区域と特別警戒区域を指定できる。指定地およびその周辺の土砂災害警戒区域等指定箇所は次のとおりである。

土石流（特別警戒区域・警戒区域）は、中阿志岐と下阿志岐に挟まれる谷筋および中阿志岐集落周辺が指定されている。急傾斜地の崩壊（特別警戒区域・警戒区域）は、上阿志岐周辺の集落と指定地の境付近、中阿志岐の集落と指定地の境付近が主に指定されている。これらの区域内には現在のところ、阿志岐山城跡の土塁・石塁はかかっていない。

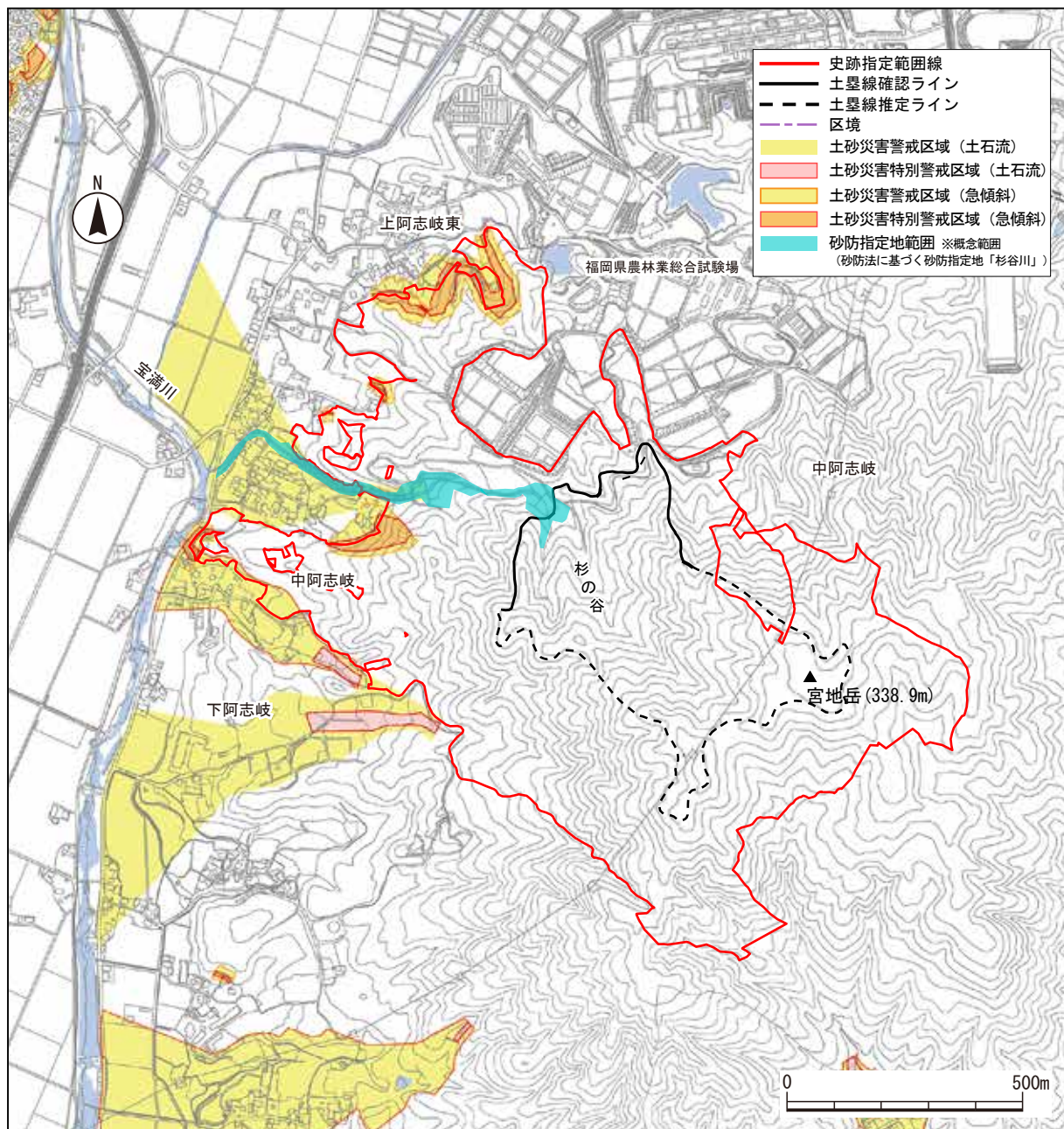


図 17 指定地周辺の土砂災害警戒区域図（筑紫野市ハザードマップ土砂災害警戒区域図を加工して作成）

詳細は福岡県砂防課「土砂災害警戒区域等マップ」(<https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo>) による。

4) 都市計画法

史跡指定地と都市計画区域の関係は、宮地岳山頂の尾根から北西側一帯は「都市計画区域内」の「市街化調整区域」となっている。また山頂の尾根から南東側一帯の指定地内は「都市計画区域外」となっており、指定地の外側にあたる宮地岳南東の山裾は「準都市計画区域」に指定されている。

指定地は主に市街化調整区域であるため、都市計画法に基づく都市計画区域の中でも市街地化を抑制すべき区域である。

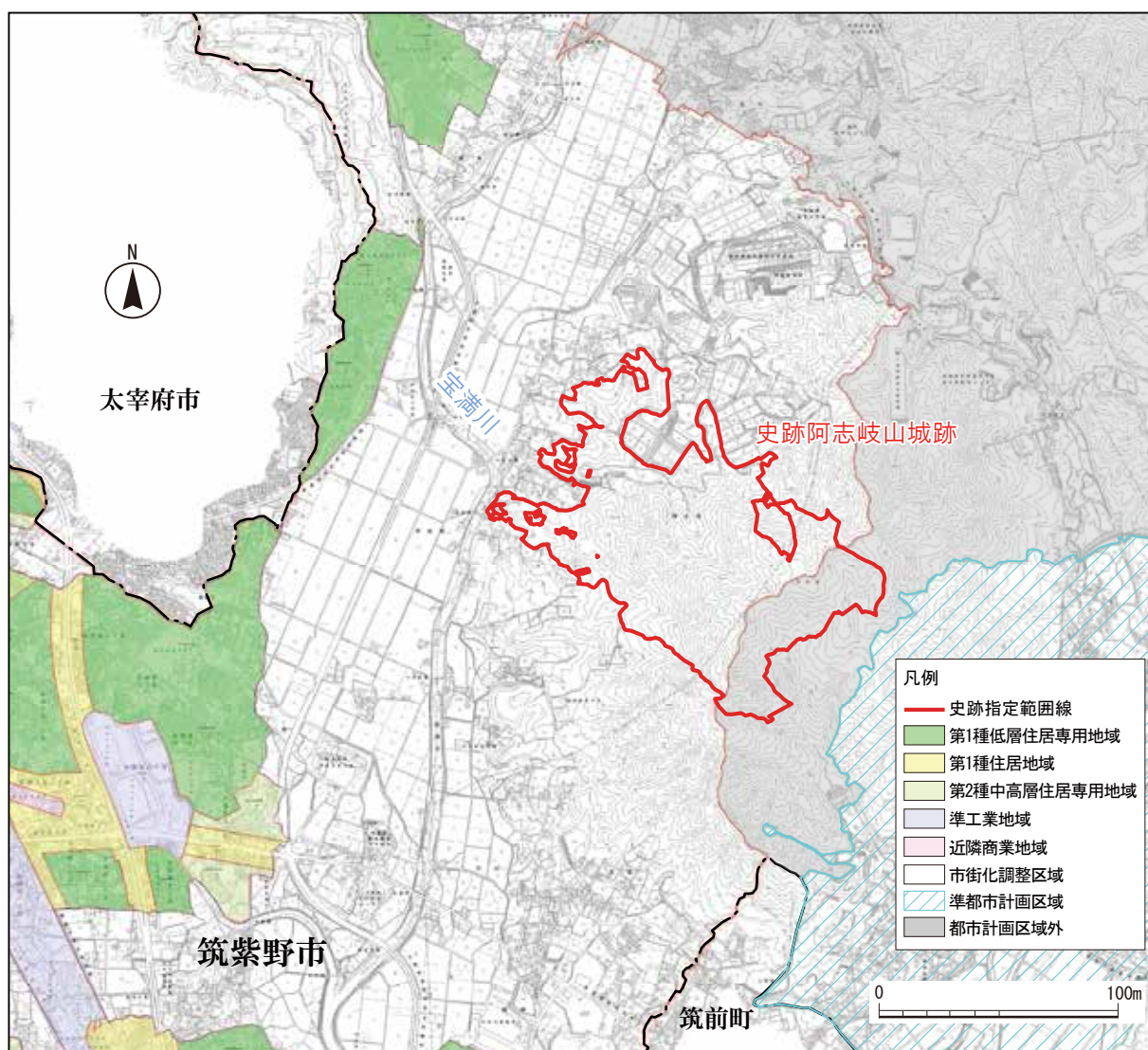


図 18 指定地と都市計画区域等との関係図
福岡広域都市計画総括図（筑紫野市 令和 6 年 3 月 29 日時点）を加工して作成

5) 筑紫野市森林整備計画

市町村森林整備計画は、森林法に基づき、地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年を一期とする計画である。令和7年4月1日から令和17年3月31日までを計画期間とし、森林法に基づくためここに掲載をする。

地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の考え方やゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護などの規範、路網整備の考え方などを定める長期的な視点に立った森林づくりの構想である。

宮地岳一帯は、水源涵養機能維持増進森林、木材等生産機能維持増進森林、指定地のほぼ中央を横断するように効率的な施業区域としてゾーニングがなされている。史跡阿志岐山城跡保存活用計画の進捗とともに、文化機能森林などの協議が必要である。

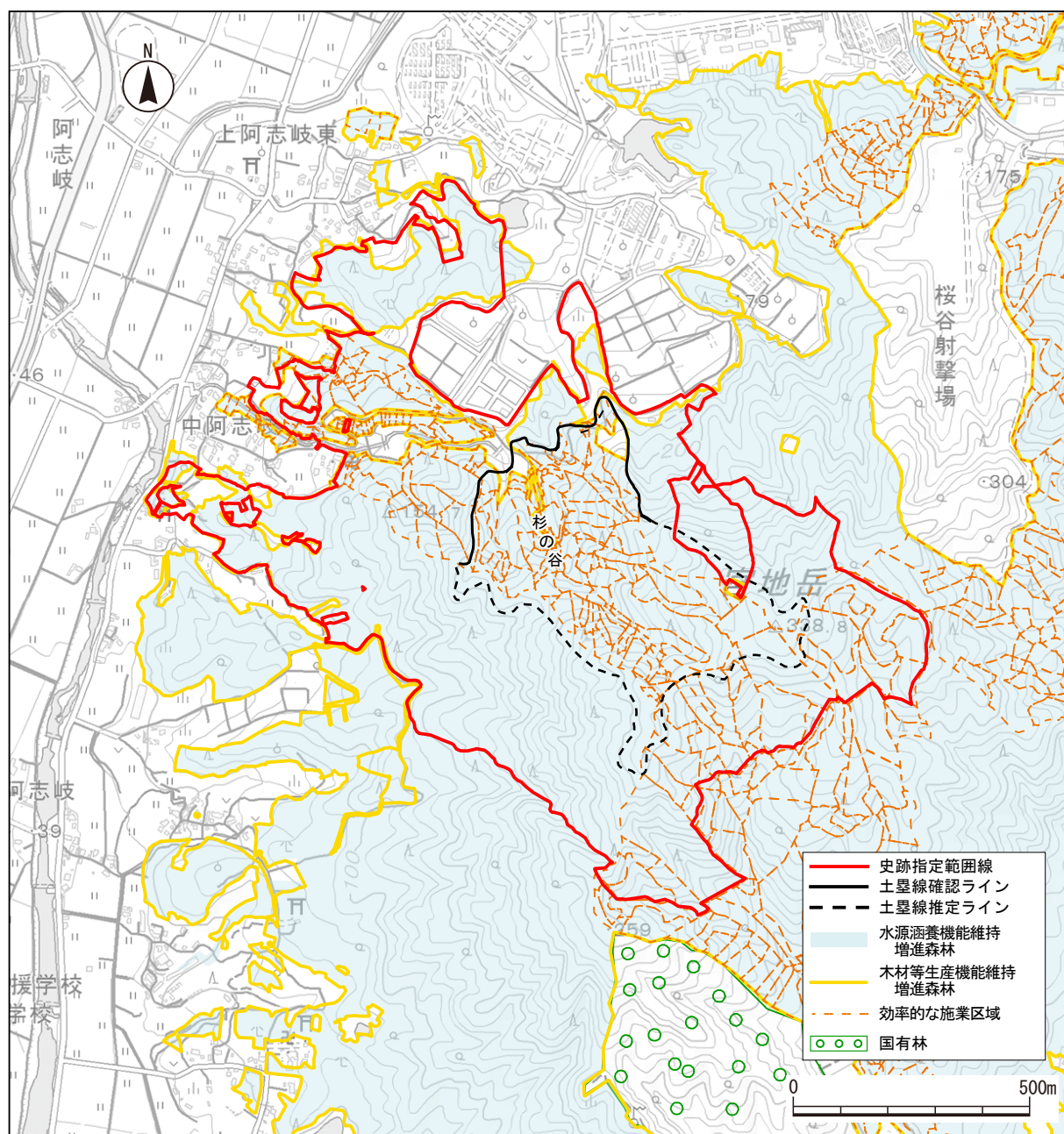


図 19 筑紫野市森林整備計画に基づく各ゾーニング
筑紫野市森林整備計画ゾーニング図を加工して作成

第 3 章 史跡の概要

第1節	阿志岐山城跡の調査	28
第2節	各遺構の概要	34
第3節	史跡指定	37



阿志岐山城跡土塁及び列石

第3章 史跡の概要

第1節 阿志岐山城跡の調査

1. 古代山城研究史

古代山城跡の研究は、福岡県高良山神籠石をきっかけとして明治・大正期に「神籠石論争」という形で激しい論争が展開されたことは、すでに多くの研究者によって紹介されている¹⁾。この論争では、八木槎三郎が「予は其証とする所甚だ薄弱を以て姑く城郭を採れるなり」として山城説を提唱した²⁾のに対して、喜田貞吉は福岡県雷山神籠石や同御所ヶ谷神籠石、高良山神籠石などが近代以前より神籠石や香合石などの名称で呼ばれている事を背景に「有力者が祖先の神霊の宿れる霊地として、他と之を境したりしものなりと解釈せん」として霊域説を展開し³⁾、多くの研究者を巻き込んだ論争が1914年頃まで続いたが、大勢は山城説に傾いていった。その後、古代山城跡の研究は大正から昭和初期にかけて国威発揚の機運も追い風となって、史書記載山城の研究に関心が移っていった⁴⁾。

神籠石の研究は、列石や土塁の有無などの検討が盛んにおこなわれ、1960年代に佐賀県のおつぼ山神籠石と帯隈山神籠石の発掘調査によって、列石に土塁が構築されていること、前面に柱穴を伴うことなど考古学的成果を基に、神籠石が古代の山城跡であるという説に収束した。その間にも、神籠石という名称が霊域説に端を発した名称であり、神籠石の名称を使用すべきではないとの論説も出されていたが、1972年の福岡県杷木神籠石の指定まで使用され続けた。すでに城郭遺跡であるとの認識が定着しつつある状況の中で、神籠石の名称を使用する背景には、当初山城説と霊域説が対立し明確に整理されないまま結果として山城説に傾いていったが、両者が用語としての整理されないまま山城の形式分類に置き換わっていったことが原因と考えられる⁵⁾。

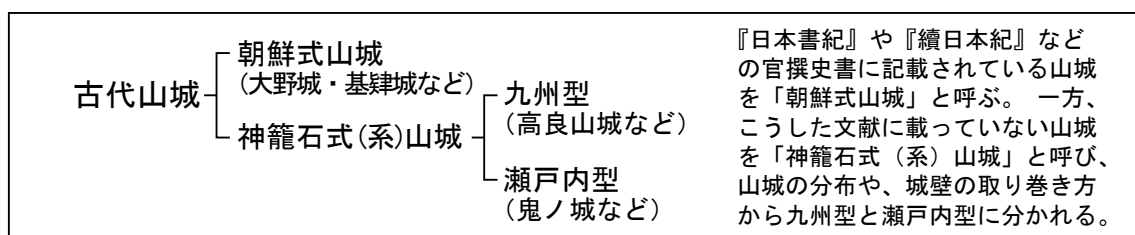


図20 朝鮮式山城と神籠石式(系)山城

古代山城の分類としては、史書に城名が記載されているものを「朝鮮式山城」⁶⁾、これと対置する形で「神籠石式(系)山城」が使用されている。前者は城門・水門を備え、郭内に倉庫群などの建物があり、石塁を巡らすことなどを特徴とし、後者は基底部に列石を据えた内托土塁を巡らす事のほかに、谷部に石塁(水門)を設けているものの、城域規模が比較的小さく城門・建物跡などをもたないと考えられていた。

1971年の岡山県鬼ノ城の発見により史書に記載のない山城、いわゆる神籠石式(系)山城に城門や城内建物群などが発見され、石塁や城域規模など朝鮮式山城と類似する構造が明らかになり、これまでの分類が見直されるきっかけとなった。

表7 古代山城関連略年表

西 暦	和 暦	記 事 (「 」内は引用)
663 年	天智天皇二年	日本・百済軍、唐・新羅軍と白村江で戦い、大敗。
664 年	天智天皇三年	「是歳、對馬嶋・壹岐嶋・筑紫國等に、防と烽とを置く。又筑紫に、大堤を築きて水を貯へしむ。名けて水城と曰ふ」。
665 年	天智天皇四年	百済遺臣に、「城を長門國に」、筑紫國に「大野及び椽、二城を築かしむ」。
667 年	天智天皇六年	「倭國の高安城・讃吉國の山田郡の屋嶋城、對馬國に金田城を築く」。
668 年	天智天皇七年	中大兄皇子（天智天皇）即位（『紀』）。唐、高句麗を滅ぼす。
669 年	天智天皇八年	冬、「高安城を修りて、畿内の田祖を収む」。
670 年	天智天皇九年	「高安城を修りて、穀と鹽とを積む」。
672 年	天武天皇元年	大海人皇子、吉野を脱出（壬申の乱開始）。翌年2月27日、即位。
683 年	天武天皇十二年	「諸國の境界を限分ふ」（～685年）。
690 年	持統天皇四年	「戸籍を造る」（庚寅年籍、青壮年の1/4を兵士と指定し、軍団を編成）。
698 年	文武天皇二年	「大宰府をして大野・基肄・鞠智の三城を繕治はしむ」。「高安城を修理む。天智天皇の五年に築きし城なり」。「越後國をして石船柵を修理はしむ」。
699 年	文武天皇三年	「大宰府をして三野・稻積の二城を修らしむ」。

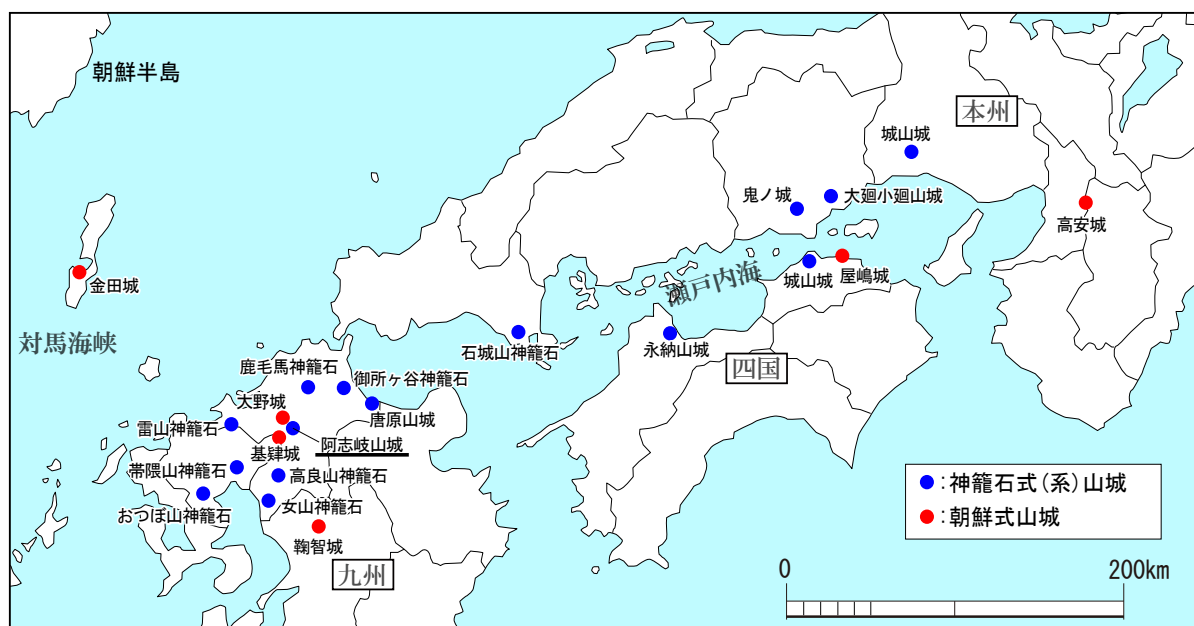


図21 日本の古代山城位置図



写真8 金田城二ノ城門（長崎県）



写真9 屋嶋城懸門（香川県）



その後、相次いで発見された岡山県大廻小廻山城や福岡県唐原山城、愛媛県永納山城などで神籠石の名称を使用しなくなり、80年代から90年代にかけては西日本の古代山城を包括的に分類する試みが盛んにおこなわれるようになった⁷⁾。しかし、各地で史跡指定のための確認調査や、史跡整備、災害復旧などに伴う発掘調査の成果が少しずつ増加するなかで、依然として「神籠石系」や「神籠石式」というような表現が使用されている。また、1988年に渡辺正気によって「斉明天皇西下時築城説」⁸⁾が発表され「九州の神籠石式(系)山城は、築城年代が確定している大野城・基肆城などの朝鮮式山城に先行する」という説には、多くの研究者の賛同を得ることとなった。これに対し、朝鮮半島の古代山城との比較や、築城技術・城壁構造の分析・選地の分析などから後出説を唱える研究者も多く、天智期築城の以前か以後かという築城時期・築城契機・築城主体に関する議論は依然として続いている。

西日本の古代山城は、考古学的調査の事例が増え、内部構造が少しずつ解明されつつあるとはいえ、いまだに未調査の遺跡が多くその範囲すら確定できていないものもある。また、史書記載の城では、長門城を初めとして三野城、稲積城、常城、茨城などが未だにその所在すら確認できていないものもある現状である。

現在では、古代山城は全国に 22 城が確認され、そのうち朝鮮式山城と呼ばれているものが 6 城、神籠石式（系）山城は 16 城が確認されている。後者は、列石が曲線的に伸びる九州型と、直線的に屈曲しながら伸びる瀬戸内型に分類されるが、阿志岐山城跡は北部九州にありながら瀬戸内型的な特徴を有しており、両地域の古代山城の関係を探る上でも重要である。

阿志岐山城跡においても、時期を特定するまでには至っていないが、その築城技術の比較検討の中で、他の神籠石式（系）山城と同時代のものであることは間違いないと考えられる。しかし、官撰史書により築城時期がはっきりしている水城跡、大野城跡、基肆城跡より先行するのか、後出するのかによっては、その築造の歴史的背景が大きく異なっていくことが推測される。今後の調査や研究、他の神籠石式（系）山城の研究などの深化によってその評価がさらになされていくと考えられる。



写真 12 石城山城東水門 (山口県)



写真 13 石城山城「折れ構造」 (山口県)



写真 14 城山城水門 (香川県)



写真 15 おつぼ山神籠石第 1 水門 (佐賀県)



写真 16 御所ヶ谷神籠石中門 (福岡県)



写真 17 雷山神籠石北水門 (福岡県)

注

- 1) 論争については、次の文献を参照されたい。小田富士雄編『北九州瀬戸内の古代山城の研究』日本城郭史研究叢書 10 名著出版 1983、小田富士雄編『西日本古代山城の研究』日本城郭史研究叢書 13 名著出版 1985、宮小路賀宏・亀田修一「神籠石論争」『論説・学説 日本の考古学』第 6 巻 歴史時代 雄山閣 1987
- 2) 八木柴三郎「九州地方遺蹟調査報告」『東京人類学会雑誌』第 173・175 号 1900
- 3) 喜田貞吉「神籠石とは何ぞや」『歴史地理』第 4 巻第 5 号 1902
- 4) 1914 年、中山平次郎氏による三野城発見の記事以降大野城・基肆城・金田城・怡土城など史書記載の山城研究に多くの感心が高まっていった。中山平次郎「朝鮮式山城趾の発見」『歴史地理』第 23 巻 4 号 1914 ほか
- 5) 宮小路賀宏・亀田修一「神籠石論争」『論説・学説 日本の考古学』第 6 巻 歴史時代 雄山閣 1987
- 6) 「日本書紀」巻 27 天智天皇四年の記事により、百濟官人を遣わし築城した事に基づき朝鮮式と呼ばれる。
- 7) 葛原克人「古代山城の特色」『日本城郭体系』別巻 I 新人物往来社 1981、出宮徳尚「吉備の古代山城論」『考古学研究』25-2 考古学研究会 1978、向井一雄「西日本の古代山城遺跡 - 類型化と編年についての試論 -」『古代学研究』第 125 号 1991
- 8) 渡辺正気「斉明紀四年是歳或本の記事と神籠石」『九州考古学』第 60 号 1986

2. 発見の経緯

阿志岐山城跡は、平成 11 年 3 月に古代山城研究会員の中島聡氏によって宮地岳の山中で発見された古代の山城跡である。中島氏は、古代大宰府の防衛にあたり「羅城」が形成されていたのではないかとこの想定に基づき大野城、基肆城、水城に連なる第四の城を求めて宮地岳山麓を探索した。3 月 21 日、宮地岳南麓の山家側から入山し、終日探索したのち帰路につく途中で露出していた列石を発見した。翌 4 月、所属する古代山城研究会の会員と現地調査を行い、列石と遺存状況が良好な土塁線と谷部で水門と想定される石塁を発見し、筑紫野市教育委員会に報告した。報告を受けた市教育委員会は同月、福岡県教育委員会文化財保護課ならびに九州歴史資料館調査課職員とともに現地踏査を行い、土塁と石塁を確認、その状況や形状などから古代の山城跡であると判断した。当面の仮称を「宮地岳古代山城跡」とし、5 月には地権者並びに地元への報告を兼ねた説明会を開催し、6 月に報道機関に発表した。その後、平成 12 年から範囲確認調査を実施し、その最中の平成 13 年に市内在住の秀嶋龍男氏が、現地踏査で城域推定線の東側谷部で石塁（第 3 水門）を発見した。

3. 発掘調査

調査において確認された城域は、第 3 水門西端部から第 22 地点まで、杉の谷川を中心にコの字形に巡る土塁線に囲まれた範囲である。土塁線は、その立地から二つの様相に分けられる。一つは、尾根の先端部を水平に蛇行しながら巡る土塁線で、正面の城域を形成する。もう一つは、尾根の主稜線に添って築造される土塁線で、西側と東側の城域を形成する。正面の城域は、標高 140 m～150 m（沖積面との比高差約 100 m）附近をほぼ水平につくられており、両端の直線距離約 450 m の城域を形成する。

東側の城域は、その東端から標高約 250 m の第 1 地点まで尾根を平均斜度約 22° のぼり、直線距離約 250 m の城域を形成する。また、第 3 水門から宮地岳山頂までは直線距離で約 350 m、第 3 水門と山頂部の比高差は約 98 m である。

西側の城域は、第 16 地点から第 22 地点まで平均斜度 3°、直線距離で約 180 m の城域を形成する。第 22 地点から山頂西側のピークまでは直線距離で約 500 m、比高差約 134 m である。宮地岳山頂から西側のピークまでは、直線距離で約 350 m である。

確認された土塁の総延長は、第 1 地点から第 22 地点まで 1,338 m である。この両地点間は直線距離で約 400 m、両地点を結んだ城域内の面積は 74,637 m² である。

土塁が確認されなかった山頂までは、東西の土塁線が尾根の主稜線から数 m 城域の外側に降ったところを主稜線とほぼ並行に遡上していることから、その地形特性が生かされていると判断され、宮地岳山頂から山頂西のピークを取り巻く地形を城壁と想定した。

阿志岐山城跡が、神籠石系山城で云うところの「包谷式」であることから、杉の谷を中心に山頂までの谷を包括する尾根線の範囲を城域と推定した。推定線は、築城の意図として意識されていると推測されることから、土塁等の遺構の有無にかかわらず「みなしの城域」として位置付けられる。推定線の総延長は 2,338 m で、確認されている土塁線とあわせると総延長 3,676 m、推定城域内の総面積は 163,568 m² である。



図 22 阿志岐山城跡城域図（航空写真 北西から）

城域を形成する縄張りは、杉谷川によってつくられた谷（通称「杉の谷」）を中心にコの字型をなし、正面城域の幅は約 450 m であり、標高約 140 ～ 150 m のライン上に土塁線がほぼ水平につくられている。東西の両城域の土塁線は、正面の城域から急角度で折れ、尾根の稜線に沿って山頂方向に向かってのぼるが、山頂までの距離の約 1/3 ほどのところで土塁線は確認できなくなる。土塁は、尾根の稜線よりやや下った斜面に貼り付けるようにつくられたいわゆる内托式で、地山を段状に整形し、その上に切石状の列石を露出して配置し、列石上部は粘質土と真砂土を互層にした精緻な版築により築かれている。

列石は、長形状に整形した花崗岩を 1 段または 2 段積み、高さが 60cm 前後になるよう調整されている。石材の表面は、細かく叩いて整形されたものもあり、上下の目地合わせには、切り欠き加工を施している。列石下部には、本遺跡での築造技術の特徴である基底石（列石の下部に敷かれた扁平な石で、列石の前面より 18 ～ 20 cm 程飛び出している。）が敷かれている。

このほか、土塁線が谷部を横断する所には水門（石塁）が設けられており、現在 3 箇所が確認されている。このうち第 3 水門は、本遺跡の中で最大の構造物で幅約 23 m、現存する高さ約 3.8 m である。石塁は、整形した花崗岩の巨石を用いて随所に切り欠き加工・挟り込み加工などを施しており、他の古代山城に共通する石材加工技術が多数確認される。また、石塁の積み上げにあたっては、4 ～ 5 cm 前後ずつ引きながら積み上げる「控え積み」を行っている。

第2節 各遺構の概要

阿志岐山城跡は、3ヶ所の水門が確認されているが、細部で作り方が異なっている。阿志岐山城跡における水門は、谷部を遮断する形でつくられた石塁であるが、水口等の排水施設は確認されなかった。

1. 第1水門

第1水門は、阿志岐山城の中心をなす谷である「杉の谷川」にある。一部を残して流失しており全容は不明だが、石材は大小取り混ぜて使用しており第2、第3水門と異なり、近世の石積みを想起させる。水門下部は、埋没しているため確認できていない。第2、第3水門の前面が若干傾斜を持っているのに対して、第1水門はほぼ垂直に立つ。このような様相から、第1水門が阿志岐山城跡に伴う水門とするかまだ明らかではなく、本格的な調査を行う必要がある。

2. 第2水門

第2水門は、大振りの自然石をほとんど加工せずに積み上げている。平面は直線的で、中央付近で折れている。水門上部の石材は一部崩落し、中央部付近や水門下部は埋没して確認ができていない。

3. 第3水門

第3水門は、土塁の列石と同様に石材を切り欠き加工を施しながら精緻に積み上げている。第3水門は、石塁最下部を検出したが水口等は確認されなかった。

石塁上部が流失し、背面の調査を行っていないので断定はできないが、谷底の岩盤に直接石積みを行っていると考えられる。現在も最下部の石積みと岩盤の間から水が通水していることから、一定量の排水は可能だったと思われる。



写真 18 第1水門 全景



写真 20 第3水門 全景



写真 19 第2水門 全景

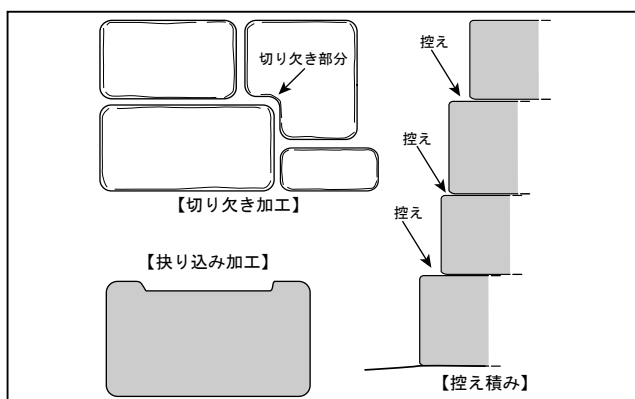


図 23 石材の加工法の概要

4. 土塁及び列石

土塁は、基本構造として尾根の斜面側を3段から4段の階段状に地山整形を行い、基礎に列石を並べその上に版築土塁をつくる。版築土塁は、尾根の主稜線を残して天端を形成する、いわゆる「内托法」である。土塁は、全て尾根主稜線から城外側につくられている。天端幅は、断面を確認した第12トレンチで約1.6m、第22トレンチは復原すると約2m程度になることから、全体的には1.8m前後になると思われる。西側城域の第22トレンチと東側城域の第11、第12トレンチでは、赤褐色粘質土の使い方では共通するものの、真砂土層の均一性については大きく異なり、第22トレンチは第11、第12トレンチ程の均一性は見られない。

列石は、方形に整形加工を施した花崗岩を、1～2段に積み概ね60cm～70cmの高さに揃えている。また、この列石を据えるにあたって厚さ20cm前後に加工した扁平な方形の花崗岩を基底石として置き、その上に列石の前面を18cm前後引いて据えている。第12地点の列石崩壊箇所の観察から、基底石の幅の約2倍強の控えがあると思われる。基底石は、日本の古代山城では鬼ノ城角楼に近似する例があるものの、神籠石式（系）山城の列石にはこのような類例はない。列石は、方形に粗割して切り出した石材を敲打により面取加工を施している。また、高さの不均衡を解消するため、角をL字に切り欠いた「切り欠き加工」を随所に行っている。

花崗岩の面取りなどの加工度は、正面の城域で確認された第12地点が最も細かく、ついで東側城域の第2地点がこれに次ぐ。西側城域の第16地点で確認された列石は、加工が充分ではなく自然面を多く残している、また、左右の石とのすり合わせも充分ではなく、列石上面の高さを揃えるような加工はほとんどされていない。このようにつくり方が粗雑になる点は、版築土塁においても共通しており西側城域のつくり方の特徴といえる。



写真 21 第12トレンチ土塁



写真 22 第12トレンチ列石

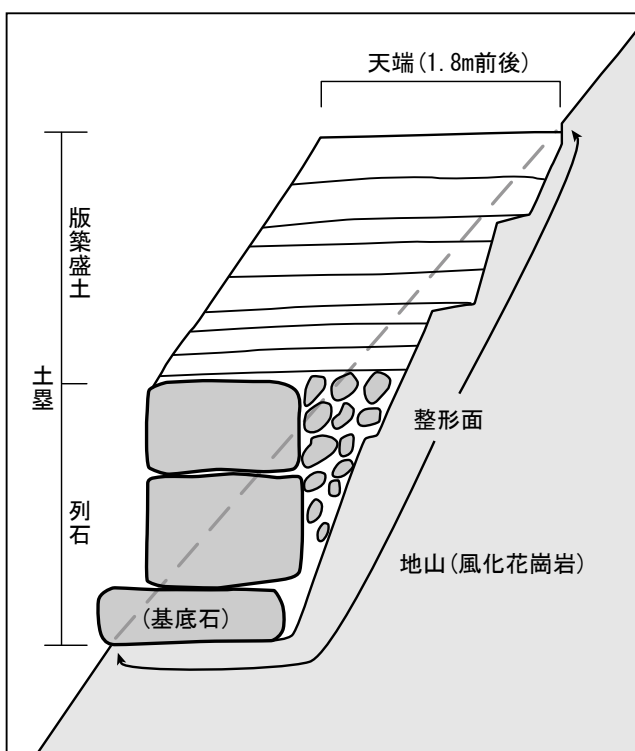


図 24 土塁断面構造概略図



写真 23 土塁及び列石



写真 24 列石正面



写真 25 基底石延伸状況



写真 26 夾築土塁東（内）側列石 全景



写真 27 夾築土塁西（内）側列石全景



写真 28 夾築土塁西側上部



写真 29 夾築土塁西（内）側列石

土塁のラインは、上面から見ると尾根の形状に従って蛇行を繰り返しているが、その屈曲点はいわゆる「折れ構造」であり、佐賀県帯隈山神籠石や、おつぼ山神籠石などに見られるような曲線のラインは確認されていない。また、宮地岳山頂を含む城域推定線の約 2/3 では土塁線が確認できない。これまでの確認調査では、土塁線での城域確定を目的としており城内については未調査である。城内の踏査の成果では、倉庫等の建物が建築可能な平坦面は少ないため、地形形状から見て小規模の建物を除いても倉庫群が確認される可能性は低いと思われる。

本遺跡の縄張りとは表 8 に示す他の古代山城跡との比較検討を行った上で、最終的な城域の範囲を確定するものとした。他の類似する古代山城跡を見ると①土塁線の圍繞が不完全なものが大半であり、それぞれの遺跡における推定ラインをもって城域の範囲としていること、②基本的に谷部を圍繞する形で縄張りされていることなどから古代山城跡の縄張りについては谷部の圍繞に重点が置かれていると見ることができる。阿志岐山城跡においてもその築城意図として、谷を囲む範囲が城域であるとの結論に達した。

表 8 古代山城類例調査一覧

城 名	所 在
高良山神籠石	福岡県久留米市
女山神籠石	福岡県みやま市
杷木神籠石	福岡県朝倉市
鹿毛馬神籠石	福岡県飯塚市
雷山神籠石	福岡県糸島市
御所ヶ谷神籠石	福岡県行橋市・みやこ町
唐原山城	福岡県上毛町
帯隈山神籠石	佐賀県佐賀市久保泉町
おつぼ山神籠石	佐賀県武雄市橋町
石城山神籠石	山口県光市・大和町
永納山城	愛媛県西条市河原津
城山城	香川県坂出市西庄町
屋嶋城	香川県高松市屋島町
大廻小廻山城	岡山県岡山市草ヶ部
鬼ノ城山城	岡山県総社市奥坂

出典：筑紫野市教育委員会 2011 「阿志岐山城跡Ⅱ」

第 3 節 史跡指定

1. 指定の概要

発見直後の平成 12 年度から平成 18 年度にかけ、文化庁及び県の補助金を受け、「範囲確認調査」・「地形測量」を行い、平成 19 年度に確認調査報告書を刊行した。その後、古代山城に関する類例調査及び調査指導委員会の意見から城域を確定した。

平成 22 年に史跡指定に関わる地権者説明会を行い、翌年の平成 23 年 9 月 21 日に「阿志岐山城跡」として国の史跡指定を受けた。また、平成 24 年 3 月に史跡指定記念現地特別公開を行い、一般市民に現地説明を行った。その年の 9 月 19 日には追加指定を行った。指定の概要は以下のとおりである。

表 9 指定の概要

名称	阿志岐山城跡
種別	史跡
時代	古代
所在地	福岡県筑紫野市大字阿志岐 597 筆、同 大字山家 15 筆（当初・追加含む）
面積	当初指定： 954,683.45 m ² 追加指定： 47,633.91 m ² 総計：1,002,317.36 m ² （全 612 筆）
指定年月日	当初指定：平成 23 年 9 月 21 日（2011 年 9 月 21 日） 追加指定：平成 24 年 9 月 19 日（2012 年 9 月 19 日）
指定基準	二 都城、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
管理団体	筑紫野市（福岡県筑紫野市石崎一丁目 1 番 1 号（平成 25 年 3 月 1 日））

2. 指定理由とその範囲

(1) 指定理由

阿志岐山城跡は、特別史跡大宰府跡の東南東五キロメートルに位置する、標高三三九メートルのほぼ円錐形を呈する宮地岳の西斜面に築かれた古代の山城跡である。

平成十一年三月に新たに発見されたことを受け、平成十一年度から平成十九年度まで、筑紫野市教育委員会が実施した範囲と内容を確認するための発掘調査により、標高一四〇メートルから二五〇メートルの山腹に三基の水門を取り込んだ総延長一三四〇メートルの列石とその上部に築かれた土塁が確認された。

列石は、縦（奥行）六〇センチメートル、横（幅）八〇センチメートルの方形に加工した平たい花崗岩の切石を基底石として一ないし二段積み上げ、その上に縦六〇センチメートル、横一〇〇センチメートル、高さ六〇センチメートルの方形の切石をやはり一ないし二段、三〇センチメートルほどの控えを設けながら積み上げて列石とする。そして、その上に厚さ二メートル程度の版築を四ないし五段階に分けて構築し、上面には平らな面（天端）を設ける。列石については、谷や尾根等で地形が大きく変わる場合には、曲線的ではなく直線と折れで地形に沿って伸びていく。なお、列石の周辺では、随所に多数の石屑が見られることから、現地で細部加工を施しながら列石を構築していったと考えられる。

水門は三基確認されたが、最も規模が大きくその両端部が岩盤に据え付けられた第三水門は、幅二三メートル、最大高三・八メートルを測る。水門には基底石はなく、高さ二〇センチメートルから八〇センチメートルの方形に加工された切石が岩盤に直接据えられ、切り欠き工法や挟り込み工法を駆使しつつ、二〇センチメートルほどの控えを作りながら大きく三段階に分けて積み上げられている。

本山城跡の列石は、宮地岳の西側約五分の二ほどに巡っている。古代山城の多くは平野部に向いた側を中心に列石が構築され、全周しない傾向がある。これは平野部から山を見た時、列石や土塁を中心に山全体を山城として防御施設に見立てていたためと考えられている。本山城跡も近接する平野部から東を臨むと、宮地岳の中腹に列石や土塁が巡るように見え、山全体を防御施設として見立てていたことがわかる。

西日本に広く分布する古代山城には、『日本書紀』『続日本紀』に記載のない事例が含まれ、そのうち大規模な列石を有する神籠石式（系）と呼ばれる山城については、北部九州では列石が曲線的に配置される事例が、瀬戸内では直線と折れで配置される事例がみられる。その中であって本山城跡は、列石の配置で瀬戸内との類似を示す一方、列石の下に基底石を据える等独自の工法もみられ、構造的な観点からもその性格が注目される。なお、所属年代を確定できる遺物は出土していないが、古代山城は一般的には七世紀後半代と考えられている。

七世紀後半代の北部九州では、天智天皇二年（六六三）の白村江の戦いで唐・新羅連合軍に大敗したことを契機に防御意識が高まり、大宰府政庁を中心に翌天智天皇三年には水城が、天智天皇四年には大野城や基肄（椽）城が構築される。阿志岐山城跡は、特別史跡大野城跡の南東六キロメートル、特別史跡基肄城跡の北東七キロメートルに位置することからも、このような歴史的背景のもとで築城された山城と考えられ、当該期の東アジアを中心とした日本の対外関係を考える上でも極めて重要である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

引用)『月刊文化財 平成 23 年 9 月号 576 号』

表 10 発見から現在までの経緯一覧

平成 11 年 3 月	阿志岐山城跡の発見
平成 11 年 5 月	遺跡発見の報告及び確認調査実施に伴う協力依頼のため地元説明会開催（確認調査主体：筑紫野市）
平成 11 年 5 月	文化庁現地調査（坂井調査官・岸本調査官）
平成 11 ～ 13 年度	地形測量図作成、現地踏査（国庫補助事業）
平成 11 年度	九州電力送電線鉄塔建設予定地の確認調査（単費事業）
平成 14 年度	宮地岳古代山城跡確認調査指導員会発足、土塁測量、実測（国庫補助事業）
平成 15 ～ 18 年度	土塁線確認調査（トレンチ調査）、土塁測量、実測（国庫補助事業）
平成 16 年度	林道補修整備事業（単費事業）
平成 19 年度	「阿志岐山城跡確認調査報告書」発刊（国庫補助事業）
平成 20 年度	古代山城類例調査「阿志岐山城跡確認調査報告書 2」発刊（単費事業）
平成 22 年 2 月	阿志岐山城跡史跡指定に関わる地権者説明会
平成 23 年 9 月	阿志岐山城跡が国史跡として指定を受ける
平成 24 年 3 月	現地見学説明会の開催
平成 30 ～令和元年度	平成 30 年 7 月豪雨による災害復旧事業の実施（国庫補助事業）
令和 6 年度	令和 5 年 7 月豪雨による災害復旧事業の実施（国庫補助事業）

(2) 指定地の範囲

指定地の範囲、指定地内の地番とその位置は図 25、表 11 のとおりである。

表 11 史跡指定にかかわる地番（官報告示文）

福岡県 筑紫野市 大字阿志岐	一番九、一番一〇、一番一一、一番一二、一番一三、一番一七、一番一八、一番三六、一番三九、一番四〇、一番四一、一番四三、 一番四四、一番四五、一番四六、一番四七、一番四八、一番四九、一番五〇、一番五一、一番五二、一番五三、一番五四、一番五五、 一番五六、一番五七、一番五八、一番五九、一番六〇、一番六一、一番六二、一番六三、一番六四、一番六五、一番六六、一番六七、 一番六八、一番六九、一番七〇、一番七一、一番七二、一番七三、一番七四、一番七五、一番七六、一番七七、一番七八、一番七九、 一番八〇、一番八一、一番八二、一番八三、一番八四、一番八五、一番八六、一番八七、一番八八、一番八九、一番九〇、一番九一、 一番九六、一番九七、一番九八、一番九九、一番一〇〇、一番一〇一、一番一〇二、一番一〇三、一番一〇四、一番一〇八、 一番一〇九、一番一一〇、一番一一一、一番一一二、一番一一三、一番一二〇、一番一二一、一番一二二、一番一二三、一番一二四、一番一二五、 一番一九三、一番一九五、一番一九六、一番一九八、一番一九九、一番二〇〇、一番二〇一、一番二〇二、一番二〇三、一番二一一、 一番二一二、一番二一三、一番二一四、一番二一五、一番二二一、一番二二三、一番二二四、一番二二五、一番二二六、一番二二七、 一番二二八、一番二二九、一番二三〇、一番二三一、一番二三二、一番二三三、一番二三四、一番二三五、一番二三六、一番二三七、 一番二三八、一番二三九、一番二四〇、一番二四一、一番二四二、一番二四三、一番二四四、一番二四五、一番二四六、一番二四七、 一番二四九、一番二五〇、一番二五一、一番二五二、一番二五三、一番二五四、一番二五五、一番二五六、一番二五七、一番二五八、 一番二五九、一番二六〇、一番二六一、一番二六二、一番二六三、一番二六四、一番二六五、一番二六六、一番二六七、一番二六八、 一番二六九、一番二七〇、一番二七一、一番二七二、一番二七三、一番二七四、一番二七五、一番二七六、一番二七八、一番二七九、一番二八〇、 一番二八一、一番二八二、一番二八四、一番二九七、一番二九八、一番二九九、一番三〇〇、一番三〇一、一番三〇二、一番三〇三、 一番三〇四、一番三〇五、一番三〇六、一番三〇七、一番三〇八、一番三〇九、一番三一〇、一番三一〇、一番三一〇、一番三一〇、 一番三一四、一番三一五、一番三一六、一番三一七、一番三一八、一番三一九、一番三二〇、一番三二一、一番三二二、一番三二三、一番三二四、 一番三二五、一番三二六、一番三二七、一番三二八、一番三二九、一番三三〇、一番三三一、一番三三二、一番三三三、一番三三四、 一番三三五、一番三三六、一番三三七、一番三三八、一番三三九、一番三四〇、一番三四一、一番三四二、一番三四三、一番三四四、一番三四五、一番三四六、 一番三四七、一番三四八、一番三四九、一番四〇〇、一番四〇一、一番四〇二、一番四〇三、一番四〇四、一番四〇五、一番四〇六、一番四〇七、一番四〇八、一番四〇九、 一番四一〇、一番四一一、一番四一二、一番四一三、一番四一四、一番四一五、一番四一六、一番四一七、一番四一八、一番四一九、一番四二〇、 一番四二一、一番四二二、一番四二三、一番四二四、一番四二五、一番四二六、一番四二七、一番四二八、一番四二九、一番四三〇、一番四三一、 一番四三二、一番四三三、一番四三四、一番四三五、一番四三六、一番四三七、一番四三八、一番四三九、一番四四〇、一番四四一、一番四四二、 一番四四三、一番四四四、一番四四五、一番四四六、一番四四七、一番四四八、一番四四九、一番四五〇、一番四五〇番一、 四六九番三、四六九番四、四六九番五、四七〇番、四七三番一、四七三番二、四九四番一、四九四番二、四九四番三、四九八番、 五〇八番、五〇九番、五一二番、五一四番、五一六番、五二二番、五二三番、五二四番一、五二四番二、五二七番、五二八番一、 五二八番三、五三〇番一、五四六番一、五四八番、五四九番一、五四九番二、五五一番、五五三番一、五五八番一、五五九番一、 六六四番、六六四番二、六六五番一、六六五番二、六六六番、六六七番、六六九番、七〇三番、七〇四番一、七〇四番二、七〇四番三、 七〇五番二、七〇五番三、七〇五番四、七〇五番七、七〇五番八、七〇五番九、七〇五番一〇、七〇五番一一、七〇五番一二、 七〇五番一三、七〇五番一四、七〇五番一六、七〇五番一八、七〇五番二〇、七〇五番二一、七〇五番二二、七〇五番二三、 七〇五番二四、七〇五番二五、七〇五番二六、七〇五番二七、七〇五番二八、七〇五番二九、七〇五番三〇、七〇五番三一、 七〇五番三二、七〇五番三三、七〇五番三四、七〇五番三五、七〇六番一、七〇六番二、七〇六番三、七〇六番四、七〇七番一、七〇九番、 七一〇番一、七一四番、七一五番、七一九番一、七一九番二、七一九番三、七一九番四、七一九番五、七一九番六、七一九番七、 七二〇番一、七二〇番二、七二一番、七二二番、七二三番、七二五番、七二九番、七三五番、七三六番二、七三七番、七三八番一、 七三九番二、七三九番四、七四一番一、七五八番一、七五八番二、七五九番一、八一九番一、八一九番四、八二一番一、八二一番二、 八二二番、八二三番、八二五番一、八二五番二、八四五番、八五六番二、八五七番、八六〇番、八六三番、八六四番、八七〇番、 八七二番、八七二番一、八七五番一、八七六番二、九〇四番一、九〇四番二、九〇五番一、九〇五番二、九〇七番、九一六番、 九二九番一、九二九番二、九三七番、九三八番一、九三八番二、九三八番三、九三九番二、九三九番三、九四二番二、九四二番三、 九四三番一、九四三番二、九四三番三、九四三番四、九四三番五、九四四番一、九四四番二、九四四番三、九四四番四、九四四番五、 九四四番一、九四四番二、九四四番三、九四六番、九四七番、九四八番、九四九番一、九四九番二、九四九番三、九五一番一、九五一番四、 九五五番二、九五五番一、九五六番二、九五八番一、九五八番二、九五九番一、九五九番九、九六一番一、九六二番一、九六三番三、 九六三番一、九六三番二、九六三番三、九六三番四、九六三番五、九六三番六、九六三番七、九六三番八、九六三番九、九六三番一〇、 九六三番一一、九六三番一二、九六三番一三、九六三番一四、九六三番一五、九六三番一六、九六三番一七、九六三番一八、九六三番一九、 九六三番二〇、九六三番二一、九六三番二二、九六三番二三、九六三番二四、九六三番二五、九六三番二六、九六三番二七、九六三番二八、 九六三番二九、九六三番三〇、九六三番三一、九六三番三二、九六三番三三、九六三番三四、九六三番三五、九六三番三六、九六三番三七、 九六三番三八、九六三番三九、九六三番四〇、九六三番四一、九六三番四二、九六三番四三、九六三番四四、九六三番四五、九六三番四六、 九六三番四七、九六三番四八、九六三番四九、九六三番五〇、九六三番五一、九六三番五二、九六三番五三、九六三番五四、九六三番五五、 九六三番五六、九六三番五七、九六三番五八、九六三番五九、九六三番六〇、九六三番六一、九六三番六二、九六三番六三、九六三番六四、 九六三番六五、九六三番六六、九六三番六七、九六三番六八、九六三番六九、九六三番七〇、九六三番七一、九六三番七二、九六三番七三、 九六三番七四、九六三番七五、九六三番七六、九六三番七七、九六三番七八、九六三番七九、九六三番八〇、九六三番八一、九六三番八二、 九六三番八三、九六三番八四、九六三番八五、九六三番八六、九六三番八七、九六三番八八、九六三番八九、九六三番九〇、九六三番九一、 九六三番九二、九六三番九三、九六三番九四、九六三番九五、九六三番九六、九六三番九七、九六三番九八、九六三番九九、九六三番一〇〇、 九六三番一〇一、九六三番一〇二、九六三番一〇三、九六三番一〇四、九六三番一〇五、九六三番一〇六、九六三番一〇七、九六三番一〇八、 九六三番一〇九、九六三番一一〇、九六三番一一一、九六三番一一二、九六三番一一三、九六三番一一四、九六三番一一五、九六三番一一六、 九六三番一一七、九六三番一一八、九六三番一一九、九六三番一二〇、九六三番一二一、九六三番一二二、九六三番一二三、九六三番一二四、 九六三番一二五、九六三番一二六、九六三番一二七、九六三番一二八、九六三番一二九、九六三番一三〇、九六三番一三一、九六三番一三二、 九六三番一三三、九六三番一三四、九六三番一三五、九六三番一三六、九六三番一三七、九六三番一三八、九六三番一三九、九六三番一四〇、 九六三番一四一、九六三番一四二、九六三番一四三、九六三番一四四、九六三番一四五、九六三番一四六、九六三番一四七、九六三番一四八、 九六三番一四九、九六三番一五〇、九六三番一五一、九六三番一五二、九六三番一五三、九六三番一五四、九六三番一五五、九六三番一五六、 九六三番一五七、九六三番一五八、九六三番一五九、九六三番一六〇、九六三番一六一、九六三番一六二、九六三番一六三、九六三番一六四、 九六三番一六五、九六三番一六六、九六三番一六七、九六三番一六八、九六三番一六九、九六三番一七〇、九六三番一七一、九六三番一七二、 九六三番一七三、九六三番一七四、九六三番一七五、九六三番一七六、九六三番一七七、九六三番一七八、九六三番一七九、九六三番一八〇、 九六三番一八一、九六三番一八二、九六三番一八三、九六三番一八四、九六三番一八五、九六三番一八六、九六三番一八七、九六三番一八八、 九六三番一八九、九六三番一九〇、九六三番一九一、九六三番一九二、九六三番一九三、九六三番一九四、九六三番一九五、九六三番一九六、 九六三番一九七、九六三番一九八、九六三番一九九、九六三番二〇〇、九六三番二
----------------------	---

	九六九番一、九七〇番二、九七一番二、九七一番五、九七二番、九七三番、九七四番、九七五番、九七六番、九七七番、九七八番、九八〇番、九八一番、九八二番、九八四番、九八五番、九八六番、九八七番、九八八番一、九八八番二、九八八番四、九八八番五、九八九番一、九八九番二、九八九番三、九八九番四、九九〇番、九九二番、九九四番、九九九番、一〇〇〇番、一〇〇一番、一〇〇二番、一〇〇六番、一〇〇九番、一〇一一番、一〇一二番、一〇一三番、一〇二四番、一〇二五番、一〇二七番、一〇三一番、一〇三二番、一〇三三番、一〇三四番、一〇三五番、一〇三六番、一〇三七番、一〇三八番、一〇四一番、一〇四三番、一〇四四番、一〇四五番一、一〇四六番、一〇四七番、一〇四八番、一〇四九番、一〇五一番二、一〇五二番一、一〇五二番三、一〇五二番四、一〇六〇番一、一〇六一番、一〇六二番、一〇六三番、一〇六四番、一〇六六番一、一〇六六番四、一〇六六番五、一〇六六番七、一〇六六番八、一〇六七番、一〇六九番、一〇七〇番、一〇七一番、一〇七二番一、一〇七二番二、一〇七四番、一〇七八番、一〇八二番、一〇八三番一、一〇八三番二、一〇八三番三、一〇八四番
同大字山家	四四一六番四二、四四一六番四五、五三六五番一、五三六六番、五三六八番、五三六九番、五三七〇番一、五三七〇番二、五三七二番、五三七四番一五三七四番二、五三七七番、五四〇二番一、 上の地域に介在する道路数及び水路数、福岡県筑紫野市大字阿志岐八九番と同九〇番に挟まれ同五四九番一と同五五〇番に挟まれる道路数、同五〇八番と同五〇九番に挟まれ同五二二番と同五二四番一に挟まれるまでの道路数、同四六七番一と同四七五番に挟まれ同四六九番一と同七五八番二に北接する水路数に挟まれるまでの道路数、同七四一番一と同七五八番一に挟まれ同七四一番一と同七五八番二に挟まれるまでの道路数、同一番四三〇に北接する道路数と同七三五番に挟まれ同一番四三〇に北接する道路数と同七三六番二に挟まれるまでの道路数、同八四五番と同八四八番一に挟まれ同八五六番二と同八七一番に挟まれるまでの道路数、同七一三番一と同七一三番二に挟まれ同七一八番一と同八五七番に挟まれるまでの道路数、同七二二番に囲まれ同七二五番と同八五七番に挟まれるまでの道路数、同一番三六三と同一番三七三に挟まれ同七一三番三と同七一八番一に挟まれるまでの道路数、同七〇五番二と同七〇六番一に挟まれる道路数、同七〇五番二と同九四五番二に挟まれ同七〇五番二と同七〇五番一四に挟まれるまでの道路数、同一番四一六に南接する道路数と同九六二番一に挟まれ同七〇六番三と同九四三番五に挟まれるまでの道路数、同九二八番一と同九二九番一に挟まれ同九二八番一と同九二九番二に挟まれるまでの道路数、同八一三番に南接する道路数と同八一九番一に挟まれる道路数、同八一九番四と同一〇五二番四に挟まれ同八二一番一と同八二四番に南接する道路数に挟まれるまでの道路数、同八二二番と同八二三番に挟まれ同八二二番と同一〇五一番一に挟まれるまでの道路数、同八二三番と同八二五番二に挟まれる道路数、同九〇五番二と同一〇四三番に挟まれ同一〇四四番と同一〇四五番一に挟まれるまでの道路数、同一〇四五番一と同一〇四八番に挟まれ同一〇六六番四と同一〇六六番七に挟まれるまでの道路数、同一〇五〇番と同一〇五二番三に挟まれ同一〇五一番一と同一〇五二番三に挟まれる道路数、同一〇五〇番と同一〇六二番に挟まれ同一〇五二番三と同一〇五六番一に北接する道路数に挟まれるまでの道路数、同一〇六四番と同一〇六五番に挟まれる道路数、同一番二八三と同一〇七四番に挟まれ同九一六番と同一〇三二番に挟まれるまでの道路数、同九九一番と同一〇三一番に挟まれ同一〇二八番と同一〇三二番に挟まれる道路数、同一番二〇二と同一番四三三に挟まれ同一番三六一と同一番四三三に挟まれるまでの道路数、同九四四番一と同九四六番に挟まれ同九四四番一と同九四八番に挟まれるまでの道路数、同一番一一同九八八番二に挟まれ同九四九番四と同九五一番四に挟まれるまでの道路数、同一番三六一と同九六九番一に挟まれ同一番三六一及び同一番二二二と同九六九番一に挟まれる道路数に挟まれるまでの道路数、同一番二二二と同九六九番一に挟まれ同一番三五九と同九七八番に挟まれるまでの道路数、同九九〇番に囲まれ同九九一番と同一〇〇九番に挟まれるまでの道路数、同一番二八一と同一〇八一番に挟まれ同九九一番と同一〇二八番に挟まれるまでの道路数、同一〇七九番と同一〇八二番に挟まれる道路数、同五一六番に囲まれ同五一九番に東接するまでの道路数、同五〇七番と同五二八番一に挟まれ同五一二番と同五二八番一に挟まれるまでの道路数、同一番四三〇と同五一六番に挟まれ同一番四三〇と同五二七番に挟まれるまでの道路数、同四六七番一と同七五九番一に挟まれ同四六九番一と同七三五番に挟まれるまでの水路数、同一番一〇と同一番四一七に挟まれ同七〇六番三と同九四三番五に挟まれ同九二八番一と同九二九番二に挟まれる道路数に挟まれるまでの水路数、同一番三六一と同九七一番五に挟まれ同九七一番五と同九七五番に西接する道路数に挟まれるまでの水路数、同九三八番三に囲まれる水路数、同九四二番二に囲まれる水路数、同九四三番二に囲まれる水路数、同九四三番四に囲まれる水路数、同七一〇番一と同八四五番に挟まれ同八四五番と同八七二番に挟まれるまでの水路数、同一番四一八と同一〇八二番に挟まれ同一〇八二番と同一〇八三番二に挟まれるまでの水路数、筑紫野市大字山家五三六八番と同五三六九番に挟まれ同五三六五番一と同五三七一番一に挟まれるまでの道路数を含む。
平成二十四年文部科学省告示第百五十一号	
福岡県 筑紫野市 大字阿志岐	一番八九、一番九〇、一番九二、一番九四、一番一一一、一番一二六、一番一二七、一番一九四、一番二〇九、一番二二二、一番二七三、一番三一八、一番三六七、一番四六八、一番四六九、一番四七〇、一番四七一、一番四七二、一番四七三、一番四七四、一番四七五、一番四七六、一番四七七、一番四七八、一番四七九、一番四八〇、一番四八一、一番四八二、一番四八三、一番四八四、一番四八五、一番四八六、一番四八七、四六七番一、四六七番二、四七四番一、四七四番二、四七四番三、四九三番、五一九番、五二〇番、五二六番一、五二六番二、五五〇番、六四八番、七〇五番一、七〇五番五、七〇五番六、七〇五番七、七〇五番一八、七三九番一、八六一番、八六二番、九九一番、九九八番、一〇二二番、一〇二八番、一〇四二番、一〇五七番三、一〇六六番六 福岡県筑紫野市大字阿志岐一〇四八番と同一〇五〇番に挟まれ同一〇五九番一と同一〇六四番に挟まれた道路数を含む。
同大字山家	五三七一番一

出典：官報告示 号外第 205 号 平成 23 年 9 月 21 日（平成二十三年文部科学省告示第百四十号）

官報告示 号外第 204 号 平成 24 年 9 月 19 日（平成二十四年文部科学省告示第百五十一号）

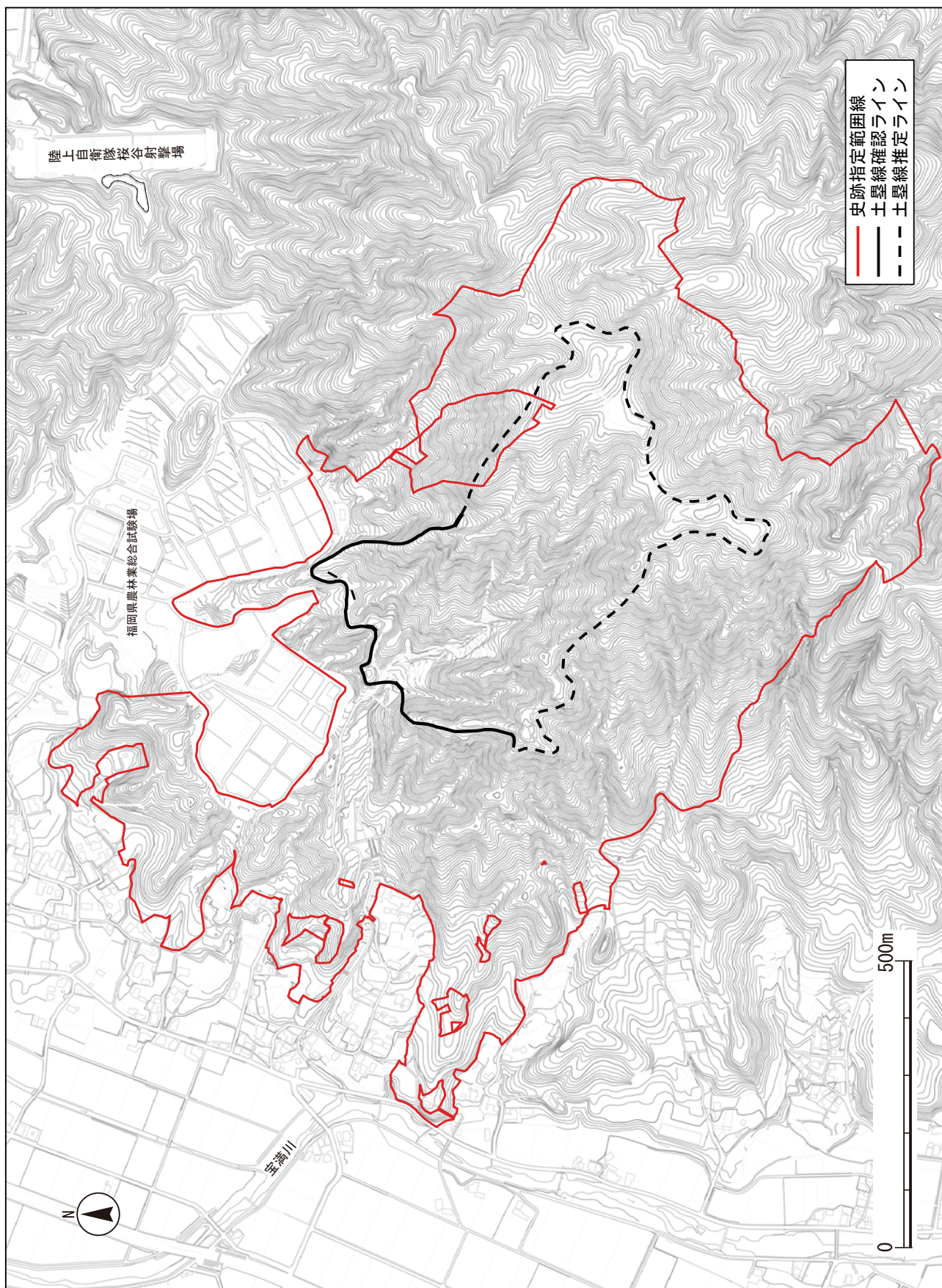


図 25 阿志岐山城跡指定範囲図

(3) 指定地の土地所有状況

現在の史跡阿志岐山城跡の地番一覧と地籍・地目・所有者を表12に示す。史跡指定地1,002,317.36㎡の内、国有地9,345.49㎡、県有地71,558.82㎡、市有地15,529.43㎡、民有地905,883.62㎡である。民有地の内、888,771.98㎡が個人所有者で指定地の約88.7%を占める。指定後、約1.5haを公有化した。

表12 地番一覧と地籍・地目・所有者（令和6年9月現在）

	地番	面積 (㎡)	地目	所有者
1	筑紫野市大字阿志岐1番9	9,888.00	原野	個人
2	筑紫野市大字阿志岐1番10	9,223.00	山林	個人 3名
3	筑紫野市大字阿志岐1番11	9,966.00	原野	個人
4	筑紫野市大字阿志岐1番12	5,143.00	原野	個人
5	筑紫野市大字阿志岐1番13	901.00	原野	個人 2名
6	筑紫野市大字阿志岐1番17	13,209.00	原野	個人 2名
7	筑紫野市大字阿志岐1番18	721.00	原野	個人 2名
8	筑紫野市大字阿志岐1番36	11,223.00	保安林	個人 3名
9	筑紫野市大字阿志岐1番39	6,267.00	保安林	個人
10	筑紫野市大字阿志岐1番40	8,339.00	保安林	個人
11	筑紫野市大字阿志岐1番41	14,548.00	保安林	個人 8名
12	筑紫野市大字阿志岐1番43	7,232.00	保安林	個人
13	筑紫野市大字阿志岐1番44	10,754.00	保安林	個人
14	筑紫野市大字阿志岐1番45	6,347.00	保安林	個人
15	筑紫野市大字阿志岐1番46	4,912.00	保安林	個人 2名
16	筑紫野市大字阿志岐1番47	21,336.00	保安林	個人
17	筑紫野市大字阿志岐1番48	106.00	保安林	個人
18	筑紫野市大字阿志岐1番49	134.00	保安林	個人
19	筑紫野市大字阿志岐1番50	71.00	保安林	個人
20	筑紫野市大字阿志岐1番51	1,023.00	保安林	個人
21	筑紫野市大字阿志岐1番52	707.00	保安林	個人 2名
22	筑紫野市大字阿志岐1番53	2,349.00	保安林	個人
23	筑紫野市大字阿志岐1番54	2,985.00	保安林	個人
24	筑紫野市大字阿志岐1番55	2,421.00	保安林	個人
25	筑紫野市大字阿志岐1番56	2,308.00	保安林	個人
26	筑紫野市大字阿志岐1番57	2,037.00	保安林	個人
27	筑紫野市大字阿志岐1番58	2,212.00	保安林	個人
28	筑紫野市大字阿志岐1番59	619.00	保安林	筑紫野市
29	筑紫野市大字阿志岐1番60	2,504.00	保安林	筑紫野市
30	筑紫野市大字阿志岐1番61	1,439.00	保安林	個人
31	筑紫野市大字阿志岐1番62	104.00	保安林	個人
32	筑紫野市大字阿志岐1番63	61.00	保安林	個人
33	筑紫野市大字阿志岐1番64	893.00	保安林	個人
34	筑紫野市大字阿志岐1番65	911.00	保安林	個人
35	筑紫野市大字阿志岐1番66	2,302.00	保安林	個人
36	筑紫野市大字阿志岐1番67	280.00	保安林	個人
37	筑紫野市大字阿志岐1番68	614.00	保安林	個人
38	筑紫野市大字阿志岐1番69	1,073.00	保安林	個人
39	筑紫野市大字阿志岐1番70	2,578.00	保安林	個人
40	筑紫野市大字阿志岐1番71	2,146.00	保安林	個人
41	筑紫野市大字阿志岐1番72	680.00	保安林	個人
42	筑紫野市大字阿志岐1番73	1,931.00	保安林	個人
43	筑紫野市大字阿志岐1番74	2,099.00	保安林	個人
44	筑紫野市大字阿志岐1番75	934.00	保安林	個人
45	筑紫野市大字阿志岐1番76	1,132.00	保安林	個人
46	筑紫野市大字阿志岐1番77	243.00	保安林	個人
47	筑紫野市大字阿志岐1番78	2,901.00	保安林	個人
48	筑紫野市大字阿志岐1番79	1,233.00	保安林	個人
49	筑紫野市大字阿志岐1番80	3,522.00	保安林	個人
50	筑紫野市大字阿志岐1番81	5,183.00	保安林	個人
51	筑紫野市大字阿志岐1番82	6,179.00	保安林	個人
52	筑紫野市大字阿志岐1番83	3,274.00	保安林	個人
53	筑紫野市大字阿志岐1番84	5,395.00	保安林	個人
54	筑紫野市大字阿志岐1番85	1,798.00	保安林	個人
55	筑紫野市大字阿志岐1番86	1,062.00	保安林	個人
56	筑紫野市大字阿志岐1番87	1,288.00	保安林	個人
57	筑紫野市大字阿志岐1番88	754.00	保安林	個人
58	筑紫野市大字阿志岐1番91	7,572.00	保安林	個人
59	筑紫野市大字阿志岐1番93	2,992.00	保安林	個人
60	筑紫野市大字阿志岐1番95	3,289.00	保安林	個人
61	筑紫野市大字阿志岐1番96	1,763.00	保安林	個人
62	筑紫野市大字阿志岐1番97	847.00	保安林	個人
63	筑紫野市大字阿志岐1番98	381.00	保安林	個人
64	筑紫野市大字阿志岐1番99	762.00	保安林	個人
65	筑紫野市大字阿志岐1番100	3,031.00	保安林	個人
66	筑紫野市大字阿志岐1番101	557.00	保安林	個人
67	筑紫野市大字阿志岐1番102	1,930.00	保安林	個人
68	筑紫野市大字阿志岐1番103	1,040.00	保安林	個人
69	筑紫野市大字阿志岐1番104	62.00	保安林	個人
70	筑紫野市大字阿志岐1番108	1,208.00	保安林	個人

	地番	面積 (㎡)	地目	所有者
71	筑紫野市大字阿志岐1番109	2,394.00	保安林	個人
72	筑紫野市大字阿志岐1番110	1,529.00	保安林	個人
73	筑紫野市大字阿志岐1番112	2,340.00	保安林	個人
74	筑紫野市大字阿志岐1番113	2,188.00	保安林	個人
75	筑紫野市大字阿志岐1番120	1,293.00	原野	個人 2名
76	筑紫野市大字阿志岐1番121	303.00	原野	個人 2名
77	筑紫野市大字阿志岐1番122	582.00	原野	個人 2名
78	筑紫野市大字阿志岐1番123	1,535.00	原野	個人 2名
79	筑紫野市大字阿志岐1番124	195.00	保安林	個人 2名
80	筑紫野市大字阿志岐1番125	1,466.00	原野	個人 2名
81	筑紫野市大字阿志岐1番193	698.00	山林	個人
82	筑紫野市大字阿志岐1番195	1,487.00	山林	個人
83	筑紫野市大字阿志岐1番196	541.00	保安林	個人
84	筑紫野市大字阿志岐1番198	683.00	原野	個人
85	筑紫野市大字阿志岐1番199	353.00	山林	個人 3名
86	筑紫野市大字阿志岐1番200	6,155.00	保安林	筑紫野市
87	筑紫野市大字阿志岐1番201	6,608.00	保安林	個人
88	筑紫野市大字阿志岐1番202	5,707.00	保安林	個人
89	筑紫野市大字阿志岐1番203	1,698.00	保安林	筑紫野市
90	筑紫野市大字阿志岐1番211	4,493.00	保安林	個人
91	筑紫野市大字阿志岐1番212	3,389.00	山林	個人
92	筑紫野市大字阿志岐1番213	253.00	原野	個人 4名
93	筑紫野市大字阿志岐1番214	250.00	原野	個人 4名
94	筑紫野市大字阿志岐1番215	3,045.00	原野	個人 4名
95	筑紫野市大字阿志岐1番221	317.00	山林	個人
96	筑紫野市大字阿志岐1番223	2,299.00	山林	個人
97	筑紫野市大字阿志岐1番224	3,029.00	山林	個人
98	筑紫野市大字阿志岐1番225	3,436.00	山林	個人
99	筑紫野市大字阿志岐1番226	2,237.00	原野	個人
100	筑紫野市大字阿志岐1番227	4,146.00	山林	個人
101	筑紫野市大字阿志岐1番228	3,095.00	山林	個人
102	筑紫野市大字阿志岐1番229	3,606.00	原野	個人
103	筑紫野市大字阿志岐1番230	2,278.00	保安林	個人
104	筑紫野市大字阿志岐1番231	248.00	保安林	個人
105	筑紫野市大字阿志岐1番232	1,245.00	原野	個人
106	筑紫野市大字阿志岐1番233	2,089.00	原野	個人
107	筑紫野市大字阿志岐1番234	1,827.00	原野	個人
108	筑紫野市大字阿志岐1番235	1,135.00	原野	個人
109	筑紫野市大字阿志岐1番236	319.00	保安林	個人
110	筑紫野市大字阿志岐1番237	1,258.00	保安林	個人
111	筑紫野市大字阿志岐1番238	67.00	山林	個人
112	筑紫野市大字阿志岐1番239	39.00	原野	個人
113	筑紫野市大字阿志岐1番240	227.00	山林	個人
114	筑紫野市大字阿志岐1番241	2,240.00	原野	個人
115	筑紫野市大字阿志岐1番242	1,850.00	山林	個人
116	筑紫野市大字阿志岐1番243	2,326.00	山林	個人
117	筑紫野市大字阿志岐1番244	1,795.00	原野	個人
118	筑紫野市大字阿志岐1番245	1,530.00	原野	個人
119	筑紫野市大字阿志岐1番246	1,632.00	原野	個人
120	筑紫野市大字阿志岐1番247	580.00	山林	個人
121	筑紫野市大字阿志岐1番249	33.00	山林	個人
122	筑紫野市大字阿志岐1番250	4,104.00	山林	個人
123	筑紫野市大字阿志岐1番251	2,970.00	原野	個人
124	筑紫野市大字阿志岐1番252	6,042.00	山林	個人
125	筑紫野市大字阿志岐1番253	2,321.00	原野	個人 2名
126	筑紫野市大字阿志岐1番254	1,341.00	山林	個人
127	筑紫野市大字阿志岐1番255	1,859.00	山林	個人 4名
128	筑紫野市大字阿志岐1番256	642.00	山林	個人
129	筑紫野市大字阿志岐1番257	517.00	山林	個人
130	筑紫野市大字阿志岐1番258	3,064.00	原野	個人
131	筑紫野市大字阿志岐1番259	2,237.00	原野	個人
132	筑紫野市大字阿志岐1番260	1,640.00	原野	個人 3名
133	筑紫野市大字阿志岐1番261	2,383.00	原野	個人
134	筑紫野市大字阿志岐1番262	2,948.00	保安林	個人
135	筑紫野市大字阿志岐1番263	2,152.00	保安林	個人
136	筑紫野市大字阿志岐1番264	2,157.00	保安林	個人
137	筑紫野市大字阿志岐1番265	1,131.00	原野	個人
138	筑紫野市大字阿志岐1番266	1,322.00	保安林	個人 3名
139	筑紫野市大字阿志岐1番267	325.00	原野	個人
140	筑紫野市大字阿志岐1番268	551.00	原野	個人

	地番	面積 (㎡)	地目	所有者
141	筑紫野市大字阿志岐1番269	3,752.00	保安林	個人
142	筑紫野市大字阿志岐1番270	1,034.00	原野	個人
143	筑紫野市大字阿志岐1番271	1,453.00	原野	個人
144	筑紫野市大字阿志岐1番272	1,026.00	原野	個人
145	筑紫野市大字阿志岐1番274	2,486.00	原野	個人
146	筑紫野市大字阿志岐1番275	1,021.00	原野	個人
147	筑紫野市大字阿志岐1番276	2,251.00	原野	個人
148	筑紫野市大字阿志岐1番278	1,165.00	山林	個人
149	筑紫野市大字阿志岐1番279	1,428.00	山林	個人
150	筑紫野市大字阿志岐1番280	1,315.00	原野	個人 2名
151	筑紫野市大字阿志岐1番281	2,522.00	山林	個人
152	筑紫野市大字阿志岐1番282	6,272.00	山林	個人
153	筑紫野市大字阿志岐1番284	284.00	原野	個人
154	筑紫野市大字阿志岐1番297	392.00	原野	個人
155	筑紫野市大字阿志岐1番298	733.00	原野	個人
156	筑紫野市大字阿志岐1番299	113.00	原野	個人
157	筑紫野市大字阿志岐1番300	180.00	原野	個人
158	筑紫野市大字阿志岐1番301	1,027.00	原野	個人
159	筑紫野市大字阿志岐1番302	88.00	原野	個人
160	筑紫野市大字阿志岐1番303	84.00	原野	個人
161	筑紫野市大字阿志岐1番304	309.00	原野	個人
162	筑紫野市大字阿志岐1番305	1,549.00	原野	個人
163	筑紫野市大字阿志岐1番306	1,504.00	保安林	個人
164	筑紫野市大字阿志岐1番307	789.00	原野	個人
165	筑紫野市大字阿志岐1番308	1,268.00	原野	個人
166	筑紫野市大字阿志岐1番309	1,612.00	原野	個人
167	筑紫野市大字阿志岐1番310	2,507.00	原野	個人
168	筑紫野市大字阿志岐1番311	1,138.00	原野	個人
169	筑紫野市大字阿志岐1番312	177.00	原野	個人
170	筑紫野市大字阿志岐1番313	23.00	原野	個人
171	筑紫野市大字阿志岐1番314	987.00	原野	個人
172	筑紫野市大字阿志岐1番315	2,908.00	保安林	個人
173	筑紫野市大字阿志岐1番316	1,600.00	保安林	個人
174	筑紫野市大字阿志岐1番317	854.00	保安林	個人
175	筑紫野市大字阿志岐1番319	414.00	原野	個人
176	筑紫野市大字阿志岐1番320	369.00	原野	個人
177	筑紫野市大字阿志岐1番321	422.00	原野	個人
178	筑紫野市大字阿志岐1番322	314.00	原野	個人
179	筑紫野市大字阿志岐1番323	94.00	原野	個人
180	筑紫野市大字阿志岐1番351	1,101.00	原野	個人 2名
181	筑紫野市大字阿志岐1番352	1,026.00	原野	個人 2名
182	筑紫野市大字阿志岐1番354	1,415.00	原野	個人 2名
183	筑紫野市大字阿志岐1番355	693.00	原野	個人 2名
184	筑紫野市大字阿志岐1番356	307.00	原野	国土交通省
185	筑紫野市大字阿志岐1番357	445.00	原野	個人 2名
186	筑紫野市大字阿志岐1番358	721.00	原野	個人 2名
187	筑紫野市大字阿志岐1番359	287.00	原野	個人 2名
188	筑紫野市大字阿志岐1番360	167.00	原野	個人 2名
189	筑紫野市大字阿志岐1番361	613.00	原野	個人 2名
190	筑紫野市大字阿志岐1番362	639.00	原野	個人 2名
191	筑紫野市大字阿志岐1番363	317.00	原野	個人 2名
192	筑紫野市大字阿志岐1番364	317.00	原野	個人 2名
193	筑紫野市大字阿志岐1番365	754.00	原野	個人 2名
194	筑紫野市大字阿志岐1番366	318.00	原野	個人 2名
195	筑紫野市大字阿志岐1番373	432.00	原野	個人 2名
196	筑紫野市大字阿志岐1番374	329.00	原野	個人 2名
197	筑紫野市大字阿志岐1番395	70.00	保安林	個人
198	筑紫野市大字阿志岐1番396	34.00	原野	個人 2名
199	筑紫野市大字阿志岐1番397	337.00	原野	個人 2名
200	筑紫野市大字阿志岐1番398	42.00	原野	個人 4名
201	筑紫野市大字阿志岐1番399	99.00	山林	個人
202	筑紫野市大字阿志岐1番400	53.00	原野	個人
203	筑紫野市大字阿志岐1番401	11.00	山林	個人
204	筑紫野市大字阿志岐1番402	23.00	原野	個人
205	筑紫野市大字阿志岐1番403	345.00	山林	個人
206	筑紫野市大字阿志岐1番404	91.00	原野	個人
207	筑紫野市大字阿志岐1番405	558.00	原野	個人
208	筑紫野市大字阿志岐1番406	82.00	原野	個人
209	筑紫野市大字阿志岐1番408	17.00	山林	個人
210	筑紫野市大字阿志岐1番409	27.00	原野	個人
211	筑紫野市大字阿志岐1番410	38.00	山林	個人
212	筑紫野市大字阿志岐1番411	17.00	原野	個人
213	筑紫野市大字阿志岐1番412	61.00	山林	個人
214	筑紫野市大字阿志岐1番413	25.00	原野	個人
215	筑紫野市大字阿志岐1番414	394.00	原野	個人 2名
216	筑紫野市大字阿志岐1番415	206.00	原野	個人 2名
217	筑紫野市大字阿志岐1番416	331.00	公衆用道路	個人 2名
218	筑紫野市大字阿志岐1番417	164.00	山林	個人

	地番	面積 (㎡)	地目	所有者
219	筑紫野市大字阿志岐1番418	174.00	原野	個人 2名
220	筑紫野市大字阿志岐1番420	187.00	保安林	個人
221	筑紫野市大字阿志岐1番421	548.00	山林	個人
222	筑紫野市大字阿志岐1番422	6.42	山林	国土交通省
223	筑紫野市大字阿志岐1番423	11.00	山林	国土交通省
224	筑紫野市大字阿志岐1番424	6.51	山林	国土交通省
225	筑紫野市大字阿志岐1番430	29,887.00	山林	福岡県
226	筑紫野市大字阿志岐1番433	41,617.00	山林	福岡県
227	筑紫野市大字阿志岐1番453	81.00	保安林	個人 2名
228	筑紫野市大字阿志岐1番454	548.00	雑種地	九州電力㈱
229	筑紫野市大字阿志岐1番455	76.00	保安林	個人 2名
230	筑紫野市大字阿志岐1番456	309.00	雑種地	九州電力㈱
231	筑紫野市大字阿志岐1番457	53.00	雑種地	九州電力㈱
232	筑紫野市大字阿志岐1番458	477.00	雑種地	九州電力㈱
233	筑紫野市大字阿志岐1番459	38.00	雑種地	九州電力㈱
234	筑紫野市大字阿志岐1番460	49.00	雑種地	九州電力㈱
235	筑紫野市大字阿志岐1番461	69.00	雑種地	九州電力㈱
236	筑紫野市大字阿志岐1番464	435.00	雑種地	九州電力㈱
237	筑紫野市大字阿志岐89番	3,769.00	山林	個人
238	筑紫野市大字阿志岐90番	354.00	山林	個人
239	筑紫野市大字阿志岐468番	595.00	山林	個人
240	筑紫野市大字阿志岐469番1	6,356.00	山林	個人
241	筑紫野市大字阿志岐469番3	901.00	山林	個人
242	筑紫野市大字阿志岐469番4	9.34	山林	個人
243	筑紫野市大字阿志岐469番5	11.00	山林	個人
244	筑紫野市大字阿志岐470番	1,193.00	山林	個人
245	筑紫野市大字阿志岐473番1	45.00	墓地	個人
246	筑紫野市大字阿志岐473番2	6.03	墓地	個人
247	筑紫野市大字阿志岐494番1	2,432.00	山林	個人
248	筑紫野市大字阿志岐494番2	23.00	山林	個人
249	筑紫野市大字阿志岐494番3	53.00	山林	個人
250	筑紫野市大字阿志岐498番	61.92	宅地	個人
251	筑紫野市大字阿志岐508番	159.00	畑	個人
252	筑紫野市大字阿志岐509番	466.00	山林	個人
253	筑紫野市大字阿志岐512番	10.00	山林	個人
254	筑紫野市大字阿志岐514番	524.00	山林	個人
255	筑紫野市大字阿志岐516番	4,621.00	山林	個人
256	筑紫野市大字阿志岐522番	2,987.00	山林	個人
257	筑紫野市大字阿志岐523番	81.00	山林	個人
258	筑紫野市大字阿志岐524番1	2,758.00	山林	個人
259	筑紫野市大字阿志岐524番2	11.00	山林	個人
260	筑紫野市大字阿志岐527番	2,910.00	山林	個人
261	筑紫野市大字阿志岐528番1	5,040.00	山林	個人
262	筑紫野市大字阿志岐528番3	16.00	山林	個人
263	筑紫野市大字阿志岐530番1	919.00	山林	個人
264	筑紫野市大字阿志岐546番1	2,002.00	山林	個人
265	筑紫野市大字阿志岐548番	346.00	山林	個人
266	筑紫野市大字阿志岐549番1	630.00	畑	個人
267	筑紫野市大字阿志岐549番2	71.00	山林	個人
268	筑紫野市大字阿志岐551番	803.00	畑	個人
269	筑紫野市大字阿志岐553番1	5,424.00	山林	個人
270	筑紫野市大字阿志岐558番1	2,087.00	山林	個人
271	筑紫野市大字阿志岐559番1	3,291.00	山林	個人
272	筑紫野市大字阿志岐646番	3,082.00	山林	個人
273	筑紫野市大字阿志岐664番	260.00	山林	個人
274	筑紫野市大字阿志岐665番1	86.00	山林	個人
275	筑紫野市大字阿志岐665番2	12.00	山林	個人
276	筑紫野市大字阿志岐666番	929.00	山林	個人
277	筑紫野市大字阿志岐667番	5,697.00	山林	個人
278	筑紫野市大字阿志岐669番	352.00	山林	個人
279	筑紫野市大字阿志岐703番	1,680.00	山林	個人
280	筑紫野市大字阿志岐704番1	942.00	山林	個人
281	筑紫野市大字阿志岐704番2	14.00	山林	国土交通省
282	筑紫野市大字阿志岐704番3	2.82	山林	福岡県
283	筑紫野市大字阿志岐705番2	1,094.00	山林	個人
284	筑紫野市大字阿志岐705番3	309.00	山林	個人
285	筑紫野市大字阿志岐705番4	311.00	山林	筑紫野市
286	筑紫野市大字阿志岐705番7	373.00	山林	個人
287	筑紫野市大字阿志岐705番8	186.00	山林	個人 2名
288	筑紫野市大字阿志岐705番9	212.00	山林	個人 2名
289	筑紫野市大字阿志岐705番10	260.00	山林	個人
290	筑紫野市大字阿志岐705番11	212.00	山林	個人
291	筑紫野市大字阿志岐705番12	117.00	山林	個人
292	筑紫野市大字阿志岐705番13	200.00	山林	個人
293	筑紫野市大字阿志岐705番14	294.00	山林	個人
294	筑紫野市大字阿志岐705番16	165.00	山林	個人 2名
295	筑紫野市大字阿志岐705番19	254.00	公衆用道路	個人
296	筑紫野市大字阿志岐705番20	18.00	山林	国土交通省

	地番	面積 (㎡)	地目	所有者
297	筑紫野市大字阿志岐705番21	57.00	山林	国土交通省
298	筑紫野市大字阿志岐705番22	154.00	山林	国土交通省
299	筑紫野市大字阿志岐705番23	44.00	山林	国土交通省
300	筑紫野市大字阿志岐705番24	17.00	山林	国土交通省
301	筑紫野市大字阿志岐705番25	2.16	山林	国土交通省
302	筑紫野市大字阿志岐705番26	1.76	山林	国土交通省
303	筑紫野市大字阿志岐705番27	8.58	山林	国土交通省
304	筑紫野市大字阿志岐705番28	40.00	山林	国土交通省
305	筑紫野市大字阿志岐705番29	17.00	山林	国土交通省
306	筑紫野市大字阿志岐705番30	25.00	山林	国土交通省
307	筑紫野市大字阿志岐705番31	21.00	山林	国土交通省
308	筑紫野市大字阿志岐705番32	36.00	山林	国土交通省
309	筑紫野市大字阿志岐705番33	20.00	山林	国土交通省
310	筑紫野市大字阿志岐705番34	30.00	山林	国土交通省
311	筑紫野市大字阿志岐705番35	69.00	山林	国土交通省
312	筑紫野市大字阿志岐706番1	423.00	山林	個人
313	筑紫野市大字阿志岐706番3	4.12	山林	国土交通省
314	筑紫野市大字阿志岐706番4	1.36	山林	国土交通省
315	筑紫野市大字阿志岐707番1	865.00	山林	筑紫野市
316	筑紫野市大字阿志岐709番	382.00	山林	個人 1名
317	筑紫野市大字阿志岐710番 1	1,969.00	山林	個人 1名
318	筑紫野市大字阿志岐714番	263.00	墓地	個人
319	筑紫野市大字阿志岐715番	474.00	墓地	個人
320	筑紫野市大字阿志岐716番	260.00	墓地	個人
321	筑紫野市大字阿志岐717番1	644.00	山林	個人
322	筑紫野市大字阿志岐717番2	140.00	公衆用道路	個人
323	筑紫野市大字阿志岐718番1	2,201.00	山林	個人 1名
324	筑紫野市大字阿志岐718番2	128.00	公衆用道路	個人 1名
325	筑紫野市大字阿志岐719番1	2,914.00	山林	個人
326	筑紫野市大字阿志岐719番2	420.00	公衆用道路	個人
327	筑紫野市大字阿志岐720番1	7,422.00	山林	個人
328	筑紫野市大字阿志岐720番2	416.00	公衆用道路	個人
329	筑紫野市大字阿志岐721番	1,669.00	山林	個人
330	筑紫野市大字阿志岐722番	3,185.00	山林	個人
331	筑紫野市大字阿志岐723番	1,918.00	山林	個人
332	筑紫野市大字阿志岐725番	664.00	畑	個人
333	筑紫野市大字阿志岐729番	2,211.00	山林	個人
334	筑紫野市大字阿志岐735番	791.00	山林	個人
335	筑紫野市大字阿志岐736番2	128.00	公衆用道路	筑紫野市
336	筑紫野市大字阿志岐737番	137.00	山林	個人
337	筑紫野市大字阿志岐738番1	356.00	田	個人
338	筑紫野市大字阿志岐739番2	114.00	山林	個人
339	筑紫野市大字阿志岐739番4	26.00	用悪水路	筑紫野市
340	筑紫野市大字阿志岐741番1	248.00	山林	個人
341	筑紫野市大字阿志岐758番1	901.51	宅地	個人
342	筑紫野市大字阿志岐758番2	952.00	山林	個人
343	筑紫野市大字阿志岐759番1	704.00	畑	個人
344	筑紫野市大字阿志岐819番1	1,775.00	山林	個人
345	筑紫野市大字阿志岐819番4	188.00	公衆用道路	筑紫野市
346	筑紫野市大字阿志岐821番1	558.00	畑	個人 2名
347	筑紫野市大字阿志岐821番2	56.00	公衆用道路	個人 2名
348	筑紫野市大字阿志岐822番	1,216.00	畑	個人 2名
349	筑紫野市大字阿志岐823番	74.00	畑	個人 2名
350	筑紫野市大字阿志岐825番1	1,140.00	畑	個人
351	筑紫野市大字阿志岐825番2	327.00	山林	個人
352	筑紫野市大字阿志岐845番	1,941.00	畑	個人
353	筑紫野市大字阿志岐856番2	1,019.00	山林	個人
354	筑紫野市大字阿志岐857番	1,559.00	山林	個人
355	筑紫野市大字阿志岐860番	74.00	山林	個人
356	筑紫野市大字阿志岐863番	398.00	山林	個人
357	筑紫野市大字阿志岐864番	231.00	山林	個人
358	筑紫野市大字阿志岐870番	2,589.00	畑	個人
359	筑紫野市大字阿志岐871番	216.00	畑	個人
360	筑紫野市大字阿志岐872番	123.00	畑	個人
361	筑紫野市大字阿志岐875番1	403.00	畑	個人
362	筑紫野市大字阿志岐876番2	336.00	山林	個人
363	筑紫野市大字阿志岐904番1	464.00	畑	個人
364	筑紫野市大字阿志岐904番2	165.00	山林	個人
365	筑紫野市大字阿志岐905番1	411.00	畑	個人 2名
366	筑紫野市大字阿志岐905番2	1,321.00	山林	個人 2名
367	筑紫野市大字阿志岐907番	34.00	山林	個人 6名
368	筑紫野市大字阿志岐916番	1,032.00	山林	個人
369	筑紫野市大字阿志岐929番1	33.00	畑	筑紫野市
370	筑紫野市大字阿志岐929番2	24.00	畑	国土交通省
371	筑紫野市大字阿志岐937番	750.00	山林	個人
372	筑紫野市大字阿志岐938番1	395.00	山林	個人
373	筑紫野市大字阿志岐938番2	7.06	公衆用道路	国土交通省
374	筑紫野市大字阿志岐938番3	425.00	山林	国土交通省

	地番	面積 (㎡)	地目	所有者
375	筑紫野市大字阿志岐939番2	16.99	宅地	国土交通省
376	筑紫野市大字阿志岐939番3	9.12	宅地	国土交通省
377	筑紫野市大字阿志岐942番2	64.00	山林	国土交通省
378	筑紫野市大字阿志岐942番3	242.00	山林	国土交通省
379	筑紫野市大字阿志岐943番1	131.00	山林	国土交通省
380	筑紫野市大字阿志岐943番2	12.00	山林	国土交通省
381	筑紫野市大字阿志岐943番3	258.00	公衆用道路	個人
382	筑紫野市大字阿志岐943番4	69.00	山林	国土交通省
383	筑紫野市大字阿志岐943番5	102.00	公衆用道路	国土交通省
384	筑紫野市大字阿志岐944番1	282.00	山林	国土交通省
385	筑紫野市大字阿志岐944番2	165.00	山林	個人
386	筑紫野市大字阿志岐944番3	66.00	公衆用道路	個人
387	筑紫野市大字阿志岐944番4	14.00	山林	国土交通省
388	筑紫野市大字阿志岐944番5	9.71	山林	国土交通省
389	筑紫野市大字阿志岐945番1	29.00	山林	福岡県
390	筑紫野市大字阿志岐945番2	23.00	山林	福岡県
391	筑紫野市大字阿志岐945番3	43.00	公衆用道路	個人 6名
392	筑紫野市大字阿志岐946番	429.00	山林	国土交通省
393	筑紫野市大字阿志岐947番	65.00	山林	国土交通省
394	筑紫野市大字阿志岐948番	115.00	山林	国土交通省
395	筑紫野市大字阿志岐949番1	510.00	山林	個人
396	筑紫野市大字阿志岐949番4	3,449.00	山林	国土交通省
397	筑紫野市大字阿志岐951番1	472.00	山林	個人
398	筑紫野市大字阿志岐951番4	938.00	山林	国土交通省
399	筑紫野市大字阿志岐955番2	1,714.00	山林	個人
400	筑紫野市大字阿志岐956番1	690.00	原野	個人
401	筑紫野市大字阿志岐956番2	67.00	原野	国土交通省
402	筑紫野市大字阿志岐958番1	333.00	山林	国土交通省
403	筑紫野市大字阿志岐958番2	92.00	山林	国土交通省
404	筑紫野市大字阿志岐959番1	991.00	山林	個人
405	筑紫野市大字阿志岐959番9	811.00	山林	国土交通省
406	筑紫野市大字阿志岐961番1	914.00	山林	個人 4名
407	筑紫野市大字阿志岐962番1	2,941.00	山林	個人 5名
408	筑紫野市大字阿志岐963番3	136.00	山林	個人
409	筑紫野市大字阿志岐969番1	196.00	山林	個人
410	筑紫野市大字阿志岐970番2	44.00	山林	個人
411	筑紫野市大字阿志岐971番2	600.00	山林	個人
412	筑紫野市大字阿志岐971番5	184.00	山林	個人
413	筑紫野市大字阿志岐972番	771.00	山林	個人
414	筑紫野市大字阿志岐973番	499.00	山林	個人
415	筑紫野市大字阿志岐974番	132.00	山林	個人
416	筑紫野市大字阿志岐975番	994.00	山林	個人
417	筑紫野市大字阿志岐976番	401.00	畑	個人
418	筑紫野市大字阿志岐977番	361.00	山林	個人
419	筑紫野市大字阿志岐978番	194.00	山林	個人
420	筑紫野市大字阿志岐980番	1,709.00	山林	個人
421	筑紫野市大字阿志岐981番	554.00	山林	個人
422	筑紫野市大字阿志岐982番	736.00	山林	個人
423	筑紫野市大字阿志岐984番	359.00	山林	個人
424	筑紫野市大字阿志岐985番	5,803.00	山林	個人 3名
425	筑紫野市大字阿志岐986番	20,457.00	山林	個人 2名
426	筑紫野市大字阿志岐987番	7,417.00	山林	個人
427	筑紫野市大字阿志岐988番1	3,334.00	山林	個人
428	筑紫野市大字阿志岐988番2	3,567.00	山林	個人
429	筑紫野市大字阿志岐988番4	3,356.00	山林	個人
430	筑紫野市大字阿志岐988番5	1,445.00	山林	個人 1名
431	筑紫野市大字阿志岐989番1	8,927.00	山林	個人
432	筑紫野市大字阿志岐989番2	677.00	山林	国土交通省
433	筑紫野市大字阿志岐989番3	7.70	山林	国土交通省
434	筑紫野市大字阿志岐989番4	43.00	山林	国土交通省
435	筑紫野市大字阿志岐990番	2,413.00	山林	個人
436	筑紫野市大字阿志岐992番	85.00	山林	個人
437	筑紫野市大字阿志岐994番	1,488.00	山林	個人
438	筑紫野市大字阿志岐999番	1,183.00	山林	個人
439	筑紫野市大字阿志岐1000番	3,779.00	山林	個人
440	筑紫野市大字阿志岐1001番	1,020.00	山林	個人
441	筑紫野市大字阿志岐1002番	11,380.00	原野	個人
442	筑紫野市大字阿志岐1006番	515.00	山林	個人
443	筑紫野市大字阿志岐1009番	773.00	山林	個人
444	筑紫野市大字阿志岐1011番	115.00	山林	個人
445	筑紫野市大字阿志岐1012番	526.00	山林	個人
446	筑紫野市大字阿志岐1013番	265.00	山林	個人
447	筑紫野市大字阿志岐1024番	212.00	山林	個人
448	筑紫野市大字阿志岐1025番	441.00	山林	個人
449	筑紫野市大字阿志岐1027番	199.00	山林	筑紫野市
450	筑紫野市大字阿志岐1031番	140.00	山林	個人
451	筑紫野市大字阿志岐1032番	792.00	山林	個人
452	筑紫野市大字阿志岐1033番	233.00	畑	個人

	地番	面積 (㎡)	地目	所有者
453	筑紫野市大字阿志岐1034番	731.00	山林	個人
454	筑紫野市大字阿志岐1035番	276.00	山林	筑紫野市
455	筑紫野市大字阿志岐1036番	841.00	原野	個人
456	筑紫野市大字阿志岐1037番	260.00	山林	筑紫野市
457	筑紫野市大字阿志岐1038番	534.00	山林	個人
458	筑紫野市大字阿志岐1041番	190.00	山林	個人
459	筑紫野市大字阿志岐1043番	817.00	山林	個人
460	筑紫野市大字阿志岐1044番	329.00	畑	個人
461	筑紫野市大字阿志岐1045番1	887.00	畑	個人 2名
462	筑紫野市大字阿志岐1046番	318.00	山林	個人
463	筑紫野市大字阿志岐1047番	192.00	畑	個人
464	筑紫野市大字阿志岐1048番	211.00	畑	個人
465	筑紫野市大字阿志岐1049番	368.00	山林	個人 2名
466	筑紫野市大字阿志岐1051番2	54.00	公衆用道路	筑紫野市
467	筑紫野市大字阿志岐1052番1	689.00	境内地	荒船神社
468	筑紫野市大字阿志岐1052番3	505.00	山林	荒船神社
469	筑紫野市大字阿志岐1052番4	374.00	公衆用道路	筑紫野市
470	筑紫野市大字阿志岐1060番1	424.00	畑	個人 2名
471	筑紫野市大字阿志岐1061番	313.00	山林	個人
472	筑紫野市大字阿志岐1062番	267.00	山林	個人
473	筑紫野市大字阿志岐1063番	46.00	山林	個人 2名
474	筑紫野市大字阿志岐1064番	959.00	山林	個人
475	筑紫野市大字阿志岐1066番1	267.00	山林	個人
476	筑紫野市大字阿志岐1066番4	114.00	原野	個人 2名
477	筑紫野市大字阿志岐1066番5	263.00	原野	個人
478	筑紫野市大字阿志岐1066番7	585.00	原野	個人
479	筑紫野市大字阿志岐1066番8	50.00	原野	個人 2名
480	筑紫野市大字阿志岐1067番	861.00	山林	個人
481	筑紫野市大字阿志岐1069番	1,384.00	山林	個人 1名
482	筑紫野市大字阿志岐1070番	154.00	山林	個人
483	筑紫野市大字阿志岐1071番	2,785.00	山林	個人 3名
484	筑紫野市大字阿志岐1072番1	1,236.00	山林	個人
485	筑紫野市大字阿志岐1072番2	1,190.00	山林	個人
486	筑紫野市大字阿志岐1074番	927.00	山林	個人 1名
487	筑紫野市大字阿志岐1078番	960.00	畑	個人
488	筑紫野市大字阿志岐1082番	1,182.00	山林	個人
489	筑紫野市大字阿志岐1083番1	973.00	山林	個人
490	筑紫野市大字阿志岐1083番2	419.00	山林	個人
491	筑紫野市大字阿志岐1083番3	58.00	山林	個人
492	筑紫野市大字阿志岐1084番	62.00	山林	個人 2名
493	筑紫野市大字山家4416番42	37,139.00	山林	個人
494	筑紫野市大字山家4416番45	22,382.00	山林	個人
495	筑紫野市大字山家5365番1	1,649.00	山林	個人
496	筑紫野市大字山家5366番	30,693.00	山林	個人
497	筑紫野市大字山家5368番	9,371.00	山林	個人
498	筑紫野市大字山家5369番	11,528.00	山林	個人
499	筑紫野市大字山家5370番1	11,749.00	山林	個人
500	筑紫野市大字山家5370番2	131.00	雑種地	九州電力㈱
501	筑紫野市大字山家5372番	6,096.00	山林	個人 1名
502	筑紫野市大字山家5374番1	5,337.00	山林	個人
503	筑紫野市大字山家5374番2	2,436.00	山林	個人
504	筑紫野市大字山家5377番	31,272.00	山林	個人
505	筑紫野市大字山家5402番1	16,264.00	山林	個人
506	筑紫野市大字阿志岐89番と同90番に 挟まれ同549番1と同550番に挟まれ る道路敷	114.11		筑紫野市
507	筑紫野市大字阿志岐508番と同509番 に挟まれ同522番と同524番1に挟ま れるまでの道路敷	278.13		筑紫野市
508	筑紫野市大字阿志岐467番1と同475 番に挟まれ同469番1と同758番2に北 接する水路敷に挟まれるまでの道路 敷	202.25		筑紫野市
509	筑紫野市大字阿志岐741番1と同758 番1に挟まれ同741番1と同758番2に 挟まれるまでの道路敷	43.85		筑紫野市
510	筑紫野市大字阿志岐1番430に北接す る道路敷と同735番に挟まれ同1番 430に北接する道路敷と同736番2に 挟まれるまでの道路敷	39.87		筑紫野市
511	筑紫野市大字阿志岐845番と同848番 1に挟まれ同856番2と同871番に挟ま れるまでの道路敷	80.64		筑紫野市
512	筑紫野市大字阿志岐713番1と同713 番2に挟まれ同718番1と同857番に挟 まれるまでの道路敷	349.66		筑紫野市

	地番	面積 (㎡)	地目	所有者
513	筑紫野市大字阿志岐722番に囲まれ 同725番と同857番に挟まれるまでの 道路敷	96.35		筑紫野市
514	筑紫野市大字阿志岐1番363と同1番 373に挟まれ同713番3と同718番1に 挟まれるまでの道路敷	917.35		筑紫野市
515	筑紫野市大字阿志岐705番2と同706 番1に挟まれる道路敷	41.36		筑紫野市
516	筑紫野市大字阿志岐705番2と同945 番2に挟まれ同705番12と同705番14 に挟まれるまでの道路敷	59.76		筑紫野市
517	筑紫野市大字阿志岐1番416に南接す る道路敷と同962番1に挟まれ同706 番3と同943番5に挟まれるまでの道 路敷	457.93		筑紫野市
518	筑紫野市大字阿志岐928番1と同929 番1に挟まれ同928番1と同929番2に 挟まれるまでの道路敷	31.71		筑紫野市
519	筑紫野市大字阿志岐813番に南接す る道路敷と同819番1に挟まれる道路 敷	10.7		筑紫野市
520	筑紫野市大字阿志岐819番4と同1052 番4に挟まれ同821番1と同824番に南 接する道路敷に挟まれるまでの道路 敷	250.61		筑紫野市
521	筑紫野市大字阿志岐822番と同823番 に挟まれ同822番と同1051番1に挟ま れるまでの道路敷	232.11		筑紫野市
522	筑紫野市大字阿志岐823番と同825番 2に挟まれる道路敷	9.22		筑紫野市
523	筑紫野市大字阿志岐905番2と同1043 番に挟まれ同1044番と同1045番1に 挟まれるまでの道路敷	85.47		筑紫野市
524	筑紫野市大字阿志岐1045番1と同 1048番に挟まれ同1066番4と同1066 番7に挟まれるまでの道路敷	86.72		筑紫野市
525	筑紫野市大字阿志岐1050番と同1052 番3に挟まれ同1051番1と同1052番3 に挟まれる道路敷	32.31		筑紫野市
526	筑紫野市大字阿志岐1050番と同1062 番に挟まれ同1052番3と同1056番1に 北接する道路敷に挟まれるまでの道 路敷	140.25		筑紫野市
527	筑紫野市大字阿志岐1064番と同1065 番に挟まれる道路敷	33.68		筑紫野市
528	筑紫野市大字阿志岐1番283と同1074 番に挟まれ同916番と同1032番に挟 まれるまでの道路敷	391.81		筑紫野市
529	筑紫野市大字阿志岐991番と同1031 番に挟まれ同1028番と同1032番に挟 まれる道路敷	67.71		筑紫野市
530	筑紫野市大字阿志岐1番202と同1番 433に挟まれ同1番361と同1番433に 挟まれるまでの道路敷	1518.86		筑紫野市
531	筑紫野市大字阿志岐944番1と同946 番に挟まれ同944番1と同948番に挟 まれるまでの道路敷	44.92		筑紫野市
532	筑紫野市大字阿志岐1番11と同988番 2に挟まれ同949番4と同951番4に挟 まれるまでの道路敷	336.34		筑紫野市
533	筑紫野市大字阿志岐1番361と同969 番1に挟まれ同1番361及び1番222と 同969番1に挟まれる道路敷に挟まれ るまでの道路敷	52.93		筑紫野市
534	筑紫野市大字阿志岐1番222と同969 番1に挟まれ同1番359と同978番に挟 まれるまでの道路敷	448.3		筑紫野市
535	筑紫野市大字阿志岐990番に囲まれ 同991番と同1009番に挟まれるまで の道路敷	187.78		筑紫野市
536	筑紫野市大字阿志岐1番281と同1081 番に挟まれ同991番と同1028番に挟 まれるまでの道路敷	343.19		筑紫野市

	地番	面積 (㎡)	地目	所有者
537	筑紫野市大字阿志岐1079番と同1082番に挟まれる道路敷	56.16		筑紫野市
538	筑紫野市大字阿志岐516番に囲まれ同519番に東接するまでの道路敷	31.47		筑紫野市
539	筑紫野市大字阿志岐507番と同528番11に挟まれ同512番と同528番11に挟まれるまでの道路敷	35.34		筑紫野市
540	筑紫野市大字阿志岐1番430と同516番に挟まれ同1番430と同527番に挟まれるまでの道路敷	155.6		筑紫野市
541	筑紫野市大字阿志岐467番1と同759番11に挟まれ同469番1と同735番に挟まれるまでの水路敷	216.28	水路	筑紫野市
542	筑紫野市大字阿志岐1番10と同1番417に挟まれ同706番3と同943番5に挟まれ同928番1と同929番2に挟まれる道路敷に挟まるまでの水路敷	6,615.53	水路	筑紫野市
543	筑紫野市大字阿志岐1番361と同971番5に挟まれ同971番5と同975番に西接する道路敷に挟まれるまでの水路敷	14.62	水路	筑紫野市

	地番	面積 (㎡)	地目	所有者
544	筑紫野市大字阿志岐938番3に囲まれる水路敷	1.59	水路	筑紫野市
545	筑紫野市大字阿志岐942番2に囲まれる水路敷	3.35	水路	筑紫野市
546	筑紫野市大字阿志岐943番2に囲まれる水路敷	3.91	水路	筑紫野市
547	筑紫野市大字阿志岐943番4に囲まれる水路敷	3.92	水路	筑紫野市
548	筑紫野市大字阿志岐710番1と同845番に挟まれ同845番と同872番に挟まれるまでの水路敷	71.01	水路	筑紫野市
549	筑紫野市大字阿志岐1番418と同1082番に挟まれ同1082番と同1083番2に挟まれるまでの水路敷	55.2	水路	筑紫野市
550	筑紫野市大字山家5368番と同5369番に挟まれ同5365番1と同5371番1に挟まれるまでの道路敷を含む。	373.48		筑紫野市

平成二十四年文部科学省告示第百五十一号

1	筑紫野市大字阿志岐1番89	902.00	保安林	個人
2	筑紫野市大字阿志岐1番90	1,808.00	保安林	個人
3	筑紫野市大字阿志岐1番92	3,419.00	保安林	個人
4	筑紫野市大字阿志岐1番94	3,451.00	保安林	個人
5	筑紫野市大字阿志岐1番111	1,757.00	保安林	個人
6	筑紫野市大字阿志岐1番126	1,335.00	保安林	個人 2名
7	筑紫野市大字阿志岐1番127	1,106.00	原野	個人 2名
8	筑紫野市大字阿志岐1番194	1,250.00	保安林	個人 3名
9	筑紫野市大字阿志岐1番209	4,427.00	原野	個人
10	筑紫野市大字阿志岐1番222	107.00	原野	個人
11	筑紫野市大字阿志岐1番273	2,045.00	原野	個人
12	筑紫野市大字阿志岐1番318	440.00	原野	個人
13	筑紫野市大字阿志岐1番367	1,033.00	原野	個人 5名
14	筑紫野市大字阿志岐1番468	6.98	原野	個人
15	筑紫野市大字阿志岐1番469	71.00	原野	個人 2名
16	筑紫野市大字阿志岐1番470	164.00	原野	個人 2名
17	筑紫野市大字阿志岐1番471	136.00	原野	個人 2名
18	筑紫野市大字阿志岐1番472	84.00	原野	個人
19	筑紫野市大字阿志岐1番473	148.00	原野	個人 2名
20	筑紫野市大字阿志岐1番474	39.00	原野	個人
21	筑紫野市大字阿志岐1番475	3.80	原野	個人 2名
22	筑紫野市大字阿志岐1番476	42.00	原野	個人
23	筑紫野市大字阿志岐1番477	46.00	保安林	個人 2名
24	筑紫野市大字阿志岐1番478	451.00	保安林	個人
25	筑紫野市大字阿志岐1番479	45.00	原野	個人 2名
26	筑紫野市大字阿志岐1番480	79.00	原野	個人
27	筑紫野市大字阿志岐1番481	71.00	保安林	個人 2名
28	筑紫野市大字阿志岐1番482	30.00	原野	個人 2名
29	筑紫野市大字阿志岐1番483	132.00	保安林	個人
30	筑紫野市大字阿志岐1番484	2.25	保安林	個人 2名
31	筑紫野市大字阿志岐1番485	50.00	保安林	個人 2名
32	筑紫野市大字阿志岐1番486	145.00	保安林	個人

33	筑紫野市大字阿志岐1番487	39.00	保安林	個人
34	筑紫野市大字阿志岐467番1	483.00	田	筑紫野市
35	筑紫野市大字阿志岐467番2	385.00	田	筑紫野市
36	筑紫野市大字阿志岐474番1	442.00	山林	個人
37	筑紫野市大字阿志岐474番2	5.54	山林	筑紫野市
38	筑紫野市大字阿志岐474番3	1.10	山林	筑紫野市
39	筑紫野市大字阿志岐493番	47.00	畑	筑紫野市
40	筑紫野市大字阿志岐519番	41.00	墓地	個人 9名
41	筑紫野市大字阿志岐520番	481.00	墓地	個人 9名
42	筑紫野市大字阿志岐526番1	1,344.00	山林	個人
43	筑紫野市大字阿志岐526番2	3.82	山林	個人
44	筑紫野市大字阿志岐550番	136.00	田	個人 3名
45	筑紫野市大字阿志岐648番	36.00	原野	個人 8名
46	筑紫野市大字阿志岐705番1	308.00	山林	個人 3名
47	筑紫野市大字阿志岐705番5	213.00	山林	個人
48	筑紫野市大字阿志岐705番6	172.00	山林	個人
49	筑紫野市大字阿志岐705番17	165.00	山林	個人
50	筑紫野市大字阿志岐705番18	330.00	山林	個人 3名
51	筑紫野市大字阿志岐739番1	412.00	山林	個人 8名
52	筑紫野市大字阿志岐861番	49.00	山林	個人 17名
53	筑紫野市大字阿志岐862番	73.47	宅地	個人 17名
54	筑紫野市大字阿志岐991番	8,293.00	山林	個人
55	筑紫野市大字阿志岐998番	573.00	山林	個人
56	筑紫野市大字阿志岐1022番	1,129.00	墓地	個人 8名
57	筑紫野市大字阿志岐1028番	449.00	山林	個人
58	筑紫野市大字阿志岐1042番	167.00	墓地	個人 13名
59	筑紫野市大字阿志岐1057番3	11.86	宅地	個人 21名
60	筑紫野市大字阿志岐1066番6	205.00	原野	個人 4名
61	筑紫野市大字山家5371番1	6,710.00	山林	個人 2名
62	筑紫野市大字阿志岐1048番と同1050番に挟まれ同1059番1と同1064番に挟まれた道路敷を含む。	103.09		筑紫野市

第 4 章

史跡の本質的価値

第 1 節	史跡阿志岐山城跡の本質的価値……………	48
第 2 節	構成要素……………	49



阿志岐山城跡第 3 水門全景

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡阿志岐山城跡の本質的価値

阿志岐山城跡の史跡の本質的価値を、史跡の指定理由をもとに、以下のように整理する。

1. 我が国の古代の対外関係を考える上で重要な古代山城

『日本書紀』によれば、倭と百済は天智天皇二年（663）に白村江の戦いで、唐・新羅連合軍に大敗した。このことを契機に我が国の防御意識が高まり、水城・大野城・基肄城がつくられ、烽火や防人が配置された。史跡阿志岐山城跡は、これら防御施設と地理的に深い関係を持ち、このような歴史的背景をもとにつくられたと想定される。これらのことから、当時の東アジアを中心とした我が国の対外関係を考える上で重要な古代山城である。

2. 古代大宰府における交通の要衝に配置された必要不可欠な防御施設

史跡阿志岐山城跡がつくられた宮地岳は、福岡平野と筑後平野を結ぶ二日市低地帯から派生した御笠の平野部の南東に位置している。この平野部は、古代大宰府の南東の境界に位置し、東は山を越えて豊前方面、北は福岡・糟屋方面、南西は筑後方面との交通の結節点であり、防御の要となる立地環境である。史跡阿志岐山城跡を御笠の平野部から見上げると、平野部に面する側に土塁や石塁がつくられていることから、城の正面と考えられる。すなわち、史跡阿志岐山城跡は、交通の結節点という要衝を見下ろす城と考えられる。このことから、史跡阿志岐山城跡は、土塁・石塁と自然地形を利用した山全体が防御施設であり、古代大宰府の交通の要衝の防備を兼ねる、この地に必要不可欠な防御施設と考えられる。

3. 他に例をみない独自の築造技術でつくられた国内唯一の古代山城

史跡阿志岐山城跡の土塁は、外面最下部に「基底石」といわれる平らな石を並べる基礎工法を国内で唯一採用している。基底石の上部は、精緻に加工された大きな列石を2段積み、列石の上に版築で約2mも土を積み上げている。また、谷部には巨石に緻密な加工を施して、上下左右を立体的に組み上げた大規模な石塁がつくられている。

これらの土塁線は、北部九州に所在しながら、瀬戸内沿岸地域に点在する神籠石式（系）山城のように直線と折れをもつ特徴がある。史跡阿志岐山城跡は、半島由来の高度な技術と北部九州と瀬戸内沿岸地域の神籠石式（系）山城の特徴を併せ持ち、土塁外面下部に平らな基底石を並べ、その上に加工石材を2～3段積み、独自の築造技術でつくられた他に例をみない国内唯一の古代山城である。

第2節 構成要素

以下に、本史跡を構成する要素について整理する。

1. 史跡の本質的価値を構成する要素

現況で確認できる土塁、石塁（水門）などの遺構と、将来的に確認される可能性がある埋蔵されている遺構がある。

また、谷を囲んで山全体を城とする包谷式の山城であるため、谷などの水系、土塁がつくられた自然地形、城壁と推定される自然地形が史跡の本質的価値を構成している。

2. それ以外の要素

・史跡の保護に有効な要素

史跡の本質的価値には直接関係しないが、史跡の保護に有効な要素として案内板や防災施設、保安林、林道などの道、その他管理用の杭などがこれにあたる。

・その他の要素

史跡の本質的価値に関連しない要素として、以下のものがある。史跡の遺構に関連しない他の時代の文化財、保安林等に関するもの、企業活動に関する施設、公共施設、市民の生活に関連するもの、神社境内地などがこれにあたる。

表 13 価値を構成する諸要素

区 分		主な具体的諸要素	
史跡阿志山城跡を構成する諸要素	1. 本質的価値を構成する要素	現況で確認できる土塁、石塁（水門）等の遺構	
		埋蔵されていると想定される遺構	
		谷などの水系等、遺構と一体的な自然地形、城壁と推定される自然地形	
	2. それ以外の要素	史跡の保護に有効な要素	史跡等の保護に有効な案内板
			防災施設（砂防ダム等）、保安林
			林道、公衆用道路、管理用道路
			その他（境界杭）
		その他の要素	近世石切場、天ヶ城（推定）、古墳群
			人工林、保安林、分収造林団地
			企業活動や公共施設、市民の生活に関する施設（高圧送電用鉄塔および付帯設備、農業試験場用取水設備）
			宅地（上物なし）、畑、田、墓地、境界柵
			水路、神社境内地、祠

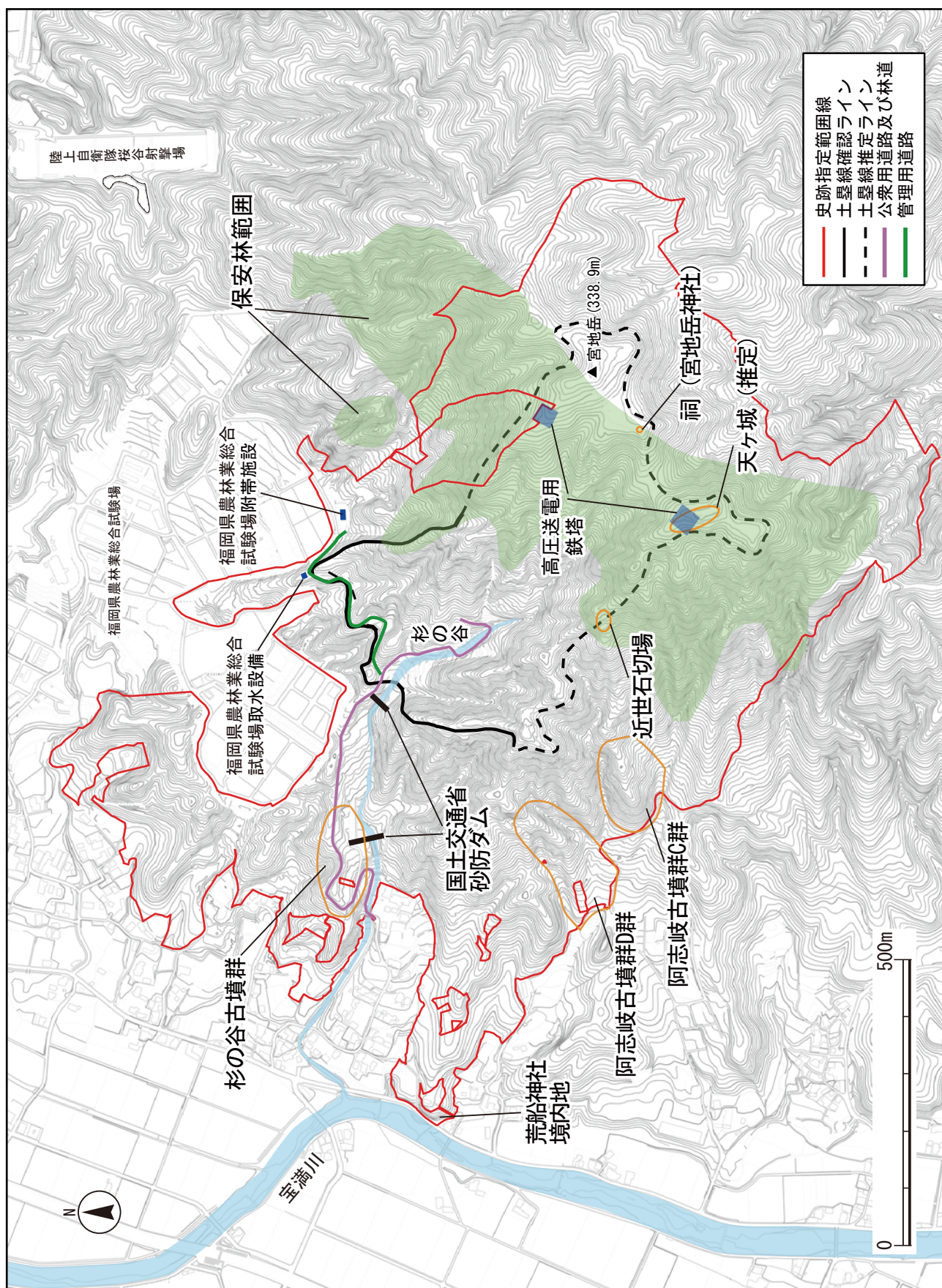


図 26 史跡阿志岐山城跡を構成する諸要素図

史跡阿志岐山城跡を構成する諸要素
区分 1. 本質的価値を構成する要素



写真 30 第 1 水門 (石塁)



写真 31 第 2 水門 (石塁)



写真 32 第 3 水門 (石塁)



写真 33 第 3 水門石積み (石塁)



写真 34 土塁及び列石 (第 2 地点)



写真 35 列石 (第 2 地点)



写真 36 土塁及び列石 (第 2 地点)

史跡阿志岐山城跡を構成する諸要素
区分 1. 本質的価値を構成する要素



写真 37 土塁及び列石 (第 12 トレンチ)



写真 38 版築土塁 (第 12 トレンチ)



写真 39 列石 (第 12 トレンチ) 上端から



写真 40 夾築土塁東 (内) 側列石



写真 41 夾築土塁西 (内) 側列石



写真 42 夾築土塁西 (外) 側列石



写真 43 土塁及び列石 (第 12 地点)



写真 44 土塁天端 (第 21 地点)

史跡阿志岐山城跡を構成する諸要素
区分 2. それ以外の要素



写真 45 案内板



写真 46 管理用道路



写真 47 中阿志岐林道



写真 48 防災施設（砂防ダム）



写真 49 近世石切場



写真 50 祠（宮地岳神社）



写真 51 保安林看板



写真 52 人工林（植樹）

史跡阿志岐山城跡を構成する諸要素
区分 2. それ以外の要素



写真 53 福岡県農林業総合試験場附帯施設



写真 54 福岡県農林業総合試験場取水設備



写真 55 境界柵



写真 56 九州電力 幹線ナンバー標柱



写真 57 高圧送電用鉄塔



写真 58 高圧送電用鉄塔付帯設備



写真 59 地目「田」現状

第 5 章

保存活用の現状と課題

第 1 節	計画地全体の現状と課題	56
第 2 節	各区域の現状と課題	64



阿志岐山城跡災害現場確認状況

第5章 保存活用の現状と課題

第1節 計画地全体の現状と課題

1. 保存管理

ここでは、計画対象地における保存活用の現状と課題を下表に整理した。

表 14 計画地全体の項目ごとの現状と課題

保存管理	現状	課題
保一ア	管理団体である市が、自然災害や荒天後を含め日常的に巡視して遺構等に異常が発生していないか確認している。	史跡地が広大で、保存管理のための人的負荷、時間的な制約が大きいため、対策が必要である。
保一イ	管理団体である市が、遺構の保存対策や毀損時の災害復旧を実施している。	遺構の配置状況や地形、管理・活用の見込みを踏まえ、区域ごとの特性に合わせた保存管理および災害復旧等の基準が必要である。
保一ウ	文化財保護法第115条に基づく管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設が設置されていない。	文化財保護法第115条に基づく管理に必要な標識等を設置する必要がある。
保一エ	現状変更等許可について、適切に処理しているが、史跡の特性に合わせた取扱基準が設定できていない。	現状変更等許可について、史跡の特徴に合わせた取扱基準を設定する必要がある。
保一オ	公有地化は一部分に留まり、88.7%が民有地である。土地所有者や指定地内を利用する企業等とは、必要に応じて適宜協議を行いながら保存管理している。	史跡を適切に保存管理するために計画的な公有化の必要がある。
保一カ	土地所有者が200名を超え、土地所有者変更等の事務手続きの徹底が難しい。	土地所有者の変更等の手続きの周知を含め、関係者と情報共有する必要がある。
保一キ	急傾斜に土塁等がつくられており、谷側へ崩落しそうな文化財の危険箇所が多数ある。指定地内の土塁確認線及び土塁想定線を中心に危険箇所の把握を行っている。	把握している文化財の危険箇所について、変状把握のための定点を設置して経過観察を行い、調査研究の成果を踏まえた計画的な対応を検討する必要がある。
保一ク	保存管理のための指定地内の管理用道路が1つしかない。その管理用道路自体が未舗装など整備されていない。	管理用道路の整備を行う必要がある。管理用道路の一部は林道であるため、関係部局との十分な連携が必要である。
保一ケ	急傾斜地で地盤の風化が進んでいる上に高木となった樹木により地表が弱くなっているため、表層崩壊の危険性が高まっている可能性がある。	宮地岳全体の基盤である花崗岩の風化が目視でも進んでいると想定されるが、崩壊の危険性などを想定するための風化度合いなどの地質学的な情報がないので、調査をする必要がある。
保一コ	遺構の保存に支障のある樹木や、史跡の景観を損なう樹木について実態調査ができていない。また、指定地内の林床が裸地化傾向にある。	樹木調査を行った上で支障木の撤去などの管理の方針を作る必要がある。
保一サ	指定地内に分収造林団地（昭和52年契約、期間50年間）が存在する。	分収造林団地の取扱いについて、関係者と協議・調整を行う必要がある。

※ 管理用道路…史跡指定地内での巡視等に必要な道（見学ルートと兼ねる場所も含む）。

見学ルート…史跡指定地内で見学に必要な道（管理用道路と兼ねる場所も含む）。

アクセスルート…史跡指定地に至る道

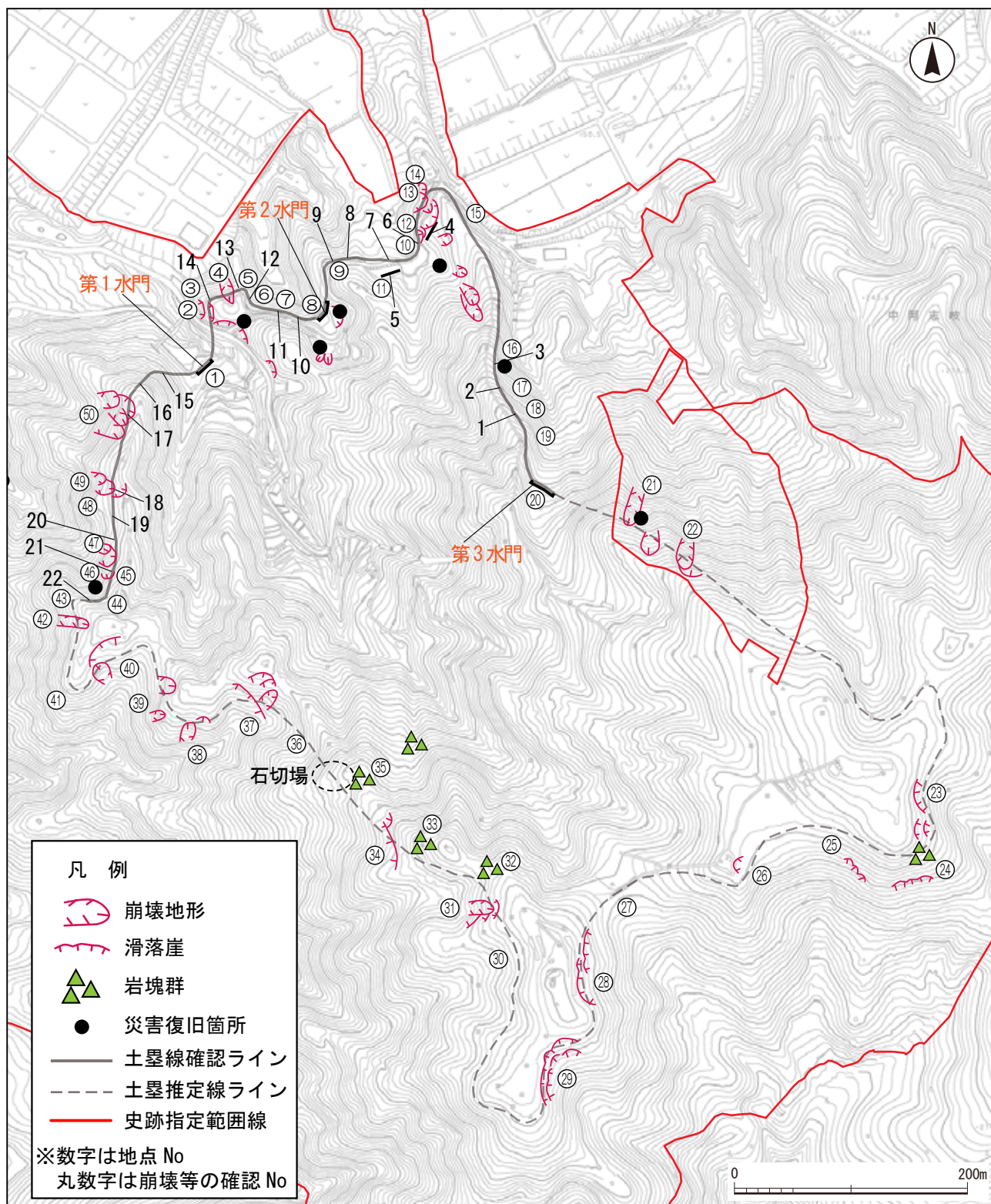


図 27 土塁線付近危険箇所位置図

※ 地表踏査に当たり、事前に国土交通省撮影の空中写真（昭和 62 年（1987）度版）および国土地理院撮影の空中写真（平成 22 年（2010）版）を利用して城跡に影響を与えと考えられる地形判読を行った。地表踏査では、阿志岐山城跡の土塁線確認ラインおよび推定ラインを基に、土塁外周の細かな地形と地質の状況を観察している。2010 年版の空中写真に無い崩壊が平成 24 年度の地表踏査で数カ所観察されたことから、これら新しい崩壊（確認番号④⑩）は平成 24 年（2012）7 月豪雨で生じたものと考えられる。これらの観察結果をまとめて、崩壊地形との分布を土塁線付近危険箇所位置図に示すと共に、危険箇所状況を一覧表としてとりまとめた。

表 15 危険箇所状況一覧

確認 番号	箇所名	状 況	性状と変状
①	第1水門	石塁の緩みと崩壊	風化花崗岩または崩積土上に築造されており、沢水による浸食作用および背後地盤の緩みが原因で石塁の崩壊が進んでいる。
②	斜面崩壊	土塁を含む斜面崩壊	滑落崖を伴う斜面崩壊が二段にわたって拡大しており、斜面の緩みが著しく進んでいる。土塁自体の崩壊及び消失が懸念される。
③	列石（14地点）	列石の不安定化	風化花崗岩から成る急斜面上に築造されている。東側に隣接して斜面崩壊が生じていることから、地盤等の緩みで石塁の崩壊が懸念される。
④	斜面崩壊	斜面崩壊	斜面崩壊が生じている。滑落崖が上方に累進的に広がる可能性が高い。
⑤	列石（13地点）	列石の不安定化	風化花崗岩の痩せ尾根上に築造され、隣接する表層崩壊の影響で列石背後の不安定化が拡大している。
⑥	列石（12地点）	復旧整備済	洗掘や崩壊防止等の対策済み。
⑦	列石（11地点）	変状は見られない	列石自体は比較的安定している。
⑧	第2水門	石塁の不安定化	石塁背面に地下水が飽和した状態の土砂が堆積する。石塁の一部に沢水の湧出がある。背面は馬蹄形地形を示す。
⑨	列石（8地点）	列石の不安定化	基礎部前面は雨水等で洗掘が進む。
⑩	列石（7地点）	変状は見られない	列石自体は比較的安定していると判断される。
⑪	列石（5地点）	変状は見られない	列石自体は比較的安定していると判断される。
⑫	列石（4地点）	列石の不安定化	列石直下および隣接部が表層崩壊がみられる。この表層崩壊が累進的に進めば列石に達する可能性がある。
⑬	土塁周辺	土塁を含む斜面崩壊	管理用道路下に見られる谷側斜面では、雨水による浸食で表層崩壊が進む。
⑭	土塁周辺	斜面の不安定化	管理用道路建設による切土法面において、雨水や倒木による地盤の緩みが繰り返されている。周辺地盤の不安定化が懸念される。
⑮	土塁周辺	変状は見られない	土塁上面および斜面は安定していると判断される。
⑯	列石（3地点）	列石の不安定化	表層崩壊で列石が露出したものと想定。基礎の風化花崗岩の流出が進む。
⑰	列石（2地点）	列石の不安定化	基礎の風化花崗岩が雨水により洗掘が進む。
⑱	斜面崩壊	列石の消失	古い表層崩壊跡。両脇の列石も緩みが生じている。
⑲	列石（1地点）	列石の不安定化	基礎の風化花崗岩が雨水により洗掘が進む。将来的に不安定化が懸念される。
⑳	第3水門	列石の不安定化	石塁下部に孕みがみられる。最下部で湧水が多量に観察され、石塁背面に空洞化が生じている可能性がある。
㉑	斜面崩壊	斜面崩壊	滑落崖を伴って古い斜面崩壊が生じている。
㉒	斜面崩壊	斜面崩壊	滑落崖を伴って古い斜面崩壊が生じている。
㉓	斜面崩壊	斜面崩壊	滑落崖を伴って小規模な古い斜面崩壊が生じている。
㉔	岩塊	岩塊の不安定化	浮石状を呈して分布。雨水により地盤が不安定化する可能性がある。
㉕	斜面崩壊	斜面崩壊	滑落崖を伴って小規模な古い斜面崩壊が生じている。
㉖	斜面崩壊	斜面崩壊	滑落崖を伴って小規模な古い斜面崩壊が生じている。
㉗	尾根鞍部	変状は見られない	特に変状は見られず比較的安定している。
㉘	斜面崩壊	斜面崩壊	水平方向に連続する滑落崖を伴い平坦面が分布する。斜面自体が不安定。
㉙	斜面崩壊	斜面崩壊	水平方向に連続する滑落崖を伴い平坦面が分布する。斜面自体が不安定。
㉚	尾根縁	変状は見られない	特に変状は見られず、比較的安定している。
㉛	斜面崩壊	斜面崩壊	比較的大きな崩壊跡が見られる。周辺の不安定化が懸念される。
㉜	岩塊	岩塊の不安定化	岩塊が不安定に積み重なる様に風化する。やや不安定。
㉝	岩塊	変状は見られない	岩塊が水平方向に方状節理が発達する。比較的に安定する。
㉞	斜面崩壊	斜面崩壊	石切場南東側に大規模亀裂跡がある。斜面不安定化が懸念される。
㉟	石切場	斜面不安定	石材を掘り出した窪地が分布する。斜面不安定化が懸念される。
㊱	尾根縁	変状は見られない	特に変状は見られない。
㊲	斜面崩壊	斜面崩壊	尾根縁付近に達する崩壊跡。中世「天ヶ城跡」の可能性もある。
㊳	斜面崩壊	斜面崩壊	斜面上に小規模な古い斜面崩壊が生じている。
㊴	斜面崩壊	斜面崩壊	斜面上に小規模な古い斜面崩壊が生じている。
㊵	斜面崩壊	斜面崩壊	大規模な斜面崩壊が生じている。将来、大規模な崩壊が生じる可能性がある。
㊶	尾根縁	変状は見られない	特に変状は見られない。
㊷	斜面崩壊	斜面崩壊	斜面上に小規模な古い斜面崩壊が生じている。
㊸	尾根縁	変状は見られない	特に変状は見られない。
㊹	列石（22地点）	表層崩壊	列石と土塁は保たれるが、その下部の谷筋に表層崩壊が生じている。
㊺	土塁周辺	変状は見られない	確認調査トレンチ箇所（第22トレンチ）。現状を保っている。
㊻	列石（21地点）	列石の不安定化と流出	土塁の列石基部が流失し、周囲の土塁も不安定化している。
㊼	列石（20地点）	列石の不安定化	隣接する21地点に伴い、不安定化が生じている。
㊽	列石（19地点）	列石の不安定化と流出	土塁の列石基部が流失し、周囲の土塁も不安定化している。雨水集中域である。
㊾	列石（18地点）	列石の不安定化と流出	土塁の列石基部が流失し、周囲の土塁も不安定化している。雨水集中域である。
㊿	斜面崩壊	土塁を含む斜面崩壊	尾根縁に達する滑落崖を伴い斜面崩壊が生じている。



写真 60 ①第 1 水門



写真 61 ③列石 (14 地点)



写真 62 ④斜面崩壊 (土塁欠損)



写真 63 ⑤列石 (13 地点)



写真 64 ⑥列石 (12 地点)



写真 65 ⑦列石 (11 地点)



写真 66 ⑫列石 (14 地点)



写真 67 ⑯列石 (3 地点)



写真 68 ⑮斜面崩壊



写真 69 ⑳石塁の不安定化



写真 70 ㉔と㉕列石 (21、20 地点土塁崩壊)



写真 71 ㉔列石 (19 地点)



写真 72 ㉔列石 (19 地点列石基部消失)



写真 73 ㉔列石 (18 地点)



写真 74 ㉔斜面崩壊 (土塁欠損)



写真 75 ㉔と第 1 水門間斜面列石 (15 地点)

2. 調査・研究

ここでは、計画対象地における調査・研究の現状と課題を下表に整理した。

表 16 計画地全体の項目ごとの現状と課題

調査・研究	現状	課題
調ーア	地形測量、トレンチ調査、踏査などの確認調査で土塁・石塁を確認し、土塁の延伸状況を把握している。集中豪雨による災害復旧の対応に追われ、追加の発掘調査が実施できていない。	発掘調査を行う計画をつくり、石塁(水門)の構造や、城内の遺構・道・門等の検討を計画的・継続的に発掘調査を実施する必要がある。
調ーイ	考古学分野以外の調査が進んでいない。	調査の進捗で、必要な土木・建築学的な観点での調査研究も行う必要がある。
調ーウ	調査報告書を刊行している。	調査・研究の進捗に合わせて広く情報を公開する必要がある。

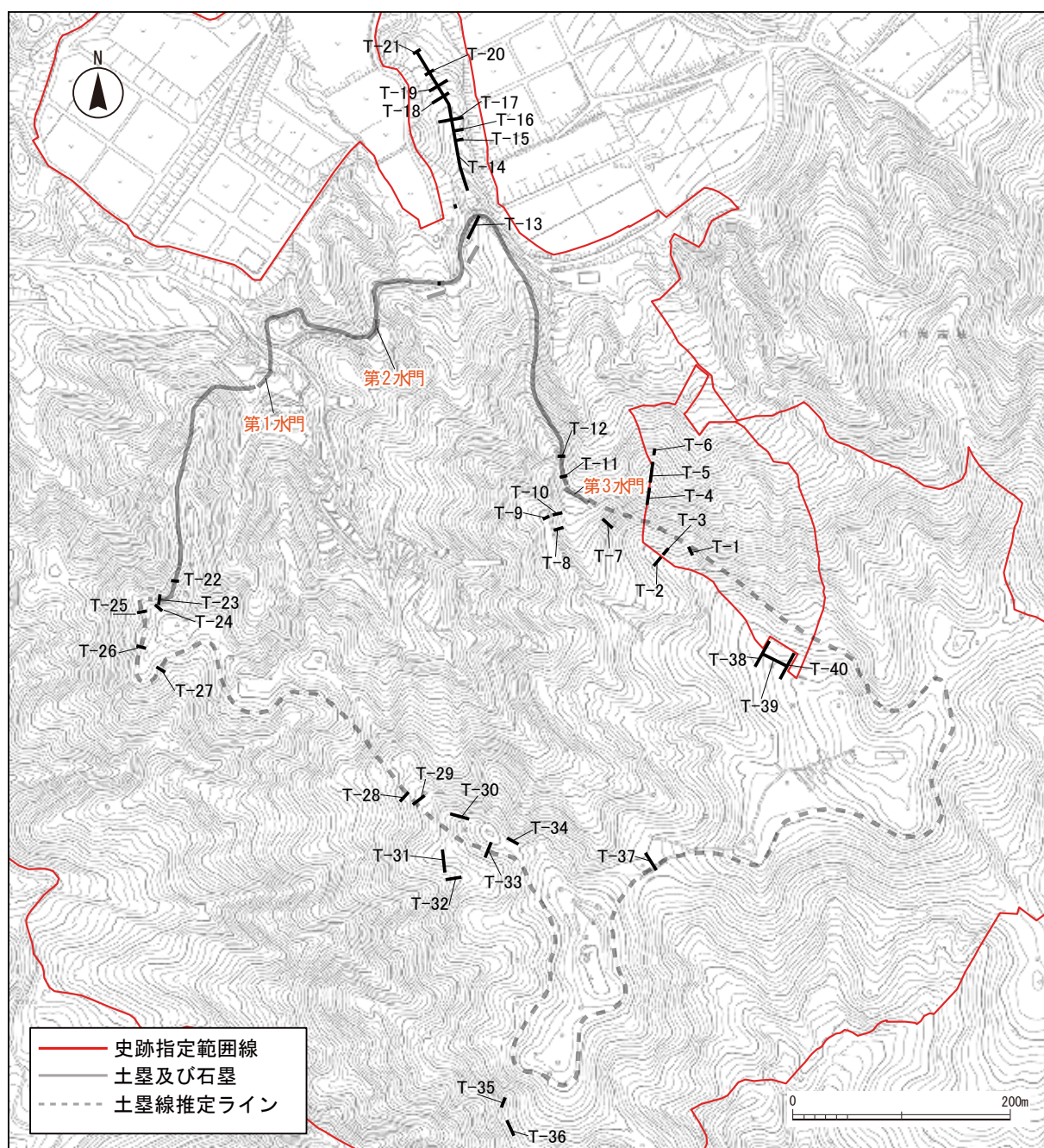


図 28 トレンチ調査実施箇所図
(平成 12 年度から地形測量を含め平成 18 年度にかけ実施した)

3. 活用

ここでは、計画対象地における活用の現状と課題を下表に整理した。

表 17 計画地全体の項目ごとの現状と課題

活用	現状	課題
活－ア	国史跡指定を記念して、平成24年3月に記念シンポジウムと地域と協働で現地の特別見学会を開催し、市内外から多数の見学者があった。	指定後の現地見学会や展示などの活用事業が単発的になっており、史跡についての周知のため増やす必要がある。
活－イ	市歴史博物館で、史跡指定記念や指定10年記念に展示などを行った。	市の歴史博物館は、阿志岐山城跡が発見される前に開館しており常設で阿志岐山城跡について学べる場所がないので増設する必要がある。
活－ウ	市のホームページで、国指定史跡について情報提供を行い、市歴史博物館が刊行している文化財解説シート「ちくしの散歩」などを公開している。	現状で、史跡の情報を周知する手段が写真や文字資料しかないため、その他の方法で準備する必要がある。
活－エ	指定10年を迎えた令和3年に、解説パンフレットを作成した。	解説パンフレットを作成しているが、多言語に対応していない。発掘調査の進捗で改訂する必要がある。
活－オ	指定地内は急傾斜地のため、安全上の観点から非公開としている。	見学者の安全を確保した上で、区域の特性に合わせて公開する方針を定める必要がある。
活－カ	指定地内の見学ルートや、史跡に接続するアクセスルートに制約がある。	指定地の公開の方針を踏まえ、短期的な視点で見学ルートを検討する必要がある。史跡に接続するアクセスルートは対外的な協議が必要であるため、中・長期的期間で検討していく必要がある。
活－キ	地域や団体などの要請で、阿志岐山城跡に関する講座を実施した。	阿志岐山城跡に関する講座について、続けていく必要がある。
活－ク	こどもを対象とした史跡の情報周知の取り組みがない。	学校教育と連携して、こども向け解説パンフレットや講座、体験学習を検討する必要がある。
活－ケ	関連する古代の遺跡や、他の古代山城と情報の共有や連携を行っている。	関連する古代の遺跡や、他の古代山城と情報の共有や連携を続ける必要がある。
活－コ	市内には多様な文化財や観光資源がある。	他の文化財や観光資源とも連携を図る必要がある。



写真 76 阿志岐山城跡文化財調査報告書・解説パンフレット



写真 77 市歴史博物館ロビー展の様子

4. 整備

ここでは、計画対象地における整備の現状と課題を下表に整理した。

表 18 計画地全体の項目ごとの現状と課題

整備	現状	課題
整－ア	第12地点の整備を除き、全体の整備は未着手ある。	【保存管理のための整備】・【活用のための整備】 将来的に、整備基本計画を策定した上で、関係者や関係部局の理解と協力を得ながら計画的・段階的に取り組んでいく必要がある。
整－イ	区域の特性に合わせた活用が必要である。しかし、活用に資する設備がない。	【活用のための整備】 区域の特性に合わせた活用を実現するための整備を実施する。
整－ウ	史跡の価値を構成する土塁等の遺構に危険箇所がある。	【保存管理のための整備】 史跡の本質的価値を保存するため、遺構の危険箇所に優先順位を付けて整備を行う必要がある。
整－エ	現状では安全が確保できていないため活用面では非公開としている。	【活用のための整備】 見学者の安全に配慮した見学ルートの整備が必要である。
整－オ	史跡を明示する標識に加え、見学ルートが未設定であるため、解説版を設置できていない。一部国史跡になる前に設置されたサイン類については、情報の更新がなされていない。	【保存管理のための整備】 史跡を保存・管理するための標識や解説板の設置が必要である。 【活用のための整備】 統一的な解説板やサイン類の整備が必要である。
整－カ	史跡に行くためのアクセスルートに制約があるうえ、駐車場がない。	【保存管理のための整備】 史跡の管理上必要なアクセスルート、駐車場の整備が必要である。
整－キ	樹木が立ちこんでいるため、土塁線や石塁（水門）の視認性が悪い。	【活用のための整備】 史跡の本質的価値の理解を促すような視点場を設けるため、樹木管理が必要である。また、視点場は場外への眺望についても検討する必要がある。
整－ク	土塁上に植えられたり、石塁（水門）から生えている樹木の成長により、列石等の緩みや土塁の崩落が懸念される。加えて、高木で林床が裸地化しており、台風などによる倒木や土砂災害が懸念される。	【保存管理のための整備】 史跡の保存のためには、樹木を管理する環境整備が必要である。有識者の指導のもと、樹木管理の方針や計画をたて、関係者に理解を得ながら樹木管理に取り組む必要がある。



写真 78 第 12 地点保存のための整備工事



写真 79 阿志岐山城跡 第 2 水門石塁に食い込む支障木

5. 運営・体制

ここでは、計画対象地における運営・体制の現状と課題を下表に整理した。

表 19 計画地全体の項目ごとの現状と課題

運営・体制	現状	課題
運一ア	管理団体である市が史跡の巡視などに取り組んでいる。近年、自然災害が多発することで日常管理業務が増大している。史跡の保存活用に伴う作業が多く、複数名体制での取り組みが必要であるが、必要業務に対応できる職員が不足している。	適切に史跡の保存活用を図るため、必要業務に対応する職員配置など考慮した上で体制の整備を図る必要がある。
運一イ	史跡に係る施策に関して、土木・環境・教育等さまざまな分野での業務の連携が不足している。	庁内の関係部局と横断的に情報を共有し、業務の推進を図る必要がある。
運一ウ	土地所有者や関係機関と最低限の情報共有に留まっている。	砂防指定地を管理している福岡那珂県土整備事務所（建設省）、福岡県農林業総合試験場を管理する福岡県などの行政の他に、土地所有者や地域の関係者と情報の共有に努める必要がある。
運一エ	保存活用の連携を図るため、関連する古代の遺跡や山城を有する自治体と情報を共有している。	関連する古代の遺跡や山城を有する自治体と情報の共有を継続する必要がある。

第2節 各区域の現状と課題

阿志岐山城跡は広大な面積を持ち、これまで述べてきた考古学的な調査成果、地形などの特徴を踏まえ、3つの区域に分けられる。この区域のうち区域1は、遺構の有無と、地形などを踏まえて更に3つに細分した（表20、図29）。これらの区域分けは、現状の保存管理の際の巡視の頻度などの実態を反映しており、今後の保存活用の方向性を示すための基礎となる。区域ごとに、より詳細な現状と課題を表に整理する。

表 20 区域ごとの概略

区域1	：古代山城の価値の中心となる城壁。
区域1 - 1	：第14地点から第3水門までの土塁・石塁（水門）。
区域1 - 2	：第1水門から第22地点までの土塁・石塁（水門）。
区域1 - 3	：土塁線推定ライン。
区域2	：土塁・石塁・土塁線推定ラインに囲まれた範囲（城内）。
区域3	：土塁・石塁及び土塁線推定ラインの城壁外側から史跡地の境までの範囲。

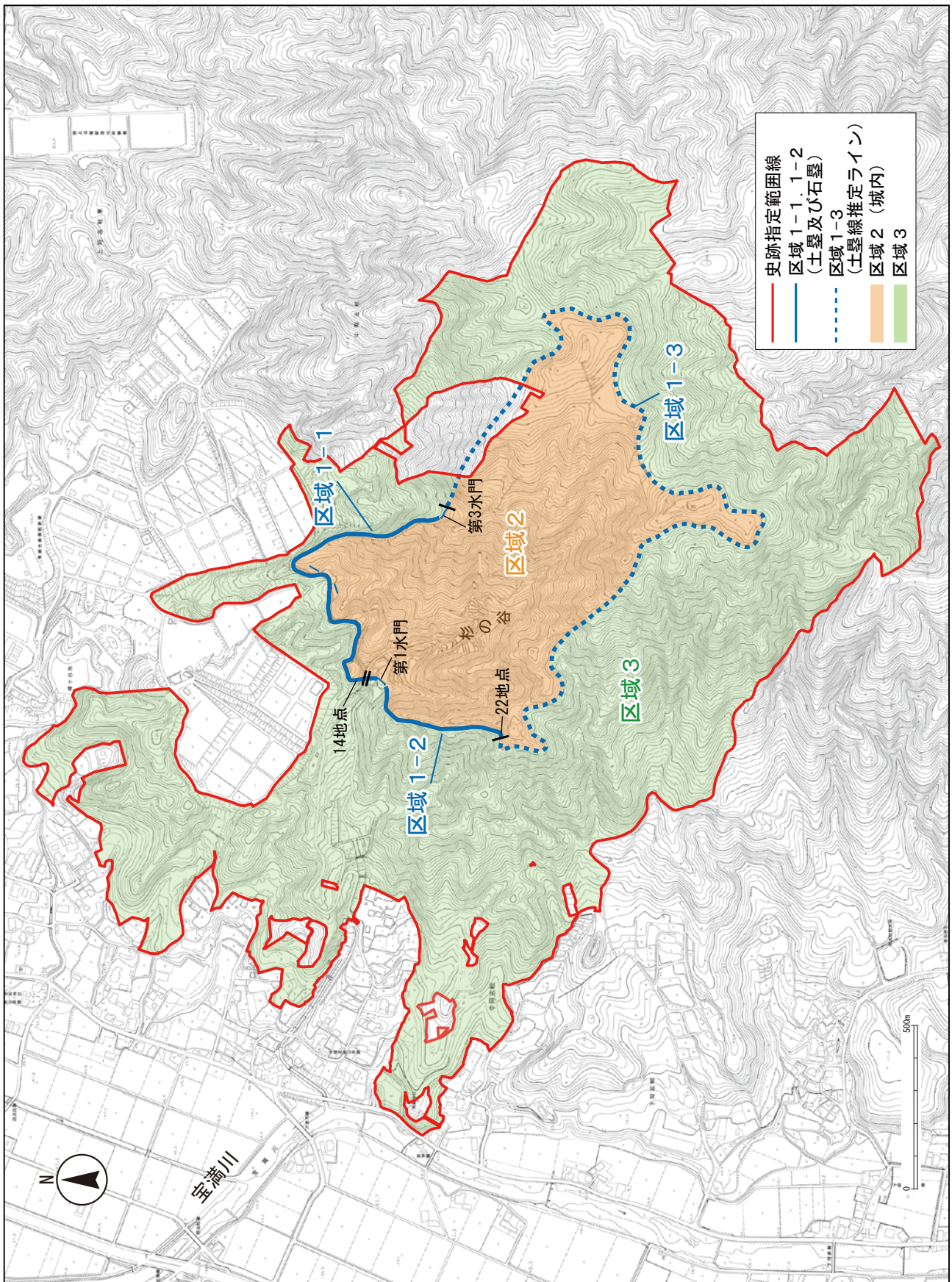


図 29 区域区分図

表 21 各区域毎の現状と課題一覧

区域	項目	現状	課題
区域 1-1	保存・管理	第3水門等の重要な遺構が多く、特に巡視している。 平成30年、令和5年の集中豪雨で被災し、災害復旧工事に取り組んだ。 集中豪雨が多発し、自然災害による土塁・石塁の毀損・変形が懸念される。 植林が土塁や石塁の保護に影響している。	重要な遺構が多いため、危険箇所等を継続的に管理・観察する必要がある。 危険箇所等の応急処置などを行い、保存を図る必要がある。 土塁などの遺構の保存が可能となる植林木の管理を検討する必要がある。
	調査	発掘調査を実施し、土塁・石塁の分布範囲を把握している。 史跡指定前の発掘調査以降、考古学的な確認調査を実施していない。	重要な遺構が多く、石塁（水門）等の構造の調査や、追加の発掘調査を計画的に推進する必要がある。
	活用	現地の安全対策ができていないため、現地を公開できていない。	重要な遺構が多く、史跡の価値を伝えるために積極的な公開活用を検討する必要がある。
	整備	第12地点を除き、未実施である。	重要な遺構が多いため、保存のための整備、活用のための整備を検討する必要がある。
区域 1-2	保存・管理	重要な遺構があるため、巡視を実施している。 平成30年の集中豪雨で被災し、災害復旧工事に取り組んだ。 集中豪雨が多発し、自然災害による土塁・石塁の毀損・変形が懸念される。 急傾斜や大きな谷などの地形的な特徴で、管理面での安全確保が難しい。 現地で作業するための管理用道路がない。	重要な遺構が多いため、危険箇所等を継続的に管理・観察する必要がある。 危険箇所等の応急処置などを行い、保存を図る必要がある。 土塁等などの遺構の保存可能となる植林木の管理を検討する必要がある。 地形的に管理の際の安全対策が必要である。 管理用道路を検討する必要がある。
	調査	発掘調査を実施し、土塁・石塁の分布範囲は把握している。 史跡指定前の発掘調査以降、考古学的な発掘調査を実施していない。	重要な遺構が多く、石塁（水門）等の構造の調査や、追加の発掘調査を計画的に推進する必要がある。
	活用	現地の安全対策ができていないため、現地を公開できていない。	地形的な特徴を踏まえ、公開活用が可能か検討する必要がある。
	整備	未実施である。	整備が可能か検討する必要がある。
区域 1-3	保存・管理	荒天後に巡視を行っている。	巡視や復旧などの保存管理の方針を検討する必要がある。
	調査	踏査や発掘調査を行い、現在のところ土塁などの人工構造物がないことを確認している。	追加の調査・研究が必要である。
	活用	現在、視覚的に確認できる人工構造物がない。 山頂を含んでいる。 現地の安全対策ができていないため、現地を公開できていない。	活用の方針を検討する必要がある。
	整備	未実施である。	整備が可能か検討する必要がある。
区域 2	保存・管理	現在、土塁・石塁が未確認で、明瞭な道などがなく、十分な巡視が行えていない。	巡視や復旧などの保存管理の方針を検討する必要がある。
	調査	踏査を行い、現状では地表で確認できる遺構は確認されていない。	城内施設等の存在を視野に入れ、踏査の上、発掘調査を行う必要がある。
	活用	現在のところ、視覚的に確認できる人工構造物がない。 現地の安全対策ができていないため、現地を公開できていない。	活用の方針を検討する必要がある。
	整備	未実施である。	整備が可能か検討する必要がある。
区域 3	保存・管理	十分な巡視を行えていない。 平成30年の集中豪雨で被災し、災害復旧工事に取り組んだ。 集中豪雨が多発し、土砂崩れなどが懸念される。	巡視や復旧などの保存管理の方針を検討する必要がある。
	調査	一部、発掘調査を行い、遺構は確認されていない。	付帯施設等を検討し、踏査の上、発掘調査を行う必要がある。
	活用	現在、視覚的に確認できる人工構造物がない。 指定地の出入口である。 現地の安全対策ができていないため、現地を公開できていない。	活用の方針を検討する必要がある。
	整備	未実施である。	整備が可能か検討する必要がある。

第 6 章 大綱と基本方針

- 1. 大 綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
- 2. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68



御笠の平野と宮地岳

第6章 大綱と基本方針

1. 大綱 『未来へ守り育む古代の文化遺産 阿志岐山城跡』

史跡阿志岐山城の保存活用計画では、史跡の本質的価値を損なうことなく保存し、未来へ伝えていくことを第一義とする。加えて、史跡の本質的価値はこれからも確認調査を続けることで深まり、その保存活用の方法については関係者や地域の方々とより良い方向を皆で形作り育て推進していく。そのため、史跡阿志岐山城跡の保存活用計画の大綱は、史跡の本質的価値がこれからも深まり、保存活用も新たに形作っていくという視点から、文化遺産として未来へ「守り育む」ことを大綱とする。

2. 基本方針

1. 保存管理【史跡の本質的価値の保存と区域ごとの適切な管理の実施】

史跡の本質的価値を損なうことなく未来へ伝えるため、関係者等で連携して情報を共有し、区域の特性にあわせた保存・管理を行う。また、近年増加の傾向にある集中豪雨等による毀損についても、区域ごとに基準を設けて対応する。広大な史跡を確実に保存・管理するため、計画的な公有地化と樹木管理を推進する。

2. 調査・研究【史跡の本質的価値を把握するために継続的な調査・研究の推進】

史跡が広大であることから、現在のところ未だ史跡の全体像が解明されていないため、その本質的価値を深める調査・研究を継続的に実施する。調査成果は、今後の史跡の保存活用・整備に活かす。

3. 活用【史跡の本質的価値を広く伝えるために多様な活用の推進】

史跡の本質的価値を広く伝えるため、生涯学習・学校教育などと連携して多様な活用を推進する。史跡の本質的価値を広く伝えることで、人々に史跡の魅力を感じてもらい、古代の文化遺産として未来に守り伝えるための土壌を育む。

4. 整備【保存管理と活用を実現するために長期的な視野での整備の実施】

史跡の本質的価値を守り伝えるために、保存管理のための整備と、活用のための整備に大別して、長期的な視野に立って整備を実施する。整備の実施にあたっては、各種の必要な計画を策定した上で段階的に取り組む。

5. 運営・体制

【史跡阿志岐山城跡を未来へ守り育むために関係者等が連携した運営・体制の整備】

管理団体と土地所有者や関係機関が連携し、適切な運営が行える体制を整備する。運営・体制の整備のために、土地所有者や関係機関のみならず、行政内部や地域なども含め、未来にわたって史跡阿志岐山城跡の保存活用を行うことができる体制づくりを行う。

第 7 章 保存管理

第1節	保存管理の方向性	70
第2節	保存管理の方法	71



被災現場と復旧・確認作業

第7章 保存管理

本計画策定の主要な目的の一つは、広大な範囲の史跡の本質的価値を損なうことなく確実に保存し、継承していくことにある。第6章の大綱及び基本方針を踏まえ、保存管理の方向性と推進する方法を以下に示す。

第1節 保存管理の方向性

史跡阿志岐山城跡では、災害リスクの低減を目指すことで史跡の本質的価値を構成する要素を確実に守るための保存管理を行う。そのために第5章で示したこれまでの調査成果や地形、現状の土地利用状況などを踏まえて設定した区域ごとに保存管理を行う。

保存管理にあたっては、土地所有者・関係機関（以下、土地所有者等）が多いため、管理団体である筑紫野市と土地所有者等が史跡の本質的価値や、史跡の現状・課題についての情報を共有し、理解・協力の上で取り組む。

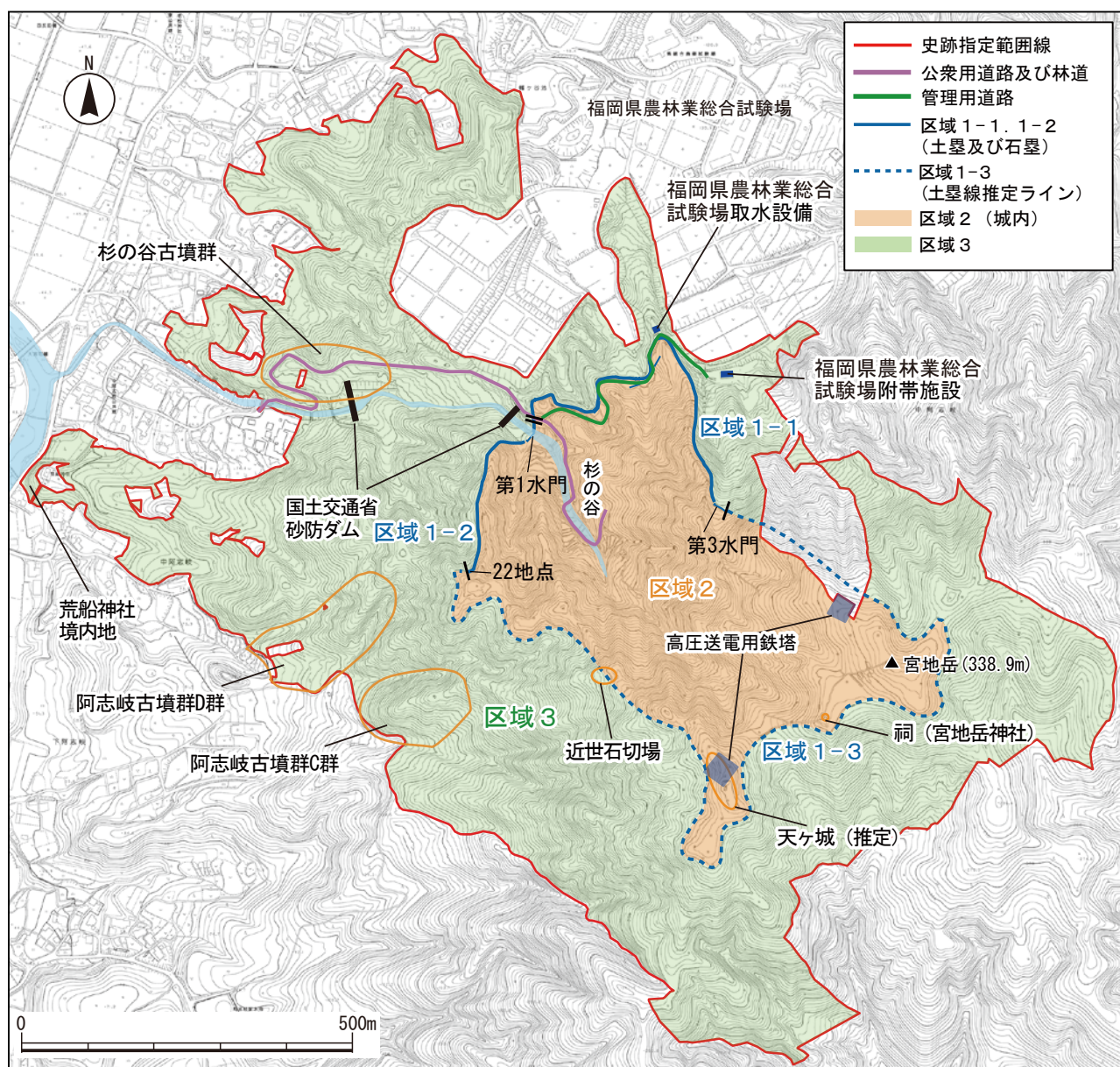


図 30 区域区分と構成要素図

第2節 保存管理の方法

史跡の保存管理のため、区域ごとの特性に合わせた方法を表22で示す(p56、課題保-イ)。史跡が広大であるため、巡視・草刈・管理用道路の設置等に当たっては地域の協力を得ながら実施する(p56、課題 保-ア)。また、管理に必要な標識や管理用道路等の設置を計画的に進める(p56、課題 保ウ・ク)。

1. 区域ごとの特性に合わせた保存管理 (p56、課題 保-ア～オ・キ)

表 22 各区域の管理方法

方針	・本質的価値を構成する要素の確実な保存に取り組む。 ・区域ごとに適切な保存管理を目指す。 ・管理団体と土地所有者等が史跡の本質的価値を理解し、保存管理について協議・協力しながら取り組む。土地所有者等と事務手続き等の連絡を適時取る（課題 保-オ）。 ・安全面の観点から最低限の整備が整うまでは、公開は限定的に取り組む。 ・巡視等の際に、文化財に対する危険箇所の記録を蓄積していく。				
	区域 1-1	区域 1-2	区域 1-3	区域 2	区域 3
本質的価値を構成する要素	土塁・石塁（水門）等の遺構。 埋蔵されている可能性がある遺構。 谷などの水系、遺構と一体的な自然地形。		埋蔵されている可能性がある遺構。 谷などの水系、城壁と推定される自然地形。		
それ以外の要素(主なもの)	砂防ダム、保安林、人工林、分収造林、取水施設および附帯施設、林道、管理用道路。		近世石切場、天ヶ城（推定）、保安林、人工林、分収造林、林道。	保安林、人工林、分収造林、高圧送電用鉄塔附帯施設、林道、管理用道路、祠。	古墳群、砂防ダム、保安林、人工林、分収造林、高圧送電用鉄塔附帯施設、畑、墓地、宅地(上物なし)、林道、管理用道路、神社境内地。
管理	管理団体が中心となり、年に1回以上、定期的な巡視と荒天後の巡視を行い、遺構の毀損がないか確認する。		管理団体が中心となり、年1回程度の巡視と荒天後の巡視を行い、遺構の毀損がないか確認する。	管理団体が中心となり、甚大な自然災害後に状況に応じて巡視を行い、毀損がないか確認する。	管理団体が中心となり、必要に応じて可能な範囲で確認する。
	巡視の際に、雨水や獣害などで遺構に影響がみられる場合は、土嚢等で応急処置を行う。			経過を観察し、調査・研究の成果により管理方法を検討する。	
災害復旧	自然災害による毀損が発生した場合、状況を把握して適宜復旧する。		自然災害による毀損が発生した場合、場所や程度を把握し、状況に応じて復旧や経過観察を行う。		
樹木管理	樹木管理計画を検討し、遺構を破壊する樹木は、土地所有者等の理解を得ながら整理する。巡視等に影響がある支障木については、土地所有者等の理解を得ながら、適宜枝打ち等を行う。分収造林については別途、協議を行う。		巡視等に影響がある支障木については、土地所有者等の理解を得ながら、適宜枝打ち等を行う。分収造林については別途、協議を行う。		経過を観察する。分収造林については別途、協議を行う。
現状変更	史跡の本質的価値を保護するため、原則として史跡の保存管理、調査・研究、活用、整備を目的とすること以外の現状変更は認めないものとする。			史跡の本質的価値を保護するため、原則として史跡の保存管理、調査・研究、活用、整備を目的とすること以外の現状変更は認めないものとする。今後の調査・研究の成果で見直しを行う。	

2. 現状変更等の取扱い

(1) 現状変更等の取扱い (p56、課題 保-I)

指定地内において現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更」という。）を行う場合は、文化財保護法第二百五条第1項に基づき、文化庁長官の許可を事前に受けなければならない。現状変更等の許可申請をする場合には、筑紫野市教育委員会文化財課と事前の協議が必要になる。

同規定を踏まえ、史跡の本質的価値を確実に保存するため、現状変更等の円滑な取扱いに向けて、区域ごとの現状変更等に関する取扱基準を図31に設定する。

図31 現状変更等に関する手続きの流れ

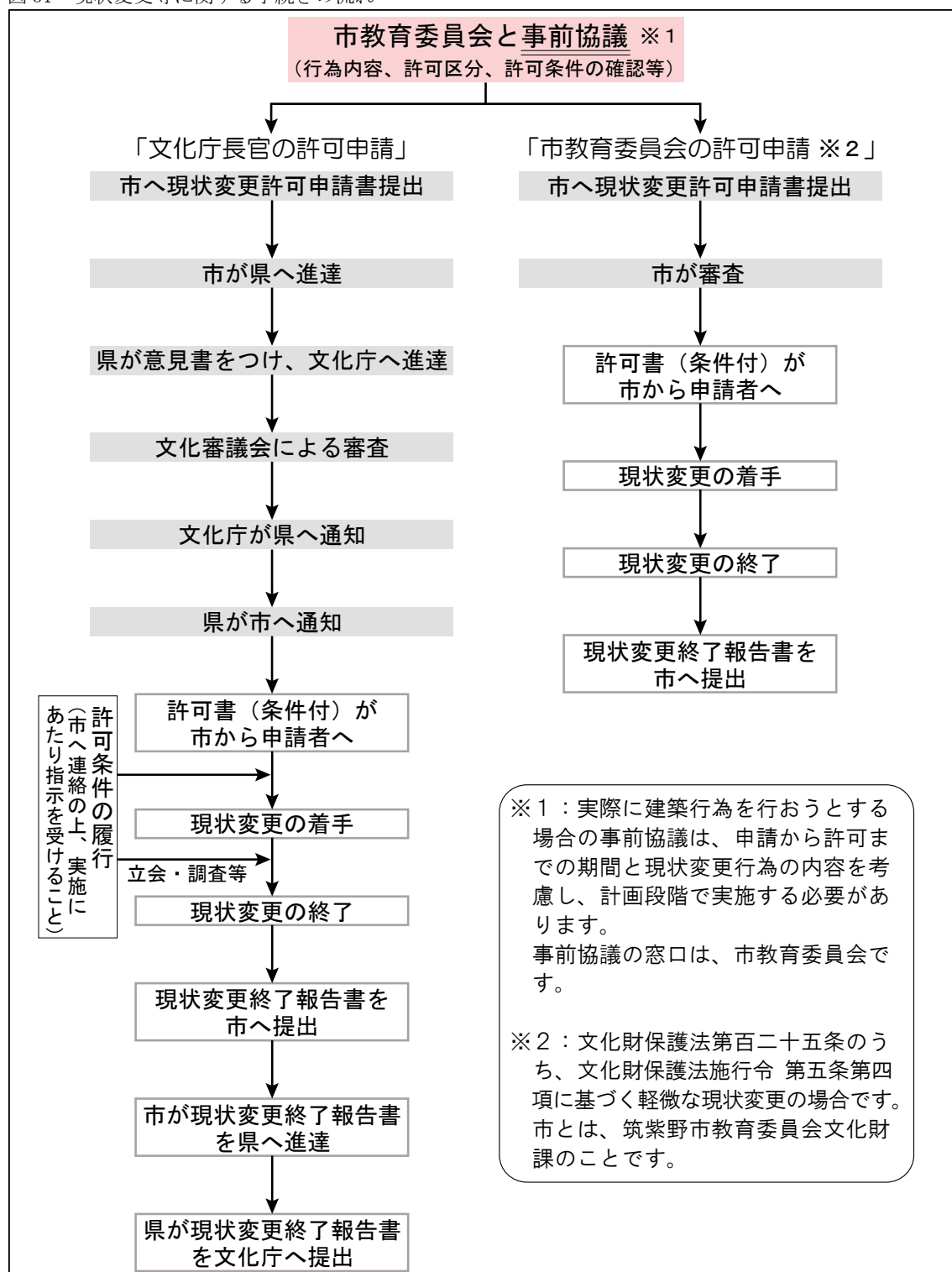


表 23 各区域の現状変更等の取扱基準の詳細

方針	・現状変更等は原則認めない。ただし、史跡の保存管理・活用・整備を目的とした行為や公益上必要な行為については許可する場合もある。				
	・現状変更等にあたっては、文化財部局と十分に事前協議を行い、史跡の保存に影響を及ぼさないこと、史跡景観に調和したものとするに留意する。				
基準		区域	区域 1（1～3）	区域 2	区域 3
本質的価値を構成する要素			土塁・石塁（水門）等の遺構。埋蔵されている可能性がある遺構。谷などの水系、遺構と一体的な自然地形。	埋蔵されている可能性がある遺構。谷などの水系、城壁と推定される自然地形。	埋蔵されている可能性がある遺構。谷などの水系、城壁と推定される自然地形。
それ以外の要素（主なもの）			砂防ダム、保安林、人工林、分収造林、取水施設および附帯施設、林道、管理用道路。	保安林、人工林、分収造林、高圧送電用鉄塔附帯施設、林道、管理用道路、祠。	砂防ダム、保安林、人工林、分収造林、高圧送電用鉄塔附帯施設、畑、墓地、宅地（上物なし）、林道、管理用道路、神社境内地。
現状変更等の規制	1. 建築物	新 築	史跡の保存活用に伴う行為に限り認める。ただし、史跡への影響が最小限となるよう配慮するものとする。		
		増改築・除却	遺構等に影響を及ぼさず、史跡の景観を損なわない範囲で認める。		
	2. 工作物・土木構造物の設置改修、除却		史跡の保存活用に伴う行為及び公益上必要な行為に限り、遺構等に影響を及ぼさず、史跡の景観を損なわない範囲で認める。		
	3. 造成（土地の掘削、盛土、切土）等による地形の改変		原則、認めない。	史跡の保存活用や史跡景観の向上に資するものに限り、遺構等に影響を与えない範囲で認める。	
	4. 山林作業道の設置		原則、認めない。	史跡の保存活用や史跡景観の向上と、保安林の維持に資するものに限り、遺構等に影響を与えない範囲で認める。	
	5. 木竹	伐採・抜根	遺構に影響を与えないもので、史跡の保存活用や史跡景観の向上に資するものに限り認める。		
		植 栽	史跡の保存活用、保安林の維持に資するものに限り、遺構等に影響を与えない範囲で認める。		
	6. 地下埋設物の設置、撤去、除却		公益上必要なものに限り認める。ただし、史跡への影響が最小限となるよう配慮するものとする。		
	7. 発掘調査及び保存整備		史跡の保存活用を目的とした発掘調査及び調査・研究に基づく保存整備は認める。ただし、適切な範囲・方法を十分に検討して行う。		
	8. その他、史跡の保存に影響を及ぼす行為		史跡の保存活用に資するものあるいは公益上必要で、かつ遺構等に及ぼす影響がないもののみ認める。		

（２）市の教育委員会が処理する現状変更等に係る事務

文化財保護法施行令第五条第４項に定められる行為は、文化庁長官に代わり市教育委員会が処理を行う。これらの行為に該当するかは、文化庁や県教育委員会の指導のもと、市教育委員会で判断をする。

表 24 筑紫野市が処理する事務（文化財保護法施行令第五条第４項）

イ．小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
ロ．小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十四年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住宅専用地域又は第二種低層住宅専用地域におけるもの
ハ．工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
ニ．法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ．電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ．建築物の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
ト．木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
チ．史跡名勝天然記念物の保存のための必要な試験材料の採取
リ．天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
ヌ．天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
ル．天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
ヲ．イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の中出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

（３）現状変更の許可を要しない行為

史跡の現状変更について、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、又は保存に影響を及ぼす行為の中で影響が軽微である場合は、文化財保護法第百二十五条第１項ただし書に基づき、現状変更の許可を要しない。なお、これらの行為に該当するか否かは、文化庁や県教育委員会の指導のもと、市教育委員会で判断する。なお、該当する行為に対しても、遺構の保存や景観への配慮について協力をお願いする。

表 25 現状変更に応当しない行為（文化財保護法第百二十五条第１項）

維持の措置 特別天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）	史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
	史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
	史跡、名勝又は天然記念物の一部き損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
非常災害のために必要な応急措置	
保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合	

表 26 現状変更の許可を要しない日常管理

既存建築物・工作物に係わる管理行為	- 掘削を伴わない屋根、外壁、内装、設備などの修繕。 - 基礎の改修を伴わない門、塀、柵などの修繕。 - 高圧鉄塔および付帯施設の維持管理のための、管理道の清掃、枝打ち。 - 福岡県農林業総合試験場用の取水設備の維持、管理。
既存土木構造物に係わる管理行為	- 掘削を伴わない道路、水路の修繕。 - 道路および水路の清掃。 - 既存砂防施設の定期点検に伴う、枝打ち。
日常生活に係わる管理行為	- 地下遺構に影響を及ぼさない農作業、清掃。 - 庭木、生垣などの剪定、枝打ち。 - 神社境内地の清掃。
史跡環境の維持に係わる管理行為	清掃、枝打ち。
植林・保安林の維持に係わる管理行為	作業道の造作がない枝打ち。

※「枝打ち」は樹木の枯枝・下枝などを切落すこと。

※「清掃」には除草、草刈も含む。

(4) 指定地周辺での行為

史跡に関連する遺構の存在が想定される指定地周辺については、文化財保護法第九十三条、九十四条の規定による取扱いを行う。

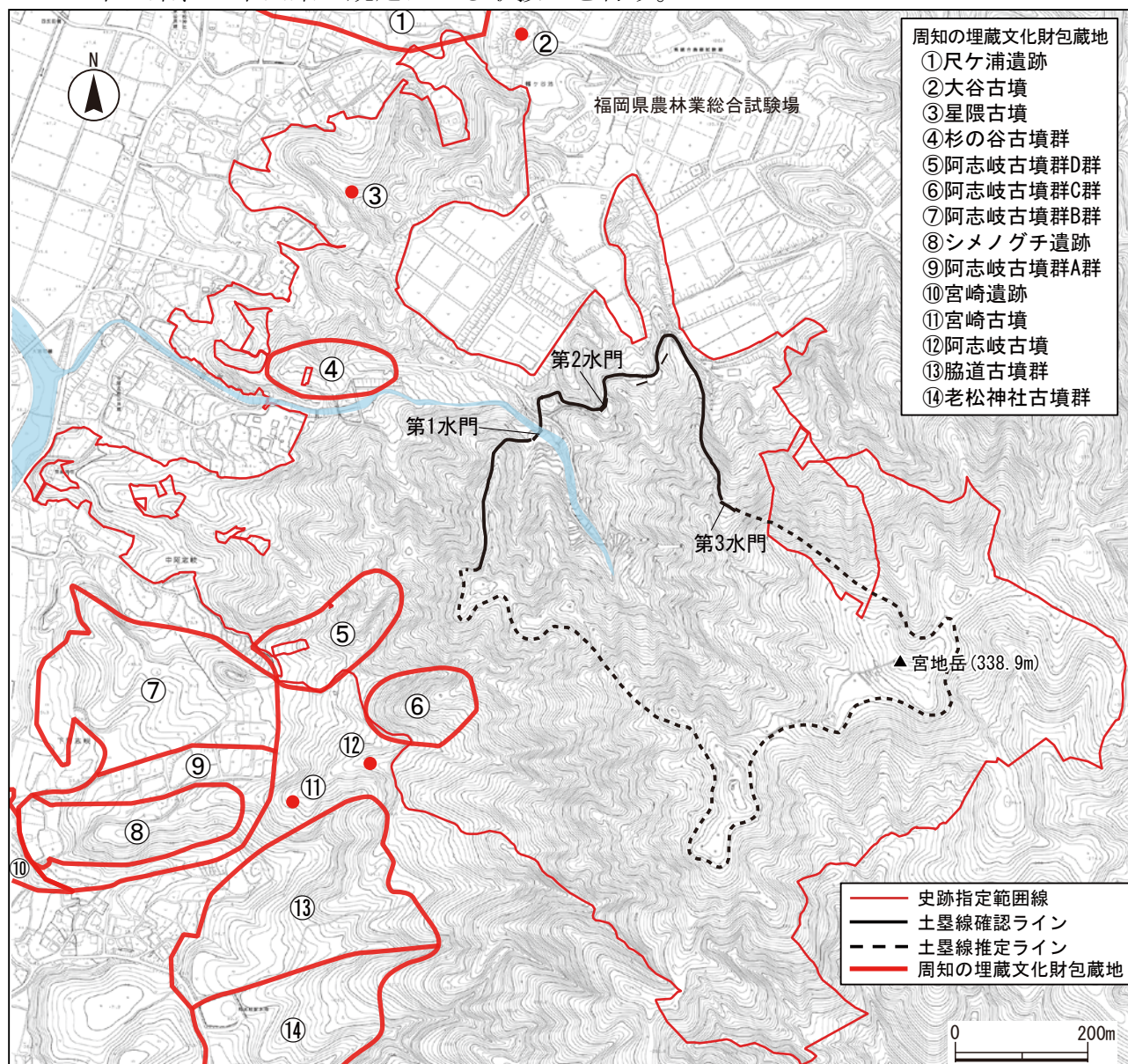


図 32 阿志岐山城跡と周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地

3. 追加指定及び公有化の方針（p56、課題 保 - オ）

（1）追加指定

史跡指定の際に、対象地の土地情報を調査の上、指定についての協議を行った。その際に、相続登記が未整理であったり、土地所有者の同意が得られなかった対象地については指定を見送っている。これらの未同意地については、土地所有者との協議を引き続き行って追加指定に取り組む。

（2）公有化

指定地については、将来にわたって適切な管理を行うため公有化が必要である。公有化にあたっては、史跡の本質的価値の中心を占める遺構が集中する、区域1 - 1や区域1 - 2、分収造林団地など、保存活用が急務である区域を優先的に推進する。土地所有者等を把握し、占有者の意向・理解と協力を得ながら長期的な視野で優先順をつけ計画的に取り組む。

4. 文化財の危険箇所の対応（p56、課題 保 - キ）

現状で把握している文化財の危険箇所については、変化を把握するための定点を設定して経過観察ができるような環境づくりに取り組む。また、毀損時の災害復旧の基礎図とするための詳細測量図の作成や現地精査を行うなど、調査研究とも連携して優先順位を付けながら計画的な対応に努める。

5. 保存管理に関わる環境調査

史跡阿志岐山城跡は、山に所在する史跡であるため第5章の現状と課題で整理するように、保存管理の課題を解決するためには様々な環境調査が必要である。

宮地岳全体の基盤である花崗岩は、長い年月を経て深層風化が進行しており、遺構は急傾斜面の風化土壌の上につくられている。史跡の保存活用を今後検討していくために、土壌の風化具合や分布等をボーリング調査等によって把握し、遺構周辺にかかる負荷などの把握に努める（p56、課題 保 - ケ）。

また、史跡の範囲内には保安林や分収造林、植林が所在している。史跡の本質的価値を構成する遺構に直接影響している樹木の把握、土砂災害を誘発するような高木の分布、林相や林床の状況の実態把握ができていないため、有識者に相談しながら把握に取り組む。その上で、有識者の指導を受けながら関係機関等と樹木管理について協議を行い、混交林化を含めた管理の方針をつくる（p56、課題 保 - コ）。

さらに、文化財においての危険箇所への対応策を検討するために、詳細測量データを活用して雨水流路や経路などの実態の把握に努める。

これらの環境調査に総合的に取り組み、得られた情報をもとに、本計画で示した区域ごとの特徴に合わせた保存管理の方法を見直し、継続可能な方法で保存管理に努める。

6. 分収造林団地の対応（p56、課題 保 - サ）

指定地内の分収造林団地の取扱いについて、契約の内容や伐採等の手法について継続的に関係者と協議・調整を行い、整理する方法を検討する。

第 8 章 調査・研究

第1節	調査・研究の方向性	78
第2節	調査・研究の方法	78
第3節	各区域で推進する調査・研究の内容	79



宮地岳と大野城跡・宝満山

第8章 調査・研究

第1節 調査・研究の方向性

史跡阿志岐山城跡は、城壁である土塁及び石塁の配置を明らかにし、城域を確定するための発掘調査が完了した段階であるが、それ以外の城内外の構造等が解明されていない。そのため、史跡の本質的価値を深める調査・研究を推進し、継続的に実施する。

調査・研究の実施にあたっては、土塁や石塁の崩落が確認されている箇所などは遺構の保護に有効な発掘調査を優先する。史跡の本質的価値の解明につながる区域2の城内の発掘調査等は、調査計画を立て継続的に実施する。

あわせて、国内外の古代山城の調査・研究の進捗を注視しながら史跡阿志岐山城跡の調査・研究を推進し、その調査成果を今後の史跡の保存活用に活かす。

第2節 調査・研究の方法

1. 調査・研究のための体制整備（p61、課題 調 - ア）

調査・研究の総合的な推進のためには、行政や研究機関等の関係者が連携し、今後の史跡阿志岐山城跡の保存活用の方針を踏まえて計画的に推進していく。そのために、管理団体である筑紫野市の文化財担当部局をはじめとし、行政と関係機関、研究者が連携して調査・研究を推進できるような体制の確立を目指す。

2. 総合的な調査・研究の推進（p61、課題 調 - ア・イ）

古代山城は、山の地形を巧みに利用して土木構造物をつくっていることから、考古学・歴史学・歴史地理学のみならず、土木工学・建築学的な視野も含め、総合的な研究・調査を継続的に行っていく。

（1）考古学的な調査・研究

考古学的な調査はこれまでの調査成果をうけた発掘調査と、いまだ未解明の部分を明らかにする発掘調査に分けられる。調査成果を受けた発掘調査については、土塁・石塁の崩落の復旧等にも係るため優先的に行う。

①これまでの調査成果をうけた発掘調査

土塁の夾築部の周辺には門跡が存在する可能性があるため、その確認を行う。現状、確認している土塁・石塁の構造などのさらなる解明、流出した石材の特定などを行う。また、土塁・石塁はハラミや脱落などの毀損が懸念されるため、早急に平面・立面・断面の3次元データを取得（カルテ化）し、崩壊の前兆を見逃さないよう定点観察を行えるようにする。

図化にあたっては、劣化・崩落具合などで優先順位を付け計画的に実施する。土塁や石塁を被覆する土砂等は、保存管理の観点で可能なものは撤去し、土塁の本来の形態を解明する。

②未解明部分の発掘調査

城内や城外の踏査を実施し、その成果をもとに調査計画をたてて継続的に土塁・石塁以外の城内の建物跡や登城道等の遺構の有無の発掘調査を行う。

(2) 歴史学・歴史地理学的な調査・研究 (p61、課題 調 - イ)

阿志岐山城跡の本質的価値の解明のため、築造の契機と考えられる古代大宰府やその周辺、国内外の古代山城、古代の東アジアなどの国際情勢などの調査・研究の進捗も注視しながら阿志岐山城跡の歴史学・歴史地理学的な調査・研究を進める。

(3) 土木工学・建築学的な調査・研究 (p61、課題 調 - イ)

史跡阿志岐山城跡内の土塁・石塁等の遺構、将来発見される可能性がある遺構等の構造については、他の古代山城の調査成果などを踏まえながら、土木工学・建築学的な視点でも調査・研究を行う。

3. 調査・研究成果の公開 (p61、課題 調 - ウ)

これまでに刊行された報告書や、今後継続的に調査を進めていくことで蓄積される調査成果について公開を行う。また、発掘調査については、調査中の成果の発信等も検討し、その情報の公開が史跡の活用に資するよう工夫する。

第3節 各区域で推進する調査・研究の内容

調査・研究の内容について、区域ごとに特に推進すべき内容をまとめる。

区域1 - 1：遺構の図化を優先的に進める。土塁・石塁は数ヶ所で崩落しており、保存管理に必要な情報が不足している。立体構造物としての構造や脱落した石材の調査を行う。特に第3水門を図化してハラムの定点観測を行う。第2水門には石塁に樹木が絡んでいるため、その取り扱いを協議した上で発掘調査を行い図化を行う。土塁の夾築部の周辺には門跡が存在する可能性があるため、背後列石やその周辺も含め発掘調査を行う。実施にあたっては、区域の中で最優先で計画し調査に取り組む。

区域1 - 2：遺構の図化を優先的に進める。土塁・石塁は数ヶ所で崩落しており、保存管理に必要な情報が不足している。立体構造物としての構造や脱落した石材の調査を行う。特に第1水門については、改変範囲や構造、脱落した石材の調査を行う。区域1 - 1よりも急な斜面に土塁が造られており、構造に違いが想定されるため発掘調査を行う。

区域1 - 3：山頂や自然地形部分にみられる平場などの確認調査を行う。

区域2：城内の通路や建物、石塁や列石に用いられた石材の石切場を想定した踏査や発掘調査を行う。

区域3：城外への通路、築造の際の作業場などの関連する遺構がないか、踏査等を踏まえた発掘調査を行う。

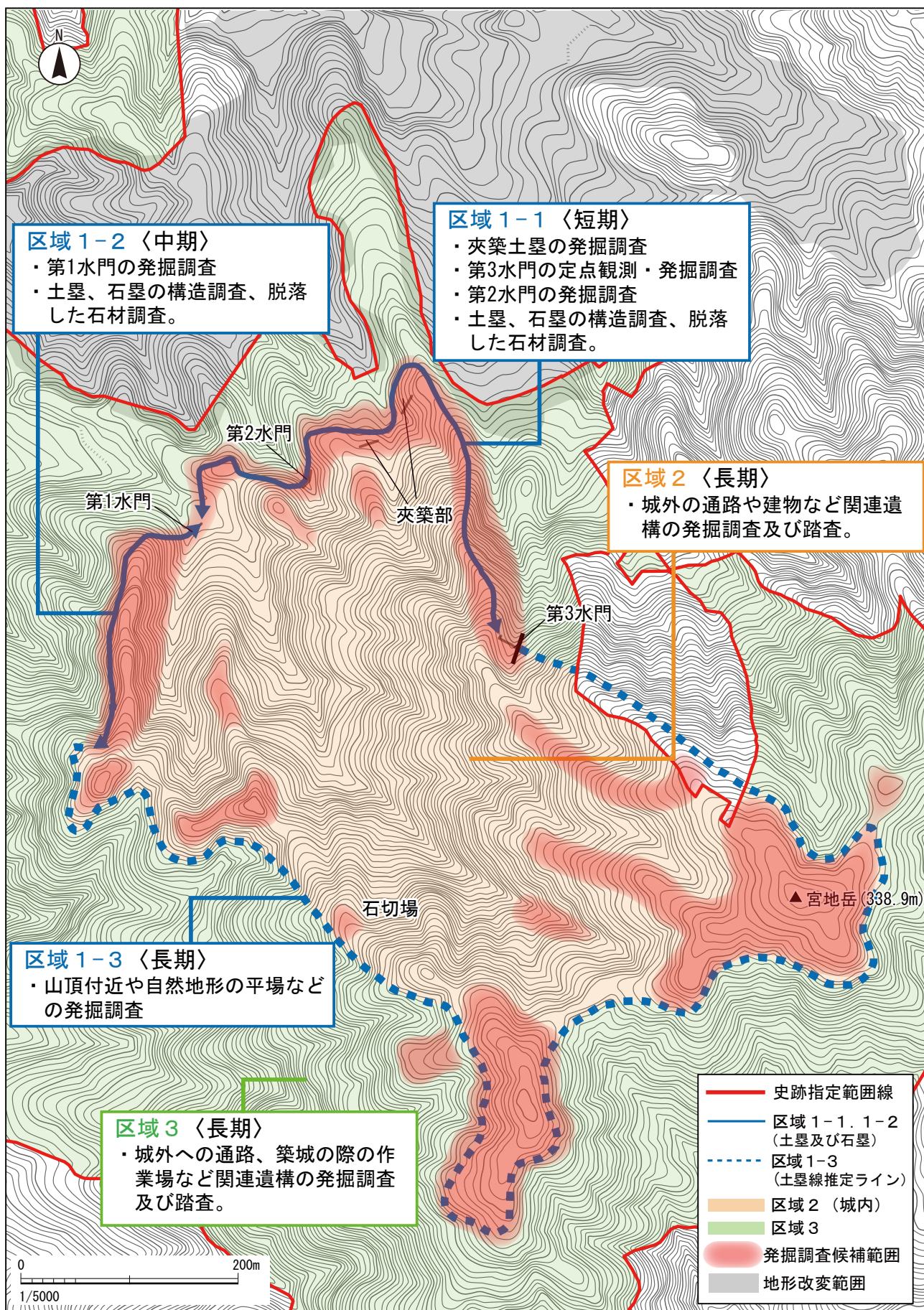


図 33 阿志岐山城跡発掘調査候補位置図
(昭和 45 年筑紫野町都市計画図の再トレース下図)

第 9 章 活用

第1節	活用の方向性	82
第2節	活用の方法	82
第3節	各区域の活用の方法	86



第3 水門（石塁）解説風景

第9章 活用

第1節 活用の方向性

本史跡では、国史跡指定を記念した史跡公開や、市歴史博物館での展示、解説パンフレットの作成、各種講座を行ってきたが、これらの活用事業が単発的になっている。

史跡の本質的価値を広く伝えるために、生涯学習や教育分野などと連携して多様な活用を推進する。史跡の本質的価値を広く伝えることで、人々に史跡の魅力を感じてもらい、古代の文化遺産として未来に守り伝えるための土壌を育む。

第2節 活用の方法（p62、課題 活－ア）

史跡の本質的な価値を広く知ってもらうために、多様な手法での活用を実施する。

1. 継続的な周知の取り組み（p62、課題 活－ア）

- ・ 2. ～ 8. に述べる方法で、これまで単発的になっていた取り組みを、本計画を活かしながら継続的に実施して史跡の認知度の向上に取り組む。

2. 史跡の段階的な公開（p62、課題 活－オ・カ）

- ・ 現状は安全の観点から非公開としているが、史跡の見学に関するマナーやルールをつくり、定期的な史跡の公開に取り組み、実物が持つ魅力を伝える。
- ・ 史跡の公開方針としては、史跡の保護と見学者の安全を確保しながら、史跡の実物が持つ魅力に触れることができるよう区域の特徴に合わせて行う。

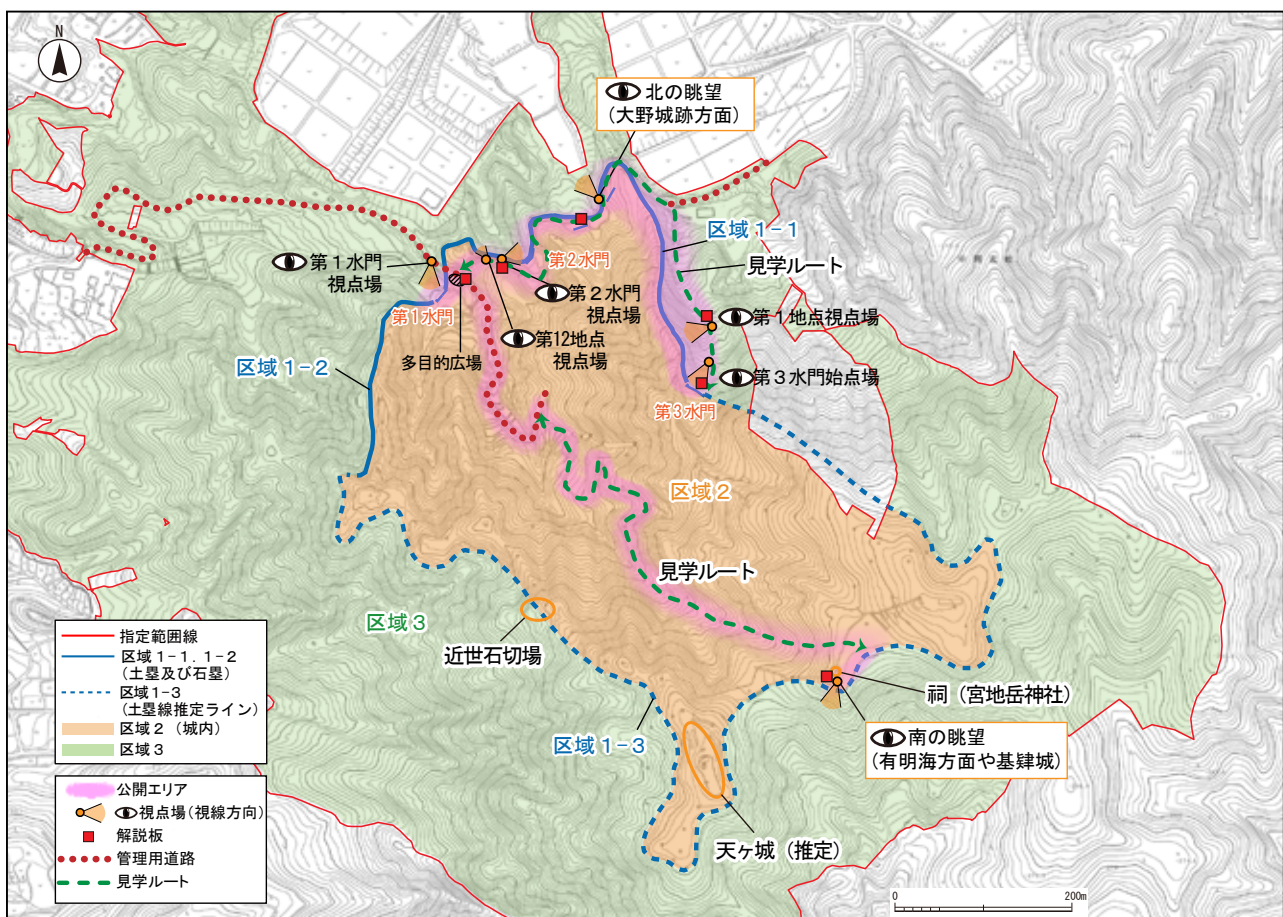


図 34 活用・整備概念図

- ・公開する区域は、史跡の本質的な価値が集中する区域1－1を最優先として見学ルートを設置する。その後、基肄城跡方面の南側眺望がきく宮地岳神社がある区域1－3の一部、その宮地岳神社に至るための区域2の一部について見学ルートを検討する。区域3については、管理用道路である中阿志岐林道との接続部分のみを史跡の導入部分として活用する。
- ・史跡の見学は、まずは年に数回の限定的な公開からはじめる。取り組みで改善点などの意見を取り入れながら、徐々に公開の回数や方法を増やせるよう方向性を検討し、公開・活用の幅を広げるよう努める。
- ・現状ではアクセスルートおよび駐車場の確保が解決していないため、長期的な視野でそれらの確保を検討する。それまでの間は、例えば事前申し込み制で、集合場所を指定した上で見学者を移動するような手段も想定するなど、見学ができる仕組みづくりを検討して、史跡の公開を企画・実施する。
- ・調査・研究での発掘調査とも関連させて、効果的な公開になるよう工夫する。



写真 80 史跡現地見学のイメージ

3. 常設で学べる場所の設置（p62、課題 活ーイ）

- ・阿志岐山城跡について学ぶことができる常設の場所がないため、本市の歴史博物館内にガイダンスコーナーを設ける。加えて、地域の公共施設にも阿志岐山城跡の情報を周知するコーナーをつくるよう協議を進める。



図 35 ガイダンスコーナーのイメージ



写真 81 ガイダンス例（岡山県鬼ノ城跡）



写真 82 展示イメージ（岡山県鬼ノ城跡）

4. 多様な方法での情報発信（p62、課題 活ーウ・エ）

- ・現在は、ホームページや解説パンフレットのみの解説であるため、史跡を来訪できない場合にも対応できるように、阿志岐山城跡の魅力を伝える映像やデジタルコンテンツなどを作成する。
- ・既存解説パンフレットの多言語版を作成し、多様なニーズに応える。また、調査・研究が進んだ際は適宜改訂版を作成する。



写真 83 多言語パンフレット例（五郎山古墳）



写真 84 解説映像及び多言語版例（五郎山古墳）

5. 生涯学習や地域と連携した活用の実施（p62、課題 活ーキ）

- ・史跡阿志岐山城跡に関する講座を適宜開催する。現地の公開は、限定的・段階的に進めていく予定であるが、見学が可能となった際には、現地の解説講座なども企画・実施する。
- ・歴史博物館以外の地域の施設等でのパネル展などを実施し、情報発信の幅を広げる。
- ・史跡阿志岐山城跡が所在する地域向けの講座や説明会などを実施し、地域の中で阿志岐山城跡の認知度や価値が根付くような取り組みを行い、協力を呼び掛けて保存活用の土壌を育む。あわせて、阿志岐山城跡の活用についてさらに深める。
- ・これらの取り組みを進め、史跡の公開等の取り組みが可能になった段階で、ボランティア等の育成も長期的な視野で検討する。



写真 85 講座の様子例（コミュニティセンター）



写真 86 他施設でのパネル展例（市文化会館）

6. 教育分野と連携した活用の実施（p62、課題 活一ク）

- ・学校教育と連携し、出前授業の実施や、学校でも使えるような子ども向け解説パンフレットなどを作成する。また、例えば版築盛土や修羅引き体験など、阿志岐山城跡の古代の築造技術を体感できるような学習を企画・実施する。
- ・阿志岐山城跡の魅力を多くの人に知ってもらい、また来訪してもらうために、どのように活用ができるのかを大学等の機関と連携して研究することで、阿志岐山城跡の活用に資するように努める。



写真 87 版築体験の様子例（提供：春日市）



写真 88 子ども向け解説パンフレット例
（五郎山古墳、基肄城跡：基山町）

7. 関連する古代の遺跡や山城と連携した活用の実施（p62、課題 活一ケ）

- ・市内の古代遺跡を面的に活用できるよう工夫する。
- ・史跡の周知を図るために、古代山城を管理する自治体と保存活用に関する情報共有を図り、活用の事例などを取り入れる。
- ・古代大宰府にまつわるストーリーである「古代日本の西の都～東アジアの交流拠点」は日本遺産の候補地域であり、阿志岐山城跡を含めた古代の大宰府に関連する史跡を持つ自治体と情報共有を図り、連携した活用に取り組む。

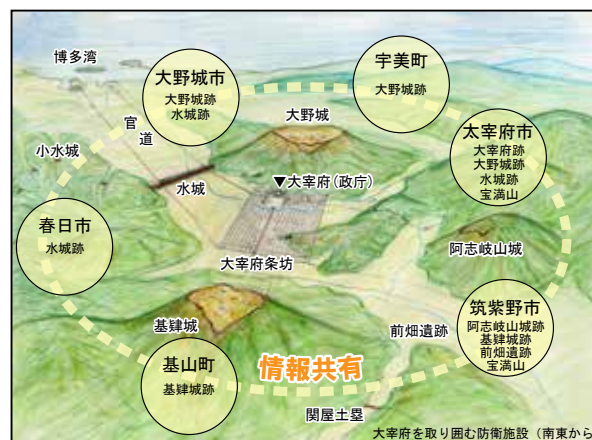


図 36 古代の大宰府に関連する史跡のイメージ
（下図提供：太宰府市教育委員会）

8. 市内の観光と連携した活用の実施（p62、課題 活一コ）

- ・本市には、武蔵寺や二日市温泉をはじめとする観光名所、大型商業施設など多くの人が訪れる豊かな観光資源がある。そのため、歴史に興味がある人々に限らない、幅広い人々への情報周知の相乗効果が期待される。解説パンフレットの配架やイベント開催時の周知、共同でのイベント等の模索など連携した活用に取り組む。



写真 89 商業施設での展示例（イオンモール）

第3節 各区域の活用方法

区域 1 - 1

史跡の本質的価値を示す遺構や急峻な地形につくられた山城を体感することができる区域である。そのため、史跡の魅力を体感してもらう区域と位置づけ、積極的な活用を行えるよう最優先で見学ルートを設定する。

見学ルートを設定する際は、史跡の本質的価値への理解を深められるように見学しやすい視点場を設ける。視点場の設置にあたっては見学ルートを歩きながら土塁や石塁（水門）を探す楽しみを体験できるよう工夫を行う。

区域 1 - 2

史跡の本質的価値を示す遺構は点在するが、特に急峻な地形で安全の確保が難しく、管理用道路もないため遺跡の管理と公開が難しい区域である。そのため、今のところ活用は控える。

区域 1 - 3

自然の尾根を城壁に見立てている区域である。宮地岳山頂を含み、筑後方面などの南側の眺望を得ることができるため、現地の一部を公開して活用する区域とする。そのため、区域 2 の谷筋を登って宮地岳山頂に至る見学ルートを設定し、宮地岳神社周辺から基肄城跡を望む視点場を検討する。

区域 2

現在のところ発掘調査が未実施で、遺構が確認されていない区域である。そのため、今後の調査・研究の成果によって活用について検討を行う。ただし、区域 1 - 3 の南側にある宮地岳神社へ至る部分については調査・研究の成果を待たずに活用を行う。

区域 3

現在のところ発掘調査が未実施で、遺構が確認されていない区域である。そのため、今後の調査・研究の成果によって活用について検討を行う。ただし、アクセスルートの一つとして検討している中阿志岐林道は、史跡への導入部分となるため、その活用を検討する。

第 10 章 整備

第 1 節	整備の方向性	88
第 2 節	整備の方法	88
第 3 節	各区域の整備の方法	91



阿志岐山城跡第 12 地点の復旧整備状況

第10章 整備

第1節 整備の方向性（p63、課題 整－ア）

本史跡では、本質的価値の保存と多様な方法での活用を実現するために、長期的な視野に立って整備を実施する。整備の項目は、史跡の本質的価値を守るための「保存管理のための整備」と、その価値を広く伝えるための「活用のための整備」に大別して取り組む。この二つの整備は、区域の特徴にあわせて優先順位を検討しつつ実施するが、特に「活用のための整備」では、活用の方法にもとづいて、安全面に配慮した最低限の取組みを最優先に実施する。

その後の保存管理・活用の実績を踏まえ、整備基本計画・基本設計・実施設計などの計画を策定した上で関係者や関係部局の理解を得つつ段階的に取り組むとする。

第2節 整備の方法

1. 保存管理のための整備

保存管理のための整備には、短期に着手する項目と中・長期的な視点で取り組む項目に分け取り組む。取り組み時期については見直しつつ実施する。

（1）短期に着手する項目

- ・史跡の保存管理に必要な指定地内の管理用道路の整備を行う。（p63、課題 整－カ）
- ・史跡の本質的価値を保存するため、遺構の危険箇所に優先順位をつけ、保存のための整備に取り組む。特に土塁や石塁（水門）などに生じている不安定化や、支障となっている樹木の除去を最優先に対応する。（p63、課題 整－ウ）

（2）中・長期的な視点で取り組む項目

- ・必要に応じて整備基本計画・基本設計・実施設計などの計画を策定した上で、関係者や関係部局の理解を得ながら段階的に取り組む。（p63、課題 整－ア）
- ・史跡の保存管理に必要な統一的なサインを設置する。（p63、課題 整－オ）
- ・史跡へのアクセスルートや駐車場を整備する。（p63、課題 整－カ）
- ・史跡を保存するために、山内の環境を保全する環境整備が必要である。有識者の指導のもと樹木管理の計画をたて、山内の環境や林床の裸地化を抑えるため混交林化を促す。環境整備については、地域や関係機関の協力を得られるよう努める。（p63、課題 整－ク）

表 27 保存管理のための整備の優先順位

優先順位	区 域	内 容
1	史跡全体	管理用道路整備
2	区域 1－1	第2水門 支障木伐採
3		第3水門 支障木伐採
4		夾築土塁 崩落部分手当
5		土塁 支障木伐採
6		崩落石材の特定
7	区域 1－2	土塁 支障木伐採
8		崩落石材の特定



写真 90 史跡地境界標（屋形古墳群：うきは市）



写真 91 注意喚起看板例（鬼ノ城跡：総社市）



写真 92 管理用道路と見学ルート例（鬼ノ城跡：総社市）



写真 93 駐車場整備例（善一田古墳公園：大野城市）

2. 活用のための整備

史跡の活用の方針や方法を実現するため、短期に着手する項目と中・長期的な視点に分け取り組む。取り組みの時期は、状況の変化に合わせて見直しつつ実施する。

（1）短期に着手する項目

- ・ 見学ルートは、見学者の安全に配慮した整備を行い、必要箇所に擬木階段などを適宜設置する。見学ルートの整備の際には、地域や関係者などの協力を得られるように努める。（p63、課題 整－エ）
- ・ 史跡の本質的な価値を伝えるための解説板を設置する。（p63、課題 整－オ）
- ・ 史跡の活用方法を踏まえ、史跡の本質的な価値を理解できるような視点場を設ける。（p63、課題 整－キ）

（2）中・長期的な視点で取り組む項目

- ・ 必要に応じて整備基本計画・基本設計・実施設計などの計画を策定した上で、関係者や関係部局の理解を得ながら段階的に取り組む。（p63、課題 整－ア）
- ・ 史跡の活用資する便益施設や多目的広場などの整備を行う。（p63、課題 整－イ）



写真 94 擬木階段の例（善一田古墳公園：大野城市）



写真 95 見学ルート沿いの柵の例
（善一田古墳公園：大野城市）



図 37 遺構前の視点場イメージ



図 38 見学ルートと視点場イメージ



写真 96 遺跡の総合解説板例（おつぼ山神籠石：武雄市）



写真 97 遺構の個別解説板例（鬼ノ城跡：総社市）



写真 98 視点場の例（おつぼ山神籠石第1水門：武雄市）



写真 99 現地解説書 BOX（石城山城跡：光市）



写真 100 ガイダンス例（屋形古墳群：うきは市）



写真 101 便益施設例（水城跡：太宰府市）

第3節 各区域の整備の方法

区域 1 - 1

史跡の本質的価値を示す遺構や急峻な地形につくられた山城を体感することができる区域であるため、最優先で「保存管理のための整備」と「活用のための整備」を行う区域とする。

【保存管理のための整備】

- ・管理用道路や史跡を明示する標識等の整備を行う。
- ・遺構の危険箇所は、優先順位を付けて適時補修等を行う。また、土塁や石塁（水門）の保存の支障になっている木は、関係者の協力を得ながら伐採し、支障木の影響を受けて毀損している部分の被害が広がらないように努める。
- ・有識者の指導のもと、樹木管理の計画をたてて環境整備を行い、林床の裸地化を抑制するための混交林化を促す。環境整備については、重要な遺構が多い本区域を優先し、地域や関係機関の協力を得られるよう努める。

【活用のための整備】

- ・見学ルートを整備することによって史跡の見学が可能となるため、その設置を最優先で行う。
- ・見学者の安全に配慮した見学ルートの整備を行い、必要箇所に擬木階段などを適宜設置する。見学ルートの整備の際には、地域や関係者などの協力を得られるように努める。
- ・史跡の本質的な価値を伝えるための解説板を設置する。
- ・史跡の活用の方法を踏まえ、史跡の本質的価値を理解できるような視点場を設ける。
- ・区域内の整備地点は、調査・研究の成果をもとに優先順位を検討する。

区域 1 - 2

史跡の本質的価値を示す遺構は点在するが、特に急峻な地形で安全の確保が難しく、管理用道もないため遺跡の活用を控える地域である。そのため、「保存・管理のための整備」のみ取り組む。

【保存管理のための整備】

- ・地形が急峻で管理用道路の設置が難しいため、管理上必要な最低限の安全対策を検討する。
- ・遺構の危険箇所は、優先順位を付けて適時修理を行う。また、土塁や石塁（水門）の保存に支障となっている木は関係者の協力を得つつ伐採し、支障木により影響を受けて毀損している部分の被害が広がらないように努める。
- ・区域 1 - 1 の環境整備の成果を踏まえ、有識者の指導のもと樹木管理の計画を立てて環境整備を行い、林床の裸地化を抑制するための混交林化を促す。環境整備の際は、地域や関係機関の協力を得られるよう努める。

区域 1 - 3

自然の尾根を城壁と見立てている区域であるため、現状では遺構は所在しない。宮地岳山頂を含み、そこから南側の筑後方面の眺望を得ることができるため、一部の現地を公開して活用する区域である。

【保存管理のための整備】

- ・管理用道路や、史跡である明示をするための標識等の整備を検討する。
- ・遺構が所在しないため、区域 1 - 1 の環境整備の成果を踏まえ、その実施も含めて検討する。

【活用のための整備】

- ・宮地岳山頂から南側の筑後方面へ眺望を得られる視点場を設ける。視点場の設置にあたっては樹木の管理が必要なため、地域や関係機関の協力を得られるよう努める。
- ・視点場に至る見学ルートを整備する。見学ルートは安全に配慮したものとし、必要箇所に擬木階段などを適宜設置する。見学ルートの整備の際には、地域や関係者等の協力を得られるように努める。
- ・史跡の本質的な価値を伝えるための解説板を設置する。

区域 2

現在のところ発掘調査が未実施で、遺構は確認されていない区域である。そのため、今後の調査・研究の成果によって整備について検討を行う。

【保存管理のための整備】

- ・管理用道路や、史跡である明示をするための標識等の整備を検討する。
- ・遺構が所在しないため、区域 1 - 1 の環境整備の成果を踏まえ、その実施も含めて検討する。

【活用のための整備】

- ・区域 1 - 3 の宮地岳神社に至る見学ルートについては、調査・研究の成果を待たずに整備を行う。

区域3

現在のところ発掘調査が未実施で、遺構は確認されていない区域である。保存管理の方針としては経過観察が主体であり、活用についても今後の調査・研究の成果によって検討を行う。

【保存管理のための整備】

- ・アクセスルートの一つとして検討している中阿志岐林道を含むため、その部分については管理用道路としても整備を検討する。
- ・遺構が所在しないため、区域1 - 1の環境整備の成果を踏まえ、樹木管理についてその実施も含めて検討する。

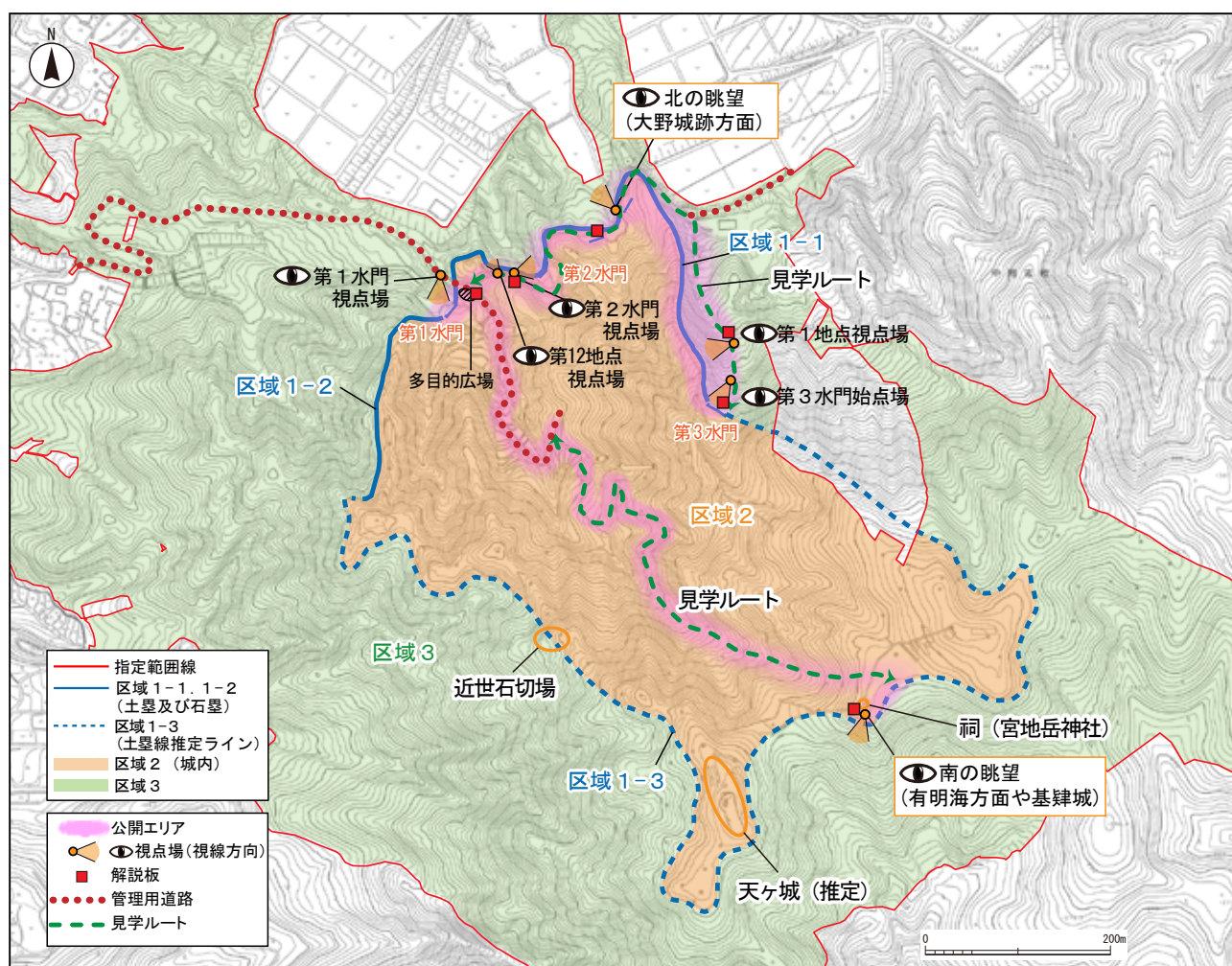


図 39 活用・整備概念図



第 11 章 運営・体制

第 1 節	運営・体制の方向性	96
第 2 節	運営・体制の方法	96



博多方面から見た二日市低地帯と宮地岳

第11章 運営・体制

史跡阿志岐山城跡は、荒天後の巡視を含めた日常管理や災害復旧工事等に取り組んでおり、200名を超える土地所有者や複数の関連機関、地域等の多くの関係者と協力して事業に取り組んでいる。今後、史跡の保存活用を進めていくことで、地域や教育委機関、さらに史跡を見学して学ぶ人との関わりも増えてくると想定される。

保存活用を進めるためには、多くの関係者等が史跡阿志岐山城跡を未来へ守り育むという目的へ向かう、連携した体制整備が必要である。

第1節 運営・体制の方向性

管理団体と土地所有者や関係機関等が、地域の協力を得て、文化庁や福岡県の指導協力をうけながら連携し、阿志岐山城跡の保存活用の適切な運営が行える体制とする。本計画を進めるために、土地所有者や関係機関等に本計画への理解と協力を求める。

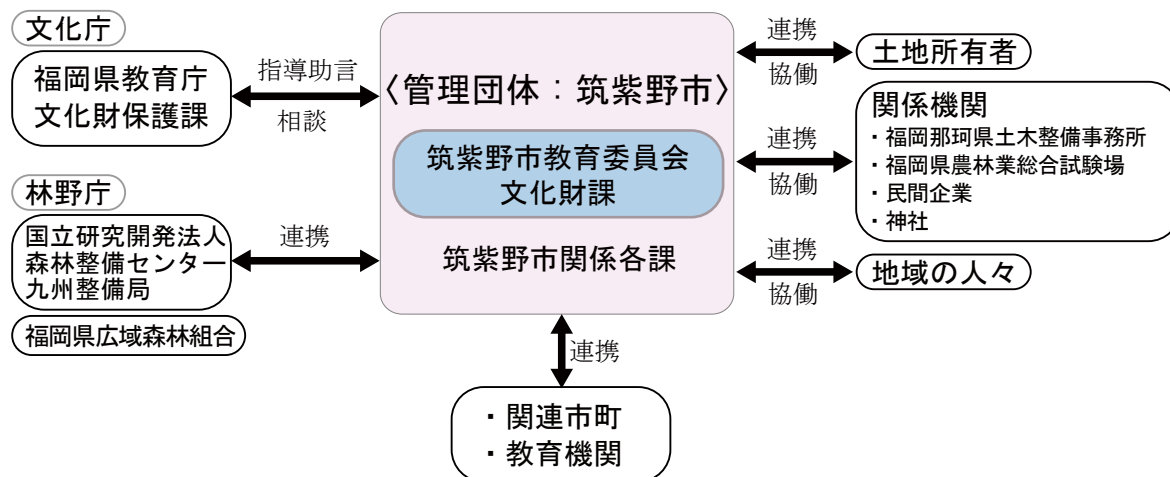


図40 連携体制図

第2節 運営・体制の方法

1. 保存活用の体制の強化（p64、課題 運－ア）

史跡の保存の観点では、定期的な巡視や集中豪雨や台風等の荒天後の災害復旧などの日常管理が不可欠であり、現在は管理団体である筑紫野市が主体となって実施している。また、活用の観点では、現状では史跡の公開を実施しておらず、常設の学ぶ場所もないため、担当部署で適宜質問等に対応している現状である。

しかし、将来にわたって史跡の保存管理に必要な継続的な日常管理や、史跡の活用を行うためには、地域等の協



写真102 阿志岐山城跡内の巡視

力を得ながら運営・体制を強化する必要がある。

運営・体制を強化するために、管理団体だけでなく地域の内外に関わらず協力を得られるような体制作りを目指す。そのために、まずは関係者や地域へ史跡の本質的価値や本計画の内容を周知して保存活用のための理解を促進し、協力を得られる関係づくりを行う。

その方法としては、本市は管理団体として理解を深めるために必要な関連情報の共有に努める。また、調査・研究の成果の公表やその活用を進め、史跡の情報に触れる機会を増やして魅力を感じてもらうことで、史跡阿志岐山城跡を守り育む土壌を育成する。この取り組みを進めることにより、関係者や地域だけでなく史跡を楽しむ人々とも関係を深め、それらの人々などが一体となって阿志岐山城跡を守る協働体制に結びつける。

2. 内部体制の拡充（p64、課題 運一ア・イ）

本史跡の保存活用にあたっては、多岐にわたる内容の取り組みが長期間にわたって必要になることが想定される。そのため、管理団体として、それらの取り組みに対応するために必要な人員の確保に努める。取り組みの段階や内容に応じて、市の関連部に史跡の保存活用の協力を求めるなど内部体制の拡充に努める。また、今後の保存活用にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を受けながら取り組み、段階に応じた委員会等を設置して事業を推進する。

3. 関係者等との連携体制の整備（p64、課題 運一ウ）

近年、史跡阿志岐山城跡では集中豪雨などで史跡の毀損も相次いでおり、適切に対応するために土地所有者等の関係者と情報を共有できる体制が必要である。また、森林管理や治山・治水部局などの関連機関とも情報の共有を行う必要がある。そのため、各方面と速やかに情報の共有ができるよう、日頃より関係づくりをおこない、連携体制の整備に努める。

4. 関連自治体と横断的な情報共有の継続（p64、課題 運一エ）

史跡阿志岐山城跡を適切に保存活用するため、保存管理や活用、整備など様々な視点で先行事例等の情報の収集に努める必要がある。そこで、関連する古代の遺跡や古代山城を保存活用する自治体等との連携を継続し、情報の共有を行う。



第 12 章 今後の取り組み

第 1 節	施策の実施計画	100
第 2 節	進捗確認	101
第 3 節	計画の見直し	102



阿志岐山城跡と御笠一帯

第12章 今後の取り組み

第1節 施策の実施計画

史跡阿志岐山城跡保存活用計画の目的は第1章第1節に示すとおり、史跡阿志岐山城跡を適切に保存・活用し、次世代につなぐことを目的としている。市内には、阿志岐山城跡以外にも特別史跡基肆城跡をはじめとした合計6つの国史跡が所在しているため、各史跡の事業が重複し同時並行で進行する。さらに、それらの保存活用の取り組みは長期にわたると想定される。

そのため、史跡阿志岐山城跡の保存活用を計画的に取り組むため各項目の実施計画を示す。実施計画では、短期・中期・長期に分け、短期を2026年度から2030年度までの5年間、中期を2031年度から2035年度の5年間とし、長期を2036年度以降と設定する。

事業の実施にあたっては、人員体制や予算の協議を十分に行い、史跡の状況や社会情勢の変化なども踏まえつつ進捗管理をし、必要に応じて内容の見直しを行う。

表28 主な施策の実施時期

		2026	2030	2035
主な施策		短期	中期	長期
保存管理 [第7章]	1. 区域ごとの特性に合わせた保存管理			
	2. 現状変更等の取り扱い			
	3. 追加指定			
	3. 公有化			
	4. 文化財の危険箇所の対応			
	5. 保存管理に関わる環境調査			
調査研究 [第8章]	6. 分収造林団地の対応			
	1. 調査・研究のための体制整備			
	2. 総合的な調査・研究の推進			
活 用 [第9章]	3. 調査・研究成果の公開			
	1. 継続的な周知の取り組み			
	2. 史跡の段階的な公開			
	3. 常設で学べる場所の設置			
	4. 多様な方法での情報発信			
	5. 生涯学習や地域と連携した活用の実施			
	6. 教育分野と連携した活用の実施			
	7. 関連する古代の遺跡や山城と連携した活用の実施			
整 備 [第10章]	8. 市内の観光と連携した活用の実施			
	区域1-1 保存管理のための整備			
	区域1-1 活用のための整備(定期公開に向けて)			
	区域1-2 保存管理のための整備			
	区域1-3 保存管理のための整備			
	区域1-3 活用のための整備			
	区域2 保存管理のための整備			
	区域2 活用のための整備			
運営・体制 [第11章]	区域3 保存管理のための整備			
	1. 管理保存の体制の強化			
	2. 内部体制の拡充			
	3. 関係者等との連携体制の整備			
	4. 関連自治体と横断的な情報共有の継続			

特に実施

常時実施

第2節 進捗確認

これまでに示してきた阿志岐山城の保存管理、調査・研究、活用、整備、運営・体制の施策が効果をあげているか把握する必要がある。そのために、第1節の実施計画で挙げた主な施策を対象項目として、進捗を確認する。

進捗確認は、主な施策に確認項目を設け、表30の点検表を用いて毎年実施する。その確認成果をもとに、改善点の抽出やより良い新たな施策や方針を立案しながら取り組みを進める。確認項目については、今後の社会情勢等の変化に応じて検討し、修正するものとする。

表 29 進捗確認表

	主な施策	確認項目
保存管理	区域ごとの特性に合わせた保存管理	実施の状況
	現状変更等の取り扱い	届出件数
	追加指定	実施の状況
	公有化	協議件数
	文化財の危険箇所の対応	実施の状況
	保存管理に関わる環境調査	実施の状況
	分収造林団地の対応	協議件数
調査研究	総合的な調査・研究の推進	実施件数
	調査・研究成果の公開	実施の状況
活用	継続的な周知の取り組み	実施の状況
	史跡の段階的な公開	実施の状況
	常設で学べる場所の設置	実施の状況
	多様な方法での情報発信	実施の状況
	生涯学習や地域と連携した活用の実施	実施の状況
	教育分野と連携した活用の実施	実施の状況
	関連する古代の遺跡や山城と連携した活用の実施	実施の状況
	市内の観光と連携した活用の実施	実施の状況
整備	保存管理のための整備	実施の状況
	活用のための整備	実施の状況
運営・体制	保存管理の体制の強化	協議回数
	内部体制の拡充	職員数
	関係者等との連携体制の整備	協議の状況
	横断的な情報共有	協議の状況

表 30 阿志岐山城跡保存活用計画進捗点検表

令和 年度	主な施策	確認項目	結果
保存管理	区域ごとの特性に合わせた保存管理	実施の状況	
	現状変更等の取り扱い	届出件数	
	追加指定	実施の状況	
	公有化	協議件数	
	文化財の危険箇所の対応	実施の状況	
	保存管理に関わる環境調査	実施の状況	
	分収造林団地の対応	協議件数	
調査研究	総合的な調査・研究の推進	実施件数	
	調査・研究成果の公開	実施の状況	
活用	継続的な周知の取り組み	実施の状況	
	史跡の段階的な公開	実施の状況	
	常設で学べる場所の設置	実施の状況	
	多様な方法での情報発信	実施の状況	
	生涯学習や地域と連携した活用の実施	実施の状況	
	教育分野と連携した活用の実施	実施の状況	
	関連する古代の遺跡や山城と連携した活用の実施	実施の状況	
	市内の観光と連携した活用の実施	実施の状況	
整備	保存管理のための整備	実施の状況	
	活用のための整備	実施の状況	
運営・体制	保存管理の体制の強化	協議回数	
	内部体制の拡充	職員数	
	関係者等との連携体制の整備	協議の状況	
	横断的な情報共有	協議の状況	

第3節 計画の見直し

本計画の見直しは、計画期間 10 年をめぐりに実施する。ただし、毎年行う進捗確認を分析し、史跡の現状の変化、調査・研究の進捗、周辺環境や社会情勢の変化などを踏まえて必要に応じて行う。

参考資料

【文化財保護法】

【文化財保護法施行令】

【重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令】

【特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則】

【特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則】

【史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則】

【特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則】

※法令及び規則については、(e-Gov) (<https://www.e-gov.go.jp/about/e-gov/designguidelines/>) を もとに筑紫野市教育委員会が抜粋して掲載している。

【文化財保護法】

文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年五月三〇日法律第二百十四号）
令和四年法律第六十八号による改正

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
 - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
 - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
 - 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁（りょう）、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
 - 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
 - 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五百十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第九十条、第一百条、第一百十二条、第二百二十二条、第三百十一条第一項第四号、第五百十三条第一項第十号及び第十一号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。
（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

（文化庁長官による発掘の施行）

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（指定）

第一百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日

から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

(解除)

第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第一百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除は、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第一百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(文化財保存活用大綱)

第八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱(次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。)を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

(文化財保存活用地域計画の認定)

第八十三条の三 市町村の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。)は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画(以下この節及び第九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針

二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容

三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項

四 計画期間

五 その他文部科学省令で定める事項

3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会(第八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあっては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第八十三条の五第二項において同じ。)の意見を聴かななければならない。

4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。

8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

(認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更)

第八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村(以下この節及び第九十二条の六第二項において「認定市町村」

という。)の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

(認定市町村の教育委員会による文化財の登録の提案)

第百八十三条の五 認定市町村の教育委員会は、第百八十三条の三第五項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第百八十三条の七第一項及び第二項において同じ。)を受けた文化財保存活用地域計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第百九十二条の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。)の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第百八十三条の六 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第百八十三条の七 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第百八十三条の三第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

(市町村への助言等)

第百八十三条の八 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

2 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

(協議会)

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第百二十一条第二項(第百七十二条第五項で準用する場合を含む。))及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。))、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第百十八条、第百二十条、第百二十九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。)の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

三 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条(第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第百三十条(第百七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項(第九十三条第一項において準用する場合を含む。))の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定

による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
- 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。
- 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百二十五条第五項
 - 二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三百三十一条第二項
 - 三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項
- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
- 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
- 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

（認定市町村の教育委員会が処理する事務）

第百八十四条の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うことができる。

- 2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定を準用する。
- 3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は許可の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。
- 4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

（出品された重要文化財等の管理）

第百八十五条 文化庁長官は、政令で定めるところにより、第四十八条（第八十五条で準用する場合を含む。）の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を、都道府県又は指定都市等の教育委員会が行うこととすることができる。

- 2 前項の規定により、都道府県又は指定都市等の教育委員会が同項の管理の事務を行う場合には、都道府県又は指定都市等の教育委員会は、その職員のうちから、当該重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

【文化財保護法施行令】

文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和五十年政令第二百六十七号）
令和四年政令第三百四十八号による改正

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。））、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
- 二 法第四十三条第四項（法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
- 三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
- 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
- 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
- ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
- 三 法第五十四条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号又に掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改

- 築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巢で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。
- （出品された重要文化財等の管理）
- 第七条 文化庁長官は、法第百八十五条第一項の規定により、法第四十八条（法第八十五条において準用する場合を含む。）の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を当該出品に係る公開を行う施設が存する都道府県教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする場合には、あらかじめ、当該教育委員会が行う事務の範囲を明らかにして、当該教育委員会の同意を求めなければならない。
- 2 都道府県又は指定都市等の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。
- （事務の区分）
- 第八条 第五条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第三項（第二号に係る部分を除く。）及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

【重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令】

重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（抜粋）

（平成三十一年文部科学省令第五号）
令和三年文部科学省令第三十二号による改正

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第九節 史跡名勝天然記念物保存活用計画

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定の申請）

第四十条 法第二百二十九条の二第一項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による史跡名勝天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。）の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十八号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 史跡名勝天然記念物保存活用計画に法第二百二十九条の二第三項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第四十二条第二項において同じ。）に規定する事項を記載している場合には、次に掲げる書類、図面及び写真

イ 現状変更等の設計仕様書及び設計図又は計画書

ロ 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料

ハ 申請者が管理団体であるときは、現状変更等に係る工事その他の行為が行われる土地の所有者の承諾書

ニ 申請者が権原に基づく占有者（現状変更等に係る工事その他の行為が行われる土地に係るものに限る。）以外の者であるときは、権原に基づく占有者の承諾書

ホ 管理団体がある場合において、申請者が所有者であるときは、管理団体の意見書

ヘ 管理責任者がある場合は、その意見書

二 その他参考となるべき書類、図面又は写真

（添付書類等の記載事項等の変更）

第四十一条 前条第二項の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の記載事項）

第四十二条 法第二百二十九条の二第二項第四号（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 史跡名勝天然記念物保存活用計画の名称

二 史跡名勝天然記念物の指定年月日

三 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

五 その他参考となるべき事項

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画に法第二百二十九条の二第三項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準（申請者が定める史跡名勝天然記念物の適切な保存のために必要な現状変更等の行為者、態様、頻度、規模、区域、期間その他の現状変更等の内容及び実施の方法に関する基準をいう。次条第一号において同じ。）

二 現状変更等を必要とする理由

三 現状変更等の内容及び実施の方法

四 現状変更等により生ずる物件の滅失又は毀損、景観の変化その他現状変更等が史跡名勝天然記念物に及ぼす影響に関する事項

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定の基準）

第四十三条 法第二百二十九条の二第四項第四号（法第二百二十九条の三第二項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準が明確であること。

二 現状変更等の内容及び実施の方法が明らかであること。

三 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがないこと。

四 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがないこと（前号に掲げるものを除く。）。

五 史跡名勝天然記念物（動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）及び植物（自生地を含む。）に限る。）の生息環境又は生態系に著しい影響を及ぼすおそれがないこと（前二号に掲げるものを除く。）。

（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の軽微な変更）

第四十四条 法第二百二十九条の三第一項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 計画期間の変更

二 史跡名勝天然記念物の現状変更等（法第二百五条第一項の許可を受けなければならないもの又は法第六十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項の規定による同意を求めなければならないものに限る。）に関する変更

三 前二号に掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

（現状変更等の許可の特例の際の様式）

第四十五条 法第二百二十九条の四（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十九号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、現状変更等の結果を示す写真又は見取図を添えなければならない。

【特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則】

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）

（昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号）

平成三十一年文部科学省令第七号による改正

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第

三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理責任者が個人である場合に於ては、その職業及び年齢
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 七 新管理責任者が個人である場合に於ては、その職業及び年齢
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所

- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
- 十一 滅失、毀損等の事実を知った日
- 十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。
(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第百十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

【特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則】

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

(昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号)
平成三十一年文部科学省令第七号による改正

(許可の申請)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

【史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則】

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（抜粋）

（昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号）
平成三十一年文部科学省令第七号による改正

（標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第二百十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会（当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は指定都市）の名称。第四条第三項において同じ。）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

【特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則】

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（抜粋）

（昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号）

平成三十一年文部科学省令第七号による改正

（復旧の届出）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）

第五条 法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。